









皆シテ來ルノ其餘ノ諸器財ハ廢スルナリトキ、八月殿閣落成、今ノ諸士臣ノ役銀ヨリ  
 トリ始ル。十六日、公徒リ玉ヒ、富山守山木舟ノ士臣工商陸續引キ移リ、隆然タル一  
 都會ヲナス。高岡ヘ移住ノ諸士、凡テ四百三十餘良也。其人略シテ大抵皆十年  
 内第ニ城地ノ前後及ヒ、聖伯上ノ飯内或ハ土器町木ノ所マテ、伊藤内右、勝伯、客館ノ地  
 伯此時ノ改居マシ、京也。且此時、富山守木舟ヨリ、工商ノ家、六、百、三、十、町、計、ニ、等、ト、割  
 ハ名アリ、或云、其頃、千保河、最モ、巨深ニシテ、水市ノ會、泰ニテ、海船着岸ス、今ノ河原、瑞  
 淵龍ヲ建シ、寺ノ閣ノ千保河、水ノ勢、建瓶ノ如ク、出村ノ寺、上後、才、水、ノ、激、ス、ル、所、ニ、裂、テ、千、保、河、柳  
 半ヲ減シ、モ云、庄ノ千保河、水ノ勢、建瓶ノ如ク、出村ノ寺、上後、才、水、ノ、激、ス、ル、所、ニ、裂、テ、千、保、河、柳  
 平メニ、應シテ、瑞龍閣、記ヲ、作、リ、寛、政、方、己、未、五、月、瑞、龍、寺、フ、其、取、事、ハ、景、中、ニ、管、テ、治、港、師、ノ  
 〔参考〕

〔越中志〕

新七

富山城

昔ハ

安住ノ

城ト云

神保家

ニ三代

居城ナ

後佐々成政居城、天正八年閏三月ノ事ナリ、天正十三年九月五日、佐々降参ニテ、

利家卿是ヲ賜リ、前田佐州ヲ入置玉フ、其後慶長十三年、利長卿、富山ヘ入セラル、

年〇富山入城ハ、誤レリ、此節、西ハ安養坊、吳服町ヨリ、東ハ新庄水橋マテ、家中ノ家建

後關成天皇慶長十四年







盛徳アリテ、風高岡ニ鳴ク事、詩外傳ニ出ツ、蓋高岡ト名ル所ノ者、士民公ノ  
 名ヲシムルノ取ルヤ必セリ、三靈記、習練抄、等ニ、所謂壁臣三休ヲシテ之ヲ  
 モノ、既ニ中ノ治亂ノ如キハ、恐クハ非ナリ、是ヨリ、先キ、野史ニ、高岡ノ名ヲ載スル  
 ナ名ヲ考ヘス、一ニ後世ノ名號ヲ以テ之、國祖ノ太閤ヨリ賜リシ、伏見秀次君遺館  
 ノ良材ヲ以テ、殿閣ヲ造ラサセラ、レテ落成ス、即チ同年ノ秋、之ニ移リ居玉フコ  
 ト六年、十九年五月二十日、公此城ニ薨ス、同年浪華冬役ニハ、稻垣與右衛門本記ハ  
 慶長十九年ヲ置キ、元和九年浪華夏役ニハ、岡島備中留守タリ、同年微妙公凱旋後  
 城中ノ殿閣ヲ廢セラル、景周按ルニ此殿閣ノ故材ヲ以テ再造シ、享保戊申三月、客館  
 造リ、寛延戊辰六月迄ニ之ヲ廢セリ、

〔高岡開闢由來記〕

櫻馬場、慶長十四年成、馬術射的稽古所なり、四方櫻樹大和  
 吉の山花種なりし、猶其後を植そへしものなり、櫻樹間々の老松は、播州舞子濱  
 松にして、移しうゑたるものなり、御馬場長二百七十六間、幅員九間五分餘、

慶長十五年庚戌

紀元二千二  
百七十年

三月 朔丁未

十七日、癸巳高岡、關野社の神輿、城内に渡御し、市民山車を造りて三の丸に  
 抵る、

〔高岡市沿革志〕

慶長十五年正月、神職關正意

或ハ正保

を召され、三月十五日

稻荷神社を城内に建立せしめらる、是の月十七日、關野二社即チ熊野の神輿二  
 の丸に渡御あらせられ、氏子各町の山棚々車等進みて三の丸に抵る、翌十八日、  
 祈禱料米拾表宛を右二社に下賜せらる、而して今に迄るまで、毎年例祭には、山  
 棚棚車を曳き、鼓吹耳を易へ、燦爛として眼を眩じ、其繁華我が加越能三州諸社  
 の神會に冠たり、尤も、御車山は、利長公より本町の内七町通町、御馬出町、守山町、  
 二番町に付與せられたる物に係れり、

〔高岡關野神社曳山供奉由緒書〕

瑞龍院様、御眞筆御書、御印之物等、御本紙子今

神主社納被致候、

右御所御車之儀は、慶長二年、高德院様、伏見御在館之節、聚樂亭之御所を御拜領  
 被成、右御所に相添居品之内にて、瑞龍院様、御當地關野に御城被爲築、高岡より  
 御改被遊、正一位加久彌岡野社の神輿等御寄附被遊、右御車神幸供奉之祭器に  
 被爲仰付、則九兵衛様、左内様承りに、其節に町老中江迄御渡、大町之内七町え  
 拜領仕候、

一御城中、御城下に可爲御鎮守、殿重之御定に、町前御戸帳、并御太刀、弓矢、御鳥  
 毛、長柄、其外供奉御徒衆、御人歩被爲仰付、御前御車山行裝、床机、りんぼうに玉ひ



京都祇園會之式法に可任之旨奉蒙御嚴命候事

一神輿金具并御車山金具等に桐之御紋并梅鉢之御紋先規より被爲仰付置通示今在之事

一御當地御開闢町割等成就御移徙之上町中御巡諭被爲遊候砌兼而日爲御意町老中居宅御目印幕を爲御張置之由依之翌年御祭禮より御車奉預候者之宅にも御目印御紋并御車之紋幕申候示今古幕持傳居申候事

一神輿御天井之内に御棟札在之御名者羽柴肥前守様と御座候則神主より明和五年夫々御達申置候事

一慶長十五年より十九年まで毎歲御祭禮神舞之後御車山にて御丸江曳揃奉の上説候處三月二十一日御眞筆御書被爲成下車山出來宜候て御安氣被遊金子被下候其外御好御指圖之御書并うちまき拾俵被爲上御書物等前段寫之通りに御座候

一御薨去之後御家中方金澤江御引越に付供奉之御徒衆代り迄て町人之内人品等相撰帶刀爲仕候て神幸并御車山行裝等全く御在城之通り式聊無怠曳渡來申候尤示今坂下町へ七本之御車山曳揃候儀は三の御丸江曳せり候古例式

に御座候

一中古迄神輿出御等の刻御奉行所御參詣被遊候此儀は往古御在城之節御代拜等御座候番式之由示今申傳候且近年迄町御下代中御出も右古例之掟と承知仕罷在申候

〔参考〕

〔高岡關野神社曳山供奉由緒書〕

承應三年八月微妙院様より關野社江稻荷社領十二石五斗御寄附被遊候砌も當社大八車祭之儀御意御座候由傳承仕候

一明曆二年御當地御旅館へ神主被爲召祭器并式帳等微妙院様被爲聞召社領御再建之義茂御意御座候事

一延寶六年七月十日於御旅館松雲院様被爲成御尋御寄附神輿以下之御神式其節之社職より奥村兵部様御取次にて被達御聽に候事

一寶曆五年四月御上使松平頼母様御河内善兵衛様御國へ被爲入候砌當社大祭日等之儀可書上之旨御用番本多安房守様被仰渡寺社所江御車山練物等之義も書上在之候事



一寶曆十二年、當所散町之内、本町におゐて、大町に御所車に似寄申、車山相企候に付、争論に相成、大町御神事、及延滞奉祈候處、段々由緒等、双方御札の上、御用番村井又兵衛様被渡之趣、御奉行所松崎喜兵衛等より御書立、如左、

本町、木町、曳山車出入之趣、双方書付拙者共紙面を添、先達て御年寄衆へ相達置候處、段々御詮議之上、木町御書祭之儀、和田權五郎へ様子御尋被成候處、寶曆二年、御貸米被仰付候砌、爲冥加御書祭相勤申度旨相願候に付、其儀は勝手次第と權五郎より申聞故、丹後守殿へ相達申越にては無之候、其上車山曳候儀、何之證據も無之候條、爲指止可申候、關野神社車山曳候儀は、往古より致連綿候事に候へは、格別之譯にて有來候通、相勤可申候、右之趣、當二十二日、御用番村井又兵衛殿御書立を以て仰渡候、尙更追而申渡儀も候條、此段兩町へ可申渡候以上、

午十一月廿六日

松崎 喜兵衛 印

坂井 三郎 兵衛

町年寄 天野屋 傳兵衛 方

同 關屋 八右衛門 方

追て今般、本町、木町、曳山車落着被仰渡候上、双方諸事致和順、彼是善惡之沙汰、仕間敷候、若心得違之者、於在之は、吃度可申渡候、此段可申渡置候、右之通り、落着被仰渡候に付、三月以來、及延滞に在罷候之御神事御祭禮、十二月八日、九日に可仕旨御役所被仰渡、則八日に御車山引渡御祭禮相勤申候事、一安永四年、今石動、城端、放生津祭禮之節、御當地御所車山に似寄候、曳山相企候に付、是又段々由緒等御札之上、御達御聽に、御裁判被仰渡御書立、如左、

御付札

小川 八左衛門

大野 仁 兵衛 へ

祭禮之節、曳山車一件に付、所役人書付に各紙面を添、被指出候、依て段々、詮議其段達、御聞に、前田數馬、九里幸左衛門等江、別紙覺寫書之通申渡候條、可被得其意候、

一高岡曳山車之儀は、願之筋申出間敷儀にては無之候、然れども、大勢奉行所相集、彼是申立候段、強訴之仕形に相聞へ沙汰之限成事に候、是以後、ケ様之族於在之は、可爲曲事候條、此段支配之者共へ、急度可申渡候、



一高岡坂下町大神樂山車之儀に付各紙面被指出候、往古は無事に候間、貞享年中之通り、自今地車を曳渡候様可申渡候事

二月

前田敷馬、九里幸左衛門等へ相渡候、覺書之寫

近年、今石動城端放生津祭禮之節、二ッ指車等、又は板車と名付、曳山相催候に付、遂詮議追て可申渡趣、先達而渡置候、高岡祭禮之節、曳渡候車山は由緒在之、致連綿別之事に候間、此外に神社祭禮之節、前條之通りに車山爲、曳候儀、可爲無用候條、以來堅爲指止可申候、地車は不苦候間、右之趣可被申渡候事

二月

右之通、被仰渡他所、他社は不及申、同條關野社之産子町共、大町、七本之御車山外都て御停止の御儀にて、坂下町、貞享年中より百有余年、連綿と曳來候御所車に似寄車、古く御指止、地車に被仰渡候程之大切成、御由緒之御車に御座候、一前段に書上候、御書御印、既に聚樂亭御所御車、京都祇園祭禮式に仕候之舊記等、御奉行所小川八左衛門様、大野仁兵衛様より御年寄衆様、右御本紙等御指出被遊、大梁院様、御上覽被爲遊、神主關三河守并町中大切に仕、可奉尊敬儀に候間、

寫仕候、而指上、忝様被仰出候條、八左衛門様等より申、二月十四日被仰渡候事、御所御車山傍り、

- 布袋童子 通り町
- 佐野源左衛門常世 鉢木 御馬出町
- 若るひも 守山町
- 大黒童子 木舟町
- 猩々猿 小馬出町
- 尉 姥 一番町通り
- 千牧分銅 鳥井鳥 二番町

右、私共町々は、爲祭器拜領被爲、仰付忝候、七本之御所車山、由來書上之申候、以上

文化八年未三月

通町々頭、白碕也

十兵衛

鹽屋源右衛門

御馬出町々頭



小左衛門  
長右衛門

守山町々頭

棚田屋小右衛門

石瀬屋與左衛門

木舟町々頭

小竹屋藤兵衛

棚田屋半兵衛

小馬出町々頭

井波屋平兵衛

關屋七兵衛

一番町々頭

太田屋甚右衛門

新保屋六右衛門

三番町々頭

大坂屋武左衛門

増山屋孫兵衛

源兵板屋町々頭

車屋宗七

中條屋重三郎

二番町々頭

新保屋新兵衛

庄屋宗右衛門

高岡町御會所

金澤町奉行ヨリ來狀寫

雨濕之砌に御座候處各様彌御安全被成御勤達珍重奉存候就ては當春金澤町  
中、作物致曳山候節指車を以曳渡候哉に付先達御内々被仰聞候趣委細致承知  
候、右車之儀は於金澤取扱申儀不相成候、申御掟も及承不申候へ共、御來下に、勝  
手次第に拵申儀不相成趣申渡候間、左様御承知可被成候爲其如此御座候、以上

五月十七日

淺加三左衛門判



野 五郎兵衛様

小 八左衛門様

金澤町奉行より、同所市中へ申渡寫

當春町中作物曳山致候節、右山之内指車を以て、曳申分も有之候體、粗相聞得候、指車之儀は下々勝手次第、拵申儀不成所に有之候條、以來右様之儀、奇々無急度可申渡候事、

未五月

十八日、伊利長、射水郡、二上山養老寺に智識米の徴收を允す、

〔二上舊記〕 智識米取集の由來、養老年中、當國大凶作にて、三ヶ年間五穀不登に付、國民餓死するもの多し、其様天皇へ奏聞せしに、帝哀れみ給ひ、行基に勅命ありければ、行基即ち此地に來り、五穀成就を祈願せしに、示來豐稔相續き、國土遂に平穩に歸し、人民堵に安んず、此に於て即ち二上神を越中の産土神とし、御供として一軒毎に初穂壹升三合宛、毎年供ふべきの勅宣を賜はる、尙國家安寧鬼門鎮護を祈るべき繪命を蒙り、夫れより、歴代の天皇御尊崇ありて、御供物、御玉串、献上等ありて慣例絶えざりしが、中世の兵亂の爲め斷えたりしが、慶

長十五年三月十八日、前田利長公、御來社ありて、再び先例格の通り、當國四郡の内より、御供米取立申様仰付られ、明治維新迄取集め來れり、二上祐雄口傳

定

二上山權現智識米、從越中四郡軒別壹升宛、永代取集彌爲精誠武運永久、國家安全五穀成熟被抽懇祈、長日勤行、不可怠惰之狀、如件、

慶長十五年三月十八日 利長御判

祈願所

養老寺

〔參考〕

〔二上舊記〕

越中二上山

養老寺別當

慈尊院

同社僧

本覺坊



右、二上山鎮座の射水神社は、式目の社則御社領被下置智識米も取集來候處、今般大政御一新、神佛混淆御廢止ニ付、慈尊院等、是以後復飾神勤申渡候條、佛像類等爲取除可申候。  
右之通執政中被申聞候之條、夫々可被申渡候、且又詮議之趣有之、慈尊院等、復飾改名之上は、寺社方取次當分支配に申渡候條、支配方可被引延候事、

三月

〔高島舊記〕

二上山、知識廻之義、蒙元正天皇勅命、越中四郡より、人御殺爲替初穂米取來候、利長様別而被爲御崇敬、慶長年中に御參詣御座候而、二山權現社頭並諸堂被爲遊御建立、知識初穂米、往古之通、毎家家棟一軒十五才より壹舛貳合宛、取立申候様被仰渡、其後利常様御代、猶以先例之通、嚴重に取立、社頭並勅額御修覆之義、且又毎朝奉備候神供、暨年中兩度之祭禮相勤候、  
略下

天明四年九月

二上山 養老寺

明王院

上略、貧窮之者共より、押而爲出候義に而者、甚及難澁義に御座候間、知識廻之節、

施入米食り爲出候様、成義無様寺社御奉行へ可被仰遣候、以上、

辰九月九日

九里幸左衛門

吉田八郎太夫

御算用場

〔石塔記録〕

二上山、大權現正一位國主越中三拾四神之第一座、射水之神社と申にて、元正天皇之御宇、養老元年開基、御本社は天照大神、第三瓊々杵尊、彥火火出見尊、火闌隔命、符此三社は、本地釋迦藥師觀音にて御座候、往昔は御本社、拜殿、講堂、鐘樓堂、九重之塔惣百貳拾末社、四拾九院、寺數三千八百坊、社人四百八十家有之候、境内に四門を構束は城光寺、村、南門は大門村、西門は手洗野村、北門は太田村の内澁谷と申所に御座候、就中、西門御本社より三拾八九町隔、手洗野村之、二王改有に付、寛永拾四年、御本社之前江引取于今御座候、二王駒犬はウシノクイ運慶の作にて御座候、先年は、右四箇の門内不殘寺社領にて御座候、山號ハ二上山、本號ハ養老寺にて御座候、唯今は堂塔破却仕、御本社峯の山王、惡王寺、毘沙門院内の觀音堂、二王門迄に御座候、此外品々往古之儀、御座候得共略仕候、

八月 朔癸酉



四日、丙子前地尾城主齋藤信利卒す、

〔寛政重修諸家譜〕

七百九

藤原氏

利仁流

齋藤

今の呈譜に、利基の越前

権介爲頼が十代掃部允利尙か男掃部助利章か七代の孫なりといふ、今按ずるに寛永系圖、寶盛より出し長井齋藤の下につらねしは、當時の呈譜疎なるによりし歟、尊卑分脈を按するに、爲頼より五代勘解由基成はしめて齋藤を稱す、それより六代にして利尙にいたる、長井齋藤はその祖兄弟たりといへとも分流異なり、よりて其順次をあらたむ、

利基

伯耆

信利

次郎右衛門

信吉

久右衛門

齋藤久右衛門利義か祖、

利次

新五郎

利治

九郎右衛門

齋藤次左衛門利道が祖、

利政

左源太

正利

内記市右衛門

利信

九郎右衛門

女子、戸田藤九郎由利が妻、

利基、越中國新川郡地尾の城に住す、天正元年七月二十七日、彼地にをいて死す、法名淨賢、かの地の本法寺に葬る、妻は神保安藝守氏張か女、

信利、母は氏張か女、父に繼て地尾の城に住し、武田信玄と交りをむすふ、のち織田右府につかへ、諱字をあふへらむ、信利と稱す、其のち外祖、父神保氏張、右府の妹を娶り、まゝ佐々陸奥守成政とも所縁をむすふ、おまにより、右府謀て、氏張をして北國を鎮めしむ、成政氏張と謀をあはせて、信利を去たりへんとて、まのく守山より軍を發して地尾に攻來るといへとも、信利かつてきたりふことなきによて、戦ひやむ事なし、天正十二年六月十二日、東照宮よて本領相違あるへりらす、そのむねを守り忠戦を勵すへしとの御書を下さる、こまにより、信利なを固く城を守りて奮戦すといへとも、敵大勢なるりゆへ、つゝに氏張等りために城を失ひ、流浪して三木右兵衛督良頼りもとに寄食し、これよりさき、まのく青鷹を獻せしかば、その懇切御祝著ありとの御書を下さる、十三年濱松にめさせ、東照宮につりへたてまつて、文祿元年二月朔日、下總國香取郡土村アリのうちにをいて、千石の地宛行はるゝのむね、御朱印を下され、のちおの地を男利次にたまふ、慶長七年十月二日、あらためて



信利をよひ家臣渡邊孫一郎某に、近江國坂田郡のうちにをいて、各五百石の地をたまふのむね、一紙の御黒印を下さる。十五年八月四日、伏見において死す。年五十七。法名日涼。京師今出川の本禪寺に葬る。妻は三木右兵衛督良頼り女。

利次 母は良頼の女、織田右府につりへ、事あるのち、天正十七年めされて東照宮につりへたてまつる。六歳に十の父信利にたまひし香取郡の采地千石をたまふ。慶長十年三月二十八日、父にさきたちて死す。年三十二。法名光月。利政 母は良頼り女、慶長九年より台徳院殿につりへたてまつり、御書院番をつとむ。十年兄利次の遺跡をたまひ。略下

正利 東照宮につかへたてまつり、小十人をつとめ、のち、水戸中納言頼房卿に附屬せられ、子孫代々家臣たり。

利信 松平加賀守家臣、菊地右衛門大夫某か養子。

〔譜牒餘録後編〕

本多備前守

高貳千三百五十石 本國越中、生國武藏、大父左源太、齋藤左源太

一五代以前、齋藤次郎右衛門儀、從權現様御書貳通頂戴仕候。

御文言

度々青鷹差上候處、懇切祝著候、殊其表青鷹給候、秘藏候、遠路之儀、造作候、委細者、阿部善九郎可申候間、不能具候、恐々謹言。

九月廿三日 御書判

齋藤次郎右衛門殿 (對候之)

右之御書于今私所持仕候

其國御本領事、聊不可有相違者、守此旨、可被勵戰功之狀如件。

天正十二年六月二日 御書判

齋藤次郎右衛門尉殿

右之御書齋藤次左衛門所持仕候。

是歳、夫銀の制を定む。

〔三壺聞書〕

慶長十五年、郡中ヨリ人夫ヲ出サセ、御臺所ノ御作事アリ、高内ナルヘシ、高岡築城事ハ十四依之、農業ノ妨トナレバ、御訴認申、夫錢ニ直リ、城内ナ近キ比迄、夫錢ト申ナラハセシカ、夫モ止メニナレリ、又其ヨロ、高岡城迄天下ノ升ニ

後陽成天皇慶長十五年



有不同、佐久間玄蕃並神保カ代マテハ、免相殊ノ外下免ナリシカハ、升ヲ大ニシテ收納アリケル、夫ニテハ扶持方下行ニ損益アル事也トテ、京升ヲ正ニシテ斗升ヲ用レハ、大升ニテ計ルトハ大ニ違ヒ、多ク出目アルヲ定納ノ外ノ口米ト定メ、是ヲ代官ノ領ニ被遣、夫銀ハ物成ニ掛ケ、口米ニハ不掛、其比ハ男女ノ給恩、又ハ諸事ノ賣物代米ヲ以テ請取渡シ、給銀ト云フ事ナシ、夫故斗升少クナリ、口米出ケルト也。

〔租稅志〕

夫銀、初夫錢ト曰フ、高德公就封ノ初ハ、印書ヲ郷莊ニ下シ、丁夫ヲ召シテ役使セラル、之ヲ村役平夫ト謂フ、諸給人モ亦皆之ニ倣ヘリ、慶長十四年、瑞龍公新ニ越中關野ニ城キ、關野ヲ改テ多ク郡夫ニ之ヲ郡夫トイフ、故ヲ使役セラル、百姓其農時ヲ妨クルヲ以テ、銀ヲ以テ丁夫ニ代ヘンコトヲ請フ、乃之ヲ聽許セラレ、明年ヨリ封内悉ク夫錢ヲ貢セリ、然レトモ、城中詰夫ノ如キハ猶未廢セラレヌ、故ニ百姓遠境ヨリ平夫ニ出テ、多ク日ヲ費シ、農時ヲ妨ケルヲ歎訴ス、因テ元和三年城中詰夫二百五十人其他薪炭糠藁等ノ物件ヲ以テ徵シタルヲ廢シ、爾後ハ正租百石ニ銀百四十匁ヲ課シ、其全額ヲ二分シ、春三月秋九月兩度之ヲ進納セシム、給人地ニ係ル者ハ之ヲ其宅ニ輸サシム、此ヲ春秋夫銀ト謂フ、

蓋、天正慶長ノ間、兵馬倥傯、平夫ヲ徵發セラレシコト常無シ、元和ニ至リ、天下治平ニ歸ス、故ニ草高一石ノ地ハ、平夫ノ徭役二日ノ率ヲ以テ、夫銀ヲ課セラレシナリ、高德公印書、川合、鎌道、加免、雜、網、諸、寬、永、八、年、若、丁、夫、ヲ、役、使、ス、ル、コ、ト、ア、ラ、ハ、ナ、リ、事、起、本、夫、銀、考、三、輪、文、書、三、靈、開、書、寬、永、八、年、若、丁、夫、ヲ、役、使、ス、ル、コ、ト、ア、ラ、ハ、一、日、金、七、分、ヲ、與、フ、ヘ、シ、ト、ノ、令、ア、リ、五、十、五、考、正保二年、夫銀ノ未納、春夫銀四月若クハ七月ニ至リ、秋夫銀十月若クハ明年ニ至ル者ハ、毎三月各二割ノ息ヲ加フヘシトノ令アリ、正保二年、能美郡河原山村、新川郡蘆峴村、岩崎村、魚津ノ四所ハ、夫銀ヲ徵サス、雜、留、方、

〔御年表〕

年々、郡中ヨリ人夫ヲ以、家中給人ニ至迄用所ヲ調キ、コレハ農業ノ障、民難儀ニ及由斷ニ、改テ右人夫ヲ錢ニ直、是ヲ夫錢ト云、今ノ夫銀ノ事也、是始今年慶長十五年御改也。

〔年代記〕

慶長十四年、高岡御城御普請、此時ヨリ侍中役銀始ル、高岡御城御造營ニ付御郡方人夫代リ夫銀始ル、

〔參考〕

〔金府舊記〕

一問夫銀と云は何頃より初候哉、答慶長十五年の頃、御領國之百姓より人夫を以、御用並御家中共に用事を相立候所、農業に指支候旨を以打斷、







るを、笹原織部、十五六歳の時御近所に子小性なるか、障子の陰にて聞て刀を抜  
かけ出、牛之介、出羽噂を云、我聞てのかす事あらしと、かけ出らるゝ所を、人々留  
て奥へ押込けり、牛之介、大あくらにて、ひけをぬきて居ながら、此せかれ以來御  
用に可立、さて、うゐせかれ哉と申けり、それよりあひさつも宜しからず、其  
後、淺井左馬、御前悪敷事有て飛驒へ引籠、以來は金森殿に御侘言頼可申爲也、其  
時、牛之介方より淺井方へ、書狀調見舞の飛脚遣處に、左馬殿、返狀を右筆に爲調  
返札遣す、牛之介、殊外腹を立、我等自筆にて遣すに、他筆にて返事越事、左馬は  
けなしなり、自筆に返事可越所に、他筆疎意の仕合不及言語にと、腹を立居たり  
けるか、翌年御前直り左馬歸參にて、御城へ被召上砌、口代へ迎に出る衆有、扱々  
目出度し床敷屋と、人々奥までいさなひ廻りけり、折節、牛之介、平あくちにて、け  
ぬきにてひけぬきたるを見ぬ、舂して居たりけり、御目見相濟、物頭衆、なつかし  
けに物かたり也、左馬被申は、牛之介は正敷表に有之しか、法外成有様也、如何儀  
存知あたらすと、申されければ、近所の人々、牛之介に爲申聞候所に、牛之介申様  
は左馬を人かと存知、自筆にて見舞を遣す處に、他筆にて返書指越、能書にて早  
書の手ふしを持たから、あのやうなるものには、申通る事いやなりと申ければ、

其通左馬に語ける時、左馬殿、是は牛之介道理也、堪忍被致候へと、團七兵衛、古江  
次右衛門など使にて爲申聞、中も如在なく成にけり、然る所に方々に辻切有て、  
夜ふ壹人貳人宛、あなたこなたにて小者若黨討捨に成、不審なるとて相談の處  
に、長田牛之介手前の牢食なるべしと云、牛之介に其牢人捕て出し口と、年寄衆  
被申渡候所に、牛之介申は、左様の者共手前に無之候、縦有とて侍の取て出す法  
や有まして、其牢人とく出し候得て居不申由申上、牛之介かの牢人に路錢あた  
へ上方へ夜ぬけに申付たり、此沙汰、又々無隠時の早道に、堀作兵衛に手筋之介  
糞束年寄書付、作兵衛に爲持、大聖持關所近藤大和方へ、年寄衆狀を添て遣しけ  
り、四ツの頭に出八ツの下刻に近藤大和へ狀を上る、大聖持所司代被仰付此度  
の奉公是なり、甲斐々々敷者すくりて、關所に隠置手筋を相待、翌朝關所へ參り  
ければ、門を打て生捕らんとせし處を、早悟りて三尺壹寸祐定玉ちるやう成を  
抜出し、足輕一人大けさに切る、二ノ太刀に又壹人切る所を大勢にて詰けれ共  
働つよく諸人に手をおらせ、關所の者、手筋を押へ首を取高岡へ上し、長田牛之  
介は、神尾圖書呼寄て詰腹被仰付、西尾隼人介借せられ、乙部は、水原左衛門預り  
切腹、宮崎藏人介借也、先、笹原出羽殿内、留粕勘大夫を乙部一味之由、無隠に依て



是を生捕、一味の者を指候得と被仰付、勘太夫奉輩林與五郎と云者、我等も勘太夫組にて候とて、名乗て出籠舎に成、此者と談合して、勘太夫獨伏廻ければ、我も我もと名乗て出、金澤へ申遣し、奥村周防、山崎閑濟方より同類參る、菊地大學に貳人、闇夜の口三郎、小世の作之助、其外方々に有て馳集る、夢野會呂右衛門は、神尾圖書より牢人して、金澤に有て此沙汰聞て高岡へ來り、三味骨右衛門、石垣掛、棒右衛門、假名の出たる者共は皆流梁人也、以上六十三人生捕張付に被仰付、家中、又若黨より思ひくりに、經帷子、白帷子、きやん、しとうす拵へてきせにけり、何も寄にて引出す、利長公、やぐらより御覽被成、扱々能若口奴原哉、助け置物ならは用に立へき哉と御意の處に、西尾隼人承り、御意の通何事を申付候へても、埒明て申旨申上る、隼人に聞て參れと被仰付、畏てかの罪人共に向ひて、汝等御助被成、御扶持可被下、悪心をひるかへし、忠節を仕らん哉と被申ければ、何も物も不申樂に顔を見合罷在處に、留粕勘太夫申様は、我等きけり、人をちんばりにするはと申て、一度にとつと笑ひければ、其時隼人急々ころせと申て走歸、其通申上る、此徒者共は盜もせず、買たらしもせず、ばくちもうたす、唯男道とて人に云すくれ、相手被成を幸として、強刀事を聞んと、嗜殿に喧嘩を毎日仕出しけれ

共何も彼者にして不構過しけり、身を欠落せは自由なれ共、左様の事弱々成りとして、我と出るを第一に心懸たり、中間の内にも二の足踏者有れば、すれ出し討て捨たり、有人申けるは、昔は左様のとの本として有付立身もよし、近代、左様の者は犯人のことく也として人嫌ふ、歴々にも其初は多有と語る、

〔國事昌披問答〕

かぶき者御成敗は何歟、誰々に候哉、答云、翌十五年に候、金澤高岡兩御城下にかぶき者として、異風成あぶれ者同類六十三人、悉斬罪被成候、此棟取御小將組、長田牛之助、同弟乙兵衛、彼等兩人切腹也、兄は神尾圖書宅にて西尾隼人介錯す、弟は水原左衛門宅にて宮崎藏人介錯す、石原鐵治とて同類の浪人、欠落之處、大正持關所にて近藤大和家來討取之首を、高岡へ指越、三味骨右衛門、石垣瓦羅左衛門、夢野會呂右衛門、杯皆同類成敗也、此時より異形の風俗粗相定、

後水尾天皇



慶長十七年壬子 紀元二千二百七十二

二月朔

十二日、利長、幕府に請ふて、從臣數十人を利常に隸屬せしむ、

〔前田家文書〕

就私隱居分ニ召遣候者共之内少々加劔江遣申義、舊冬以別紙申入候通被達上  
聞候處、被聞召届候旨、此度被成下御内書、謹而頂戴、殊忝上意之趣、誠以有難次第  
冥加之至奉、存候由、以御序可然様御取成所仰御座候、恐惶謹言、

于二月十二日

羽柴肥前守

利長列

本多佐渡守殿

大久保相模守殿

〔前田家譜〕

慶長十七年利長自ら養老田十萬餘石、麾下ノ士數十員ヲ減

〔加賀藩歴譜〕

瑞龍公記 慶長十七年春、養老領新川郡内十萬石餘、微妙公へ返  
與アリ、此時從臣三十九員、減却金澤へ内入、萬石返シ、計十萬五百三十石也、御

〔三州志〕

返シテ微妙公ノ倉納トナシ、長一萬石、分封ノ本高也、此内某年、月采邑ナルコト、慶

月ニ返與セラルルアリ、又此年二月也、御書有リ、  
其後同十七年、十萬石ヲ微妙公へ返シ、王ハ此後、後領ニ所ハ高岡邊ニ長テ六萬石ト  
云、石分同十六年、六萬石ヲ分返サセラル、其時々從臣ニ之ニ應シテ、信シカマシト  
セラレ、其後ハ必此年返シ、且養老領トアリ、然レトモ、武ノ説シテ、山ノ移ト云、  
年ハ、公宮山養老ノ初年、且養老ノ許命ト云、十冬下リ、十一年、武ノ説シテ、山ノ移ト云、  
説ハ、公宮山養老ノ初年、且養老ノ許命ト云、十冬下リ、十一年、武ノ説シテ、山ノ移ト云、  
石マテ養老領ト云、且養老ノ許命ト云、十冬下リ、十一年、武ノ説シテ、山ノ移ト云、  
ハ公ノ養老領ト云、且養老ノ許命ト云、十冬下リ、十一年、武ノ説シテ、山ノ移ト云、  
息松平筑前守ト云、且養老ノ許命ト云、十冬下リ、十一年、武ノ説シテ、山ノ移ト云、  
十二月附也、サニテ、神君許命ト云、且養老ノ許命ト云、十冬下リ、十一年、武ノ説シテ、山ノ移ト云、  
シテ從臣三十九員ヲ減ラレ、金澤へ返サセラル、

○前田家譜以下の三書には、この時家臣と共に養老領を讓與したるよし記  
せりと雖も、前田家文書によれば家臣のみ讓りしものゝ如し、

五月乙未

八日、利長、新川郡龜ヶ谷鑛山所産の銀、及び絹帛を家康、秀忠に獻す、

後水尾天皇慶長十七年



〔駿府記〕

五月八日前田利長羽柴肥前守、以使者獻銀子千枚彼領内土産銀也、染絹百疋、白絹百疋、白布百疋、又宰相殿、中將殿、共金慰斗付之、刀十腰宛同獻之。

〔三州寶貨錄〕

一 越中國略中慶長十年瑞龍公利養老領とまし給ふに、同十六年辛亥、郡内川新下山ノ郷龜谷郡大山村に銀礦ひらけ、殊に多く出たりといへり。

公、是よりさき慶長十年、同郡富山城に隠居し給ひしに、彼御城炎上るに依て、同十四年、更に高岡城を築かせ、此城に移らせ給ふ、然る處同十六年に御隠居料の地にかく銀礦ひらけしもの、誠に公の御盛徳からむ、さてその生銀の初花を、翌十七年四月、江戸駿府兩御所へ内獻し給ふ、御使は新市右衛門勤之と年譜に見へたり、按に新市右衛門は、慶長十年、富山御隠居侍帳に、大小將衆貳百石、新市右衛門と見へ、諸士系譜を考るに、元祖織部之二男にて、其子九郎三郎と云、市右衛門之兄、七郎左衛門の養子と成、故に市右衛門之跡無之、嫡流もまた、天明十二年に斷絶せり、さてその内獻し給ふ時、添させらる御書の寫、悉く舊記に載たり、江戸への御書。

雖此式御座候、白布百端、梨子地長持十指、并銀子千枚、致進上之候、然者銀子之

義、於越中、私隠居分に被下候、新川郡之内、龜谷銀山より、去年銀子に而召置申候、初花、爲祝義進上仕候、由可然様に御披露所、仰候、恐惶謹言、

卯月十八日

羽柴肥前守  
利長御判

本田佐渡守殿

大久保相摸守殿

駿府への御書

雖此式御座候、染絹百疋、并銀子千枚、致進上候、然者銀子之義、於越中、私隠居分に被下置候、新川郡之内、龜谷銀山より、去年銀子に而召置申候、初花、爲祝義進上仕候、由可然様に御披露所、仰候、恐惶謹言、

卯月十八日

羽柴肥前守  
利長御判

村越茂介殿

追而申上候

一 右兵衛様えのしつけ大小共、

後水尾天皇慶長十七年



一常陸様へのしつけ大小共、

一御鶴様へ梨子地御挾箱二荷、

右是式如何御座候得共致進上候、可然様御披露所仰候、恐惶謹言、

羽柴肥前守  
利長御判

卯月十八日

村越茂介殿

兩御所御返翰

追而、御煩無油斷養生肝要候、○利長十五年以來、腫物ヲ患フルコトハ十九年五月二十日、薨去ノ儀ニ見ユ。

就銀山出來、則銀子千枚、并越布百端、壽繪長持十指被相贈候、佃志之至念を入

候、委曲本多佐渡守、大久保相模守、可申候、恐惶謹言、

九月十日

秀忠御判

越中  
中納言殿

遠路爲音信銀子千枚、色々染指百疋、并瀑布百疋、到來之(候)、永々御煩之内被思召

寄候段、一入祝著候也、

五月十三日

家康御黒印

越中  
中納言殿

江戸への御請書

今度銀子千枚致進上候處、被成下御内書謹而頂戴、則銀子拜領、殊忝上意之趣、誠以難有次第、冥加之至奉、存候旨、宜預御取成候、恐惶謹言、

羽柴肥前守

利長御判

五月廿五日

本 多佐渡守殿

大久保相模守殿

〔三州寶貨録〕

一 ○上さて彼御書、○上利文に見えたる四月十に見えたる初花といふ銀は、金銀圖録に多く載たる花降銀をらむと、來因概覽にいへり、是もひととせたりは聞へたれと、初花は花降の義にはあらず、初花爲祝義進上仕との御文意に依而考るに、初花は初穂にて、最花の義なり、桃華葉葉に最花ハツと見へて、最初の花のよしまりとぞ、かゝれば此頃咲初めたる白銀の初穂をは進せらるとの御事と聞ゆ、○中

抑、龜谷は立山の麓にて北芦崎村に近き處也、土屋義休の大路水經に、龜谷村は



往年銀山盛んたる時の、銀吹所まるといへり、今に金山奉行出役八ヶ處の一礦  
去れとも、其出る事僅にして、いにしへの跡更になしとそ、又按るに、今龜谷村に  
金昌寺とて、曹洞宗の寺あり、元和八年玄代和尚開基建立のよし、寺記に載たり、  
おもふに、是もそのさき、銀礦隆んまりし頃の事に、金昌寺といふ寺號も、金山  
繁昌の意を取たるにや、彼能登の寶達山の條下に記せる、興德寺の山號を金昌  
山といへるにひとし、○下

〔三州地理志稿〕

四新川郡中 村里 龜谷加禰山、新屬下山郷、

土産 礦山 龜谷山 往年銀銅出、今不出、

〔加賀藩民事志〕

慶長十七年二月大公其養老ノ邑、新川郡十萬石餘ヲ割キ公  
ニ還ス、四月十八日去年新川郡龜谷山ヨリ出ス所ノ銀各千枚ヲ、幕府及駿河ノ  
徳川家康ニ獻ス、天正餘年表、本藩歴譜

〔按〕龜谷金山濫觴御答書ニ曰ク、龜谷山ハ龜谷柿木平二村ニ互リ、草高八十三  
石餘アリ、山税銀百三十六匁ヲ出セリ、昔天正六年、品阪幾兵衛、中橋嘉兵衛ナ  
ル者、始テ坑ヲ此山ニ鑿リ、銀及ビ鉛ヲ得タリ、慶長元年ニ至リ、藩令シテ銀山  
地ト爲シ、田租、山税諸役ヲ獨ケリ、元和寛永ノ間、坑夫日ニ二千ヲ役シ、銀鉛ヲ

出スコト倍、多ク、月税銀二百枚、若クハ三百枚ヲ出シ、別ニ鉛若干ヲ貢スルニ  
至レリ、元和六年ノ如キハ、貢銀六千三百枚、鉛二萬一千貫目ノ多キニ至レリ、  
是年、微妙公、龜谷山禁令十六條ヲ山肝煎ニ與ヘラル、時ニ町年寄二人、山肝煎  
一人アリ、他郷ヨリ龜谷ニ移住セシ者千戸許、巷ヲ分チテ二ト爲ス、曰ク龜谷、  
曰ク新町、中ニ銀金師六十戸、冶工五十戸、修験者二戸、及五社、七寺アリ、藩ヨリ  
柵ヲ樹テ村ヲ繞ラシ、奉行、横目、及足輕ヲ閭門ノ扉舎ニ置キ、誰何頗ル嚴ニシテ、  
繫獄斬首便宜事ニ從ハシメタリ、寛文以後出礦漸減シ、居民業ヲ轉ス、寶永ニ  
迄シテ離散殆盡ク、温故集錄

〔參考〕

〔上新川郡役所調査〕

上新川郡大山村大字龜谷村鑛業沿革、

一 創始時代ノ狀況及起業者、

慶長年間、飛驒國吉城郡茂住ノ城主茂住宗貞公ノ創始ナリト云フ、

參考、本村大字龜谷村ニアル金昌寺日記ニ、慶長十年六月七日、飛驒國吉城郡

茂住ノ城主宗貞公、鑛山開採ノ爲メ、當所ニ引籠リノ時、鑛山繁昌ノ祈願所ヲ



建立致サレ、同國同郡同所全龍寺ニ、世北庵良萩和尙ヲ應ジテ開山トシ、宗貞公ヲ開基ト稱セリ云々、以上ノ記事ニ依リ觀察スレバ、創始ハ慶長年間ニシテ起業者ハ茂住宗貞ナルヘシ、而シテ盛ニ採坑セシカ如シ、

二創始ヨリ維新前迄ノ變遷

前項ノ如ク、茂住宗貞公ノ起業ニ係ル處、徳川時代ニ至リ、加賀藩主前田侯ノ採掘セラル、處トナリ、最モ全盛ヲ極メタルカ如シ、天明ノ頃、全山坑口一時ニ潰壞シ、數千ノ人蓄死傷セリト云フ、以後微々トシテ振ハス、明治初年迄ハ、殆ント廢鑛ノ有様ナリキ、

三舊藩時代ニ於ケル全盛ノ狀況

加賀侯ニ於テ、採掘ノ時代ハ最モ盛ニシテ、該龜谷村ニハ戸數千戸、寺院八ヶ寺アリシト云フ、而シテ該村附近ニ存在スル、鑛錢ノ趾多キヲ見レバ、往時、如何ニ盛大ナリシカヲ追想スルニ足ルヘシ、

四舊藩時代ニ於ケル製造高及其用途

不詳、

五維新後ノ變遷

明治八年ヨリ、福井縣人宮城加四郎稼行スルコト、約十一年明治二十年三井鑛山合名會社ノ權利ニ移リ、三十一年迄稼業シ、其レヨリ石川縣人市川大市郎、長尾慶太郎等ノ手ヲ經テ、三十九年十二月協眞鑛山合名會社ノ手ニ移リ、目下專ラ亞鉛鑛ノ採掘ヲナセリ、

〔附録〕

〔越中鑛山雜志〕

龜谷山銀山運上

一慶長元年、銀山初、其年より山盛銀山も出來任由申傳候、同年より元和三年迄、

運上銀相知不申候、

一六千三百枚

運上銀

元和四年分

一貳萬千貫目

鉛に而運上

同年に上る申由

右御印之寫、山師取持仕候御印は先奉行分部故半依時分、就御尋上り申由御座候、元和五年より寛永八年迄之運上銀、相知不申候、

一八拾貫目

運上銀

寛永九年より同十年之  
義、運上銀相知不申候、

一貳拾壹貫五百目

同

寛永十一年分、同十年より同十  
五年之義、運上銀相知不申候、



一拾貫目	同	寛永十六年分
一三拾貫目	同	同十七年分
一九拾五貫目	同	同十八年分
寛永十九年より同二十年迄之運上銀相知不申候		
一貳拾八貫目	運上銀	正保元年より同十四年分
一五貫目	同	慶安元年分
一三貫目	同	同二年分
慶安三年より萬治三年迄之運上銀相知不申候		
一六貫目	運上銀	寛文元年分
一六貫貳百四拾貳匁	同	同二年分
一四貫五百五匁	同	同三年分
一七貫五百八拾目	同	同四年分
一三貫七百廿八匁	同	同五年分
一壹貫六百八拾壹匁	同	同六年分
一貳貫貳百九拾目	同	同七年分

一貳貫八百三拾七匁	運上銀	寛文八年分
一壹貫四百五拾目	同	同九年分
一三貫八拾目	同	同十年分
一壹貫七百拾匁	同	同十一年分
一壹貫六拾目	同	同十二年分
一六百八拾目	同	延寶元年分
一貳百三拾目	同	同二年分
一九百目	同	同三年分
一七百四拾目	同	同四年分
一百貳拾七匁	同	同五年分
一六百三拾四匁	同	同六年分
一百貳拾五匁	同	同七年分
一三百八匁	同	同八年分
一五百六拾七匁	同	天和元年より同三年迄之
一壹貫十八匁	同	貞享元年より同四年迄之



一九百九拾貳匁	運上銀	元祿元年分
一九百貳匁	同	同 二年分
一貳百貳匁	同	同 三年分
一四八匁	同	同 四年分
一貳百五拾八匁	同	同 五年分
一五七拾八匁	同	同 六年分
一三三拾三匁	同	同 七年分
一百九拾八匁	同	同 八年分
一九百三拾三匁	同	同 九年分
一壹貫五百六拾三匁	同	同 十年分
一壹貫三百九拾五匁	同	同 十一年分
一三貫三百五匁	同	同 十二年分
一壹貫百三拾六匁	同	同 十三年分
一六八拾三匁	同	同 十四年分
一四九拾匁	同	同 十五年分

一三百九拾七匁	運上銀	元祿十六年分
一三百八拾四匁	同	寶永元年分
一三百七拾五匁	同	同 二年分
一貳百貳拾一匁	同	同 三年分
一貳百四拾貳匁	同	同 四年分
一百貳拾貳匁	同	同 五年分

是歲、利長、立山の講堂社壇拜殿を建立す、

〔越中國名跡志〕

講堂社壇拜殿、立慶長十七年、正保二年、兩度御再興、利長公、

利常公ヨリ也、

〔金澤藩源流記〕

此年、慶長十六年、瑞龍公、越中、岩崎寺、護摩堂、拜殿御建立、

慶長十九年甲寅

此元十七年

五月 癸丑

二十日、前權中納言前田利長薨す、後勅して正二位權大納言を贈らる、

〔駿府政事録〕

五月廿五日、自加賀國飛脚到來、去廿日、加賀肥前守利長、歳五

後水尾天皇慶長十七年 十九年



十三、逝去之由、今日申來云々、在府之諸侯、麾下多士爲追悼利長、悉登城、

〔當代記〕<sup>九</sup> 五月十日、越中國富山羽柴肥前守死去、近年唐瘡病惱終以如此、

〔義演准后日記〕<sup>十八</sup> 六月十三、日陰、前田肥前<sup>五</sup>去月十八日死去、能州、加州、越中三ヶ國司大名也、

〔慶長年錄〕<sup>六</sup> 五月廿日、羽柴肥前守、越中於外山之城唐瘡之煩ニ而死去、五十

三、〇慶長見聞書、利長、本名利勝

〔三壺聞書〕<sup>九</sup> 利長卿逝去之事、慶長十九年ノ春ノコロヨリ、黃門利長卿、御

心地例ナラス、金澤ノ醫師、數ヲ盡シテ、御療治アリシカモ、次第ニ重ラセ玉ヘハ、

金澤ヨリ利常卿ヲ始、御一門ノ人々、番頭、物頭ニ至ルマテ、高岡ノ御隠居所ヘ相

詰、御容躰ヲ伺フト云ヘモ、日々ニ衰ヘサセ玉ヘハ、利長卿モ御本復アルマシト

思召、御遺言、夫々ニ被仰置、御遺物等被進、同年五月廿日卯ノ刻、御年五十三歳ニ

シテ逝去シ玉フ、北ノ方ヲ始、上下ノ歎キ大方ナラス、金澤ヨリ寶圓寺ノ伴翁和

尙ヲ被召寄、御葬送有、御法名瑞龍院殿贈亞相英賢大居士ト號ス、御菩提所ヲ有

御建立、則瑞龍寺ト名付玉フ、毎月御命日ニハ利常卿金澤ヨリ御參詣也、高岡衆

ハ別而勤ノ隙ニハ參詣怠ル事ナシ、北ノ方モ御髮ヲ落サセ玉ヒ、玉泉院殿ト御

法號アリ、金澤ヘ御移リ、當分横山大膳カ屋敷ヘ入セラレ、大膳ハ下屋敷ヘ引越住ス、扱西尾ニ御新宅ヲ建ラレ、其秋御移徙アリ、玉泉院様九ト名付玉フ、

〔寛政重修諸家譜〕<sup>千一百三</sup> 前田<sup>〇</sup>利家

利長<sup>初</sup>利勝、<sup>大</sup>千代孫、<sup>四</sup>郎、<sup>肥</sup>前守、<sup>侍</sup>從、<sup>從</sup>四位下、<sup>少</sup>將、<sup>中</sup>將、<sup>參</sup>議、<sup>中</sup>納言

利常<sup>初</sup>利光、<sup>猿</sup>千代、<sup>大</sup>千代丸、<sup>筑</sup>前守、<sup>肥</sup>前守、<sup>侍</sup>從、<sup>從</sup>四位下、<sup>左</sup>少將、<sup>參</sup>議、<sup>中</sup>納言

利長 母は上みおなし<sup>〇</sup>高島永祿五年尾張國荒子に生る、乃ち父と、もみ織

田右府みほりへ、天正九年右府より父利家に能登國をあさへらるゝ、乃後利長を越前國府中みをいて三万三千石汝たまひて、府中城み住す、十一年柳瀬合戦の、ち豊太閤にほりへ加賀國松任みうつされ、四万石汝領し松任の城に居住す、十二年九月佐々内藏助成政、太閤にほむき、父り所領能登國末森城を圍ミをむるにより、父にほふるをよりひ大におを敗る、十三年成政加賀越中の境島越み要害をかまへてをてこもる、利長まばく相向てこを汝せめうち勝利をえより、ときに家臣山崎長門守長徳、津九藏某、横山山城守長知、半田源太郎某、丹羽助右衛門某等も、ミ戰て軍功をあらはす、八月太閤大



軍をふきゐて越中國に到着あり、おゝにをいて成政はるに降参す、このとき羽柴の稱號をままひ、越中國波射水婦負三郡を宛行はれ、松任より越中國守山城にうつゑ、十一月二十九日從四位下侍從み叙任し、肥前守にあらさむ、十五年四月朔日筑紫陣のとき利長蒲生氏郷とゝもに丹波少將秀勝に副て兵をすゝ免、豊前國岩石城をかこみ急に攻ておを汝陷ゑ、太閤大にこれを感し、汝の功を叙聞に達せらる、このとゝ越中國新川一郡をあせへらる、守山より同國富山城にうつゑ、十七年四月八日少將にすゝみ、十八年小田原陣のとき父とゝもに大軍を率ゑる關東の數城を免おとゝ、それより奥羽兩國の邊境に於もむきおを汝をひらく、文祿四年中將に轉し、慶長二年九月參議となす、三年四月二十日從三位中納言み叙任す、この年太閤の遺物富田郷の刀汝あたへられゑ、およりさた利長太閤の恩遇あつくまをく、邸によきり、橋立乃茶壺、平野藤四郎の脇指をさつあらる、四年三月寛永系圖三年とす、今の遺領を呈請諸國記録にしたかふ遺領を繼越中一國、加賀二郡を領す、八月東照宮の終りせみよりて居城金澤にりへる、のち石田三成等奸計をもつて利長領國にあてて逆意を合乃よ、東照宮に讒をくかり、御不審をかうより御征伐あるへきとの御催あり、細川忠興こ

れこと汝きゝて、すみやかに大坂におをむき、利長か異心なき事を申分らき、利長もまた誓書を獻し、其母芳春院を人質となし、家臣前田對馬守長種、横山山城守長知、大田但馬守雄宗、山崎長門守長徳等もを乃く、其子汝も乃て質として江戸にをくゑ、おを諸將人質ををてまつるははゝめなす、五年、利長金澤城にあて、七月十五日三成か謀叛をき、二十五日東照宮乃御む汝汝うけて金澤より兵を發し、八月三日山口玄蕃允正弘り楯籠る加賀國大聖寺城をせめてこれを陷せ、山口父子り首汝梟し、兵汝おさめる金澤にいらむとするのところが、同國小松の城主丹羽五郎左衛門長重兵を淺井細手にいゑてこれを追撃、家臣松平伯耆康定、水越縫殿助某、岩田内藏助某、大野甚丞某、井上勘左衛門長政等殿して、敵拜江治大夫某、不破奎兵衛某、成田半右衛門某、安彦左馬允某、宮田小兵衛某等と鎗を合せ拜江不破二人をうちとゑ、故に敵ひきまきり、九月二十日大津にいをて東照宮にまみへをてまつゑ、このとき利長り軍功を賞せられ、か何嗣乃ことをつねさせたまふにより、異母弟猿千代後肥前守が事を言上せしかは、台徳院殿乃御女珠姫君を猿千代り室に配せらるへゝとの仰をかうぬゑ、十月十七日大坂城におはゝます乃とき、榊原式



部大輔康政を御使として、加賀國能美江沼兩郡にをいて二十万石余の地をくへらせ、六年弟利政り封地能登國をまはせ、加賀能登越中三國をよひ近江國高島郡のうちにして、馬飼料二千二百石餘をあはせて百十九万二千七百石余を領す、これよりさき東照宮より糟屋の茶壺、貞宗の御脇差、台徳院殿より新身藤四郎別所貞宗の御脇指をまひ、家臣大田但馬守雄宗、片山伊賀守某、青山佐渡守吉次、高島備中守一元五位の諸大夫となる、十年六月二十八日致仕し、越中國新川郡をもつて隠栖の料に宛られ、同國富山城にうつす、住す、十四年三月この城災にかゝるにより、魚津城にうつす、あらそに關野に城を築きおきてうつす、これより關野を高岡とあらたむ、十九年五月二十日高岡城にをいて卒す、年五十三、聖山英賢瑞龍院と號す、高岡の瑞龍寺に葬る、乃ち正二位大納言を贈らる、今の皇譜贈位をのせざるは疑ふべし、室を右大臣信長の女、

利常

○上略、利長隱居、利常襲封ノ事にかゝる、十九年七月、父り隠栖の料をもあはせ領すべきむね仰下さる、

〔前田家譜〕

慶長十九年春本多政重利光ノ利長ヲ省スルニ扈從シ、高岡

ニ至リ、利長ニ謁ス、利長政重ニ謂ヒ曰、余レ老疾俱ニ至リ、世ニ久シカラサルヲ知ル、而シテ利光ノ年尙ホ弱冠ナリ、卿チ宜シク輔導ノ力ヲ盡スヘシ、余レ世變ヲ察スルニ東西難ヲ構スル必ス遠カラズ、即シ利光兵ヲ大坂ニ出ス、老臣宿將固ヨリ乏シトセス、但シ老衰シテ馳驅ニ堪ユル者少ケレバ、亦當サニ卿ヲ煩スヘキナリト、重政對ヘ曰、勝敗ハ固ヨリ兵家ノ常ナリ、前將軍ノ兵ニ神算ナルモ亦敗レ無ヲ保ス可ラス、若シ東軍敗衄セハ臣ハ公ヲ扶ケテ國ニ歸リ、四境ヲ固守シ、以テ時變ヲ俟チ、助ク可ナリト、利長色ヲ作シ曰、東軍若シ利ヲ失ナハハ、則チ利光死ヲ決ス可シ、國ヲ保守シ、以テ時變ヲ俟ツ、利光カ智ノ及フ所ニ非ス、亦望ム所ニ非ルナリト、重政謝シテ對曰、臣重政向フ所ヲ知ルト、五月利長暴病ス、乃チ遺令ヲ作り、前田長種、奥村永福ヲノ利光ニ傳ヘシム、其略曰ク、皇家ニ藩屏シ、忠ニ懈ル勿レ、幕府ノ令ニ違フ勿レ、政事ヲ荒失スル勿レ、愛憎ヲ以テ訟獄ヲ決スル勿レト、又タ群臣ニ遺令ヲ傳ヘ曰、謠言ヲ進メサル君ニ忠スルヲ忘ルルナリ、朋黨ヲ樹テ私怨ヲ構フ逆ヲ謀ルハ同シキナリ、汝群臣我カ斯ノ言ヲ服膺シ、以テ慶ヲ汝ノ子孫ニ貽ス、我モ亦怡懌スト、更ニ長種、永福ニ誠囑シ曰、汝二人ハ邦ノ元老ナリ、汝二人群臣ノ矜式スル所トナリ、群臣ヲシテ惡ニ陷ラシムル



勿レト、高岡ノ急報金澤ニ至ル、利光大ヒニ駭キ單騎馳セテ高岡ニ詣リ、悲泣シテ親カラ樂ヲ進ム、利長利光ノ到ヲ視テ大ヒニ悦ビ其手ヲ執リ曰、我レ汝ト生決スルヲ得ル吾カ願ヒ足ル、我カ病藥ノ復醫ス可キニ非ルナリト溢焉トシテ薨ス、春秋五十有三、實ニ慶長十九年五月廿日ナリ、廿五日利長ノ討駿府ニ至ル、前將軍爲メニ哀ヲ舉ケ侯伯將士ノ吊ヲ受ク、天皇特ニ卹典ヲ賜ヒ、詔シテ正三位權大納言ヲ贈リ玉フ、遺令ヲ以テ高岡繁久寺ノ側ニ葬ル、諡シテ瑞龍院ト曰フ、利長人下ナリ、勇武果斷質實ニシテ謀慮アリ、和易人ヲ愛シ恭儉士ニ下ル、人ヲ用エル世系ニ拘ハラヌ剛直ヲ以テ上トナス、政ヲ爲ス寬簡ヲ貴ヒ專ラ下情ヲ得ルヲ以テ務トナス、故ニ封内ノ民悅服シテ之ニ安ンス、豐臣氏ノ群姦國ヲ誤リ、淀臺ノ專横ナルヲ視テ、復々輔ス可ラサルヲ度リ、諸侯伯ニ先ンジ、徳川内府ヲ推シ盟主トナシ以テ豐家ヲ保シ、天下ヲ安ンスルヲ謀ル、終ニ豐家ノ禍亂遏ム可ラサルヲ知り、致仕シテ事ヲ謝ス、最モ人ヲ知ニ長ス、利光ヲ庶弟ノ中ヨリ拔ク、蓋シ其能ク忌疑傾覆ノ間ニ處テ、利家ノ基業ヲ墜ササルヲ知り、封ヲ傳フト云、

〔三州志〕

瑞龍公ヨリ微妙公暨ヒ諸大臣ヘノ遺書三通アリ、

瑞龍公ヨリ微妙公暨ヒ諸大臣ヘノ遺書三通アリ、

其文ニ曰、景周景周謹テ曰、此文諸舊本ニ傳寫ノ誤アツテ一定セズ、今有澤永貞澤永貞スル也、

一其方之事事一ニ義速ニ成人之上、諸籍助言之義雖不入事候、我等如斯腫物  
 令再發行歩不叶病氣彼は無甲斐一ニ有無甲躰候間、未存命之内ニ彌存寄  
 之之ニ作ルニ通家中面々ヘモ、其方之義申置度ニ付而、兩人ニ申渡指越候、雖  
 不及申候、万端兩御所様被仰出守御置目、諸事家中仕置朝暮無由斷可被懸  
 心事肝心候將又其方之義者、不混自餘偏奉對將軍様、可糺奉公之忠、身上之  
 義候間、成其意尤候、父利家以來既及三代家中無異義候之條、彌以子孫相續  
 候様ニト存知候、一本ニ據ニ今猶前田對馬守、與村伊豫守、申合候、可得其意  
 候、恐々謹言、

五月十五日

松平筑前守殿

羽柴 肥前守利長

今度、我々一ニ作ルニ我等腫物令再發ニ付歩行モ不相叶、其上次第ニ被犯病氣、寔  
 一ニ作ルニ、誠有ニ無甲斐一ニ此下ニ故存命之内ニ筑前守事、彌以心ニ懸リ乍  
 病中存寄通凡申出、條々、

後水尾天皇慶長十九年



一此度於天下諸奉公人之義既諸國之面々御法度被仰出一本ニ此間ニ之上家中諸侍第一儀一本ニ此間ニ公可守御置目事專一候且筑前爲且今逼塞有之我等爲迄モ可一本ニハ但筑前守爲且今逼塞皆共其覺悟肝心ト存候條能々嗜正義候條嗜正意トアリ於何等之義モ筑前守爲可然ト存寄候義一本ニ此下奉對公義上義ニ作ル於何等之義モ筑前守爲可然ト存寄候義一本ニ此下年寄共令相談筑前守ニ可被申究事異見ノ二字アリ筑前守義雖令成人未若年之義ニ候間諸事面々可被入情義肝要候我々事迎存命不可有幾程體ニ候間自今以後對筑前守可致奉公之忠候事尤捨身可令満足事一本ニ可被奉公忠事尤是跡互ニ如何様ノ爲下祖互ニ如何様ノ義トアリ其首出入隔意雖有之向後之義或止私之義斷或止意趣遺恨普可成入魂之思自然此旨相背族於有之者令輕公義可爲同前筑前事不及申對我我ト作ル我モ逆心非義同事條深厚ニ不忠之一本ニ之人ト可存居事

一常々我々存暮モ寔莫大之國家督筑前守ニ相渡殊以一本ニ彌以忝モ將軍様御姫君様被下成此成ノ上ニ成安堵之思令隱居モ一本ニ義偏大御所様

御厚恩不淺相叶天道冥慮故ト難有一本ニ此間ニ存候條兩御所様之義筑前守事ハ不及申家中下々ニ至迄萬端可奉守公義專事一本ニ公義ノ下ニナシノ字

一上義御普請上ノ草體ノ上ニ義ハ公義カ疑クハ其外諸國一本ニ此間ニ百々每事於何方モ出入之義可在疑クハ之間家中下々一本ニ此間ニ至マテ不背御置目様ニ兼々筑前守仕置以下申出候様ニ年寄共可申談事

一家中於公事邊之義モ或構私之依怙諸事成一本ニ諸事成非道取立或爲方人令最負偏頗不謂義申立族甚以不可然候條速可守正義事

右之條々筑前守早令成人上雖不入助言公義御恩朝夕忝奉存付而縱利長此於字アリ一本ニ無之跡モ筑前守事奉對上様無逆亂御奉公之忠勤義裏累代相續候様ニ令存故如此申出候條面々於被得其意者尤以神妙可爲喜悅之狀如件

慶長十六年五月十五日

肥前守利長

宛所連名殿附

- 前田對馬守 高田南坊守 長左兵衛修理亮 山城中川守 半山
- 崎長門守 村井出雲守 篠原出羽守 岡島備中守
- 奥村河内守 宮田越後守 近藤藤部守 神谷信濃守

後水尾天皇慶長十九年



守山豐後守兵衛三輪志摩守赤座土佐守小幡駿河  
 周防守奧加野石見守成瀬掃部高島左津守石野  
 前田防守藤懸豐前守殿直江安房守總守松平伯耆  
 部守少輔安見中堅川宮守內少輔枝內馬廻組生駒內膳正炮弓組山頭式  
 頭中 小性番

一筑前守ニ右彼是家中ニ申出通其可被申候則書中ニモ兩人ニ申渡候通此  
 ノ下ニトモ以書付遣候事  
 一金澤諸奉公人面々へ利長存寄候通一書申分候事  
 一知行高召置候面々共之義ハ不及申人持并馬廻組頭鐵炮弓組頭小性番頭  
 以下無殘聞届候様ニ一候様ニハ不殘申其組頭々々召集可被ノ字アリ間ニ申  
 渡候家中諸侍何モ自今以後私之趣遣恨縱爲在之候トアアリ爲如此申  
 出上ハ互ニ一味同意可令入魂事專ニ候是併公義御爲令重ニ作ル守故  
 又ハ筑前守爲ノ字ナシ存候間如何様之義テ下ニ字アリ私之宿意雖有之  
 可止義斷事尤可令満足由ニ作ル候段能々可被申渡事  
 一横山山城守姉娘作ルハ非也ト神尾主殿助縁邊之事

一山城守姉娘ト作ルハ非也ト山崎市正ト可被申合事  
 一南坊ト村井出雲守ト間然々無之様ニ相聞ニ候條加様之間モ右之通候間  
 以來之義兩人ニ可被申渡事  
 一金澤年寄共其外諸面々ヨリ筑前守并我々我々ヲ一本ニ誓紙一通充可被  
 請取候事付ノ字ナシ付凡案文ヲ遣候尙以筑前守并年寄共令相談文言之義  
 何モ愚意不殘可被引出候意可被引直候トアリ此方ニハ不入義ニ候得  
 共在世之内ト存置候事  
 一此地ニ有之面々ニモ右之様子少モ無相違様ニ可申出候當分我々傍ニ召  
 遣候者共事尙以右之條々申出心持成其意候様ニ可聞ト存條其通筑前守  
 并年寄共ニモ可被申渡事  
 一其方兩人義自今以後家中諸侍共間惡敷無之様ニ候義無之様トアリ能々  
 可被入情ノ疑ヲナシハ精義肝心候事  
 右之外口上ニ申渡候趣以下得其意可申渡者也

五月十五日

利長

前田對馬守殿



年ヨリ五年以前ニ遺書ノ終ノ歳ヲモテ考フレバ、今  
 公爲人神武英略器度恢廓ニシテ、能國祖ノ遺烈ヲ奉シ玉ヒ、義旗ノ向フ處、羆兇  
 威ヲナシ、群兇散潰、枯槁ヲ振フカ如シ、而シテ平生恭儉誠實ヲ以テ事ヲ處シ、三  
 州千年不拔ノ鴻業、此公ニ至リテ愈堅クシテ且盛ナリ、ソノ行狀始終ハ村井長  
 頼ノ記スル所ノ自筆ノ一冊アリ、按スルニ此自筆ノ一冊ハ、先年燒失シテ、今ハ  
 ナシト也、甚惜也、微妙公、関凶ニ在テ哀慟禮ニ過キ、公族群臣モ哀傷ニ堪ヘス、殊ニ  
 ムヘキニト也、君ノ夫人ニハ悲嘆ノ餘リ、髮ヲ剪リテ浮屠ノ道ニ入玉フ、玉泉院ヲ稱ス、即チ金  
 大膳家ニ寓シ、夫ヨリ、秋ニ至テ、金城ノ四、其薨シ玉フトキ、金府ヨリ、寶圓寺伴翁  
 和尙ヲ召シ、高岡ニ於テ引導シ奉ラシメ、同庄ノ繁久寺、南條城、主加納中務始水郡  
 南條ニ建立ス、其後、高岡今ノ片原町邊ニ、側ニ非リ奉ル、瑞龍寺、建立シ、此時未  
 移リ、正保三年、今ノ地ニ移リ、瑞龍寺ニ、瑞龍寺、由來記ニモ、考ヘ、瑞龍寺、何  
 見何方ニ、或ハ佛事ヲ修ムルニ、高岡ノ法橋寺、井ノ端、瑞龍寺、由來記ニモ、考ヘ、瑞龍寺、何  
 考アルニ、瑞龍寺、慶長十八年、法橋寺、和尙、呼ビ、瑞龍寺、由來記ニモ、考ヘ、瑞龍寺、何  
 日イヒシナ、云、即、今ノ瑞龍寺、又、一書ヲ知、按スルニ、法橋寺、由來記ニモ、考ヘ、瑞龍寺、何  
 山、利長、高岡、依シ、玉、公、追、官、シ、テ、小、利、作、ニ、神、居、チ、ナ、サ、シ、ム、シ、ラ、ル、之、チ、法、橋、寺、ト、此  
 寺ニテ、葬禮ノ儀ハ、何レニモ、此法橋寺ニテ、

九月 辛亥  
 誠ニテ、ア、リ、サ、レ、ハ、何、レ、ニ、モ、此、法、橋、寺、ニ、テ、葬、禮、ノ、儀、ハ、何、レ、ニ、モ、此、法、橋、寺、ニ、テ、

十六日、丙寅家康、利常をして悉く利長の遺封を領せしむ、

〔三州志〕一 本封叙次考

加賀越中能登、三ヶ國之事一圓被仰付候、訖者、守此旨可抽忠勤者也、仍如件、  
 慶長十九年九月十六日 家 康御判

加賀侍従とのへ

加賀越中能登、三ヶ國之事、任今年九月十六日先判之旨、永不可相違者、守此旨

彌可勵忠勤之狀、如件、

慶長十九年九月二十三日

松平筑前殿

御 判秀忠公

〔参考〕

〔加越能三ヶ國高附〕

越中國四郡、利波 射水 婦負 新川

高五拾三萬六百三拾七石三斗七升壹合

後水尾天皇慶長十九年



内田方三萬千四百四拾八町八反五畝貳拾四步

畠方三千九百貳拾六町九反六畝貳拾參步

右之内

九萬貳百五拾七石三斗

荒川成

百五拾石

寺社寄進

殘て物成拾四萬六千七百貳拾八石三斗貳升三合

都合百拾九萬三拾六石壹斗八升壹合

内田方六萬四千八百七拾三町八反四畝六步

畠方壹萬三千九町七畝貳拾八步

右之内

拾七萬千七百八拾壹石九斗六升

荒川成

貳千四百八拾五石五斗壹升五合

寺社寄進

殘て物成三拾八萬六千貳百七石壹斗四升九合

慶長十九甲寅歲六月吉日

松平筑前守利光御判

〔三州志〕

本封叙次考

同公慶長十九年九月封録

加賀四郡一圓此頃ノ石高ハ考フヘカラス、改作、越中四郡一圓、後ノ積トス、既ニ上文慶長四年瑞龍公薨シ玉ヒ養老領ヲ全ク、微妙公ヘ返領ニ依テ此ノ年ノ所ニ記ス、今年瑞龍公薨シ玉ヒ養老領ヲ全ク、微妙公ヘ返領ニ依テ此ノ如シ、此、返領ノ内、三萬石ヲ神君ヨリ、天徳夫人ヘ可賜之旨、台命アリシト云、然カラス、但天徳夫人、官ヨリ三萬石合カ、返上ノ舊記ナケレハ、其既チ得テ、駿府日記ニ、但天徳夫人、加賀郡北中條村山王社人、布施與右衛門、栗本八右衛門ヨヘテ、得上ル所ノ由來記ニ、當社ハ、承久二年ノ勸請ニテ、大破ニ及ハルテ、夫人傳天徳夫人ノ化、知ニ御收ノ地也、殊更山王ハ、夫人ノ氏神ナレハ、トテ、夫人傳内ニ命シテ、稻野徳左衛門、多羅尾左能登四郡ノ内土方領ノ外一圓、右通計ヲ改作後ノ石高ニ積レハ、百二十一萬四千二百七十一石一斗三升也、慶長十九年、此ノ積トス、其石高見ヘス、此外江州二邑高、二千二百六十石二斗八升二合、芳春君御領地也、但此近州二邑分元和四年ニ一旦官ヘ返上、同六年再ヒ此二邑ヲ微妙公ヘ賜ルト舊記ニ見ヘ、又巡見上使ヘモ右二邑ヲ一旦返上ノ事御書出シト有レトモ、將軍家ヨリ賜ル其石高ノ御墨附等何書ニモ見當ラス、且此二邑ハ他邦ニ介ル葦爾ノ田地ナレバ、微妙公迄ハ其石高御本封高ヘハ結ヒ舉サセラレヌト察シヌ、其故ハ寛永十一年閏七月微妙公ヨリ御書上ノ物、暨同八月大猷大君ヨリ賜ル税帳ニモ、加賀、越中、能登、三ヶ國、百十九萬二千七百六



十石ト見ヘ、且又今ノ「江戸武鑑」ニ載スル御本封高二萬二千七百石ト有テ皆  
江州領ノ事相洩ル、也、其後五世松雲公ノ御時代、寛文四年ニ至リテ官邊ノ  
所置モ次第ニ綿密ニナリ、新令モ有テ我封收ノ諸郡毎村ヲ帳面ニ記シ、官ヘ  
上ラレ夫ニツキ、江州知高モ、此時初テ調理タテ一集ニ書上ケラル、ト想像  
セラル、也、此事ハ舊記ニモ見ヘサントモ、寛永四年ニ賜ル稅帖ニ之ヲ加ヘ  
ラレ、暨同年今津村甚右衛門ヨリ書上ル、一書ヲ以テ推知スヘシ、

慶長中

紀元二千二百六十四年より  
全二千二百七十四年まで

利常、幕府に請ひ、越中越後の國界に境の關を置く、

〔石埼記録〕

〔按元祿三年五月四日松雲公江戸ニ在リ、手書シテ奥村因幡横山  
筑後ニ問テ曰ク、藩ノ西方加賀、越前ノ國界ニ關無ク、而シテ東方越中、越後ノ國  
界ニ境ノ關アリ、猶ホ無底囊ノ口ヲ括スルカ如シ、是レ必深意アラシ、卿等聞ク  
所ヲ告ケ、ヨト、七日二人上書應テ曰ク、越中素ヨリ土兵蠶起ノ弊アリ、難治ト稱  
ス、故ニ微妙公幕府ニ請ヒ關ヲ境ニ置カル、凡幕府ノ制諸侯關ヲ置クヲ允サス、  
其一關ヲ允スモ異數ナリト聞ケリ、被仰出之品等披書、本多氏古文書等、慶長十六七年及十九年  
ニ、境關奉行長谷川宗左衛門相定ヨリ、境村百姓ニ與ヘシ皆濟狀アリ、加藩國初  
遺文系譜

備考、相定ヲ  
吉久ニ作ル、是レヲ以テ考フルニ、微妙公ノ始メテ關ヲ置カレシハ、襲封ノ初ヨ  
リ慶長十六年ニ至ルノ間ニ在リ、其歲月舊志ノ徵スヘキ者無シ、萬治三年六月  
六日境關奉行長谷川宗兵衛ヲ伴八矢ニ責付シ、河合宗三郎、野村七左衛門ヲ以  
テ權ニ境奉行ノ事ヲ掌ラシム、初微妙公以爲ク關吏ヲシテ姻邦ニ結ハシ  
ムルモ、亦不虞ニ備フル者ニ非サランヤト、宗兵衛密ニ其旨ヲ奉ジ、女ヲ以テ越  
後國市振ノ人ニ嫁ス、公萬治紀元ヲ以テ薨ス、事此ニ至テ發覺ス、其國禁ヲ犯ス  
ヲ以テ其家ヲ籍沒シ、之レヲ藩士伴八矢ニ責付シ、遂ニ死ヲ賜フ、然レモ宗兵衛  
證左ノ以テ冤ヲ解クニ足ル者無ク、劍ニ伏シテ死シ、嗣絶ツ、微妙公夜話、諸是レ  
士系譜參取、其關法ノ嚴ヲ知ルニ足ル、

〔古案記等三種〕

抄

境關守之覺

一瑞龍院様駿河江御越、駿河ハ江戸ヘ御廻リ下通リ御歸被成候刻、堺被遊御泊  
候テ、長谷川惣兵衛父宗左衛門方御一宿被遊候、宗左衛門義其節ハ境之肝煎  
ニテ御座候處、向後境之關守可被爲成之旨被仰出、御前ヘ被召出、御知行百石  
之御一行被下候由傳承候、其以前ハ關所之義不成分明之義御座候、

後水尾天皇慶長中



一瑞龍院様駿河方江戸へ御廻リノ義前後兩度之由承候、年號覺無御座候、付而宗左衛門關守ニ被仰付候、年號之義モ承不申候以上、

六月十八日

九里夕菴印判

與村因幡殿

○前田侯 瑞龍公ノ江戸行ハ前後兩度ニシテ、慶長七年正月ト十二年九月トナリ、然ルニ前度ハ江戸駿府ヨリ大坂ニ至リ歸藩セラレシ故、爵家調査、本文江戸ヨリ在歸路トアルハ十二年ノ事ナランカ、但關ヲ置カレシハ其以前ニ在リシヤ未タ見當ラズ、

〔参考〕

〔下新川郡尋常境小學校報告〕

天正年中、尾張ノ浪人長谷川宗兵衛ナルモノ當村ニ來タリ、渡邊六郎左衛門方ニ食客中、加賀國主前田家ニ召シ出サレ、家祿百石ヲ賜リ、本村外數ヶ村ノ取締ノミナラズ、國界口留番所ノ總轄勤務中、故アツテ罪ニ處セラレ、遂ニ其家斷滅セリ、其後慶長拾九年大坂冬御陣ノ際、國境要害ノ地ト稱シ、取締ノ爲メ加州、金澤藩中ヨリ足輕五斗俵ヲ以テ十二年ニ俵十俵、拾名ヲ本村ニ派出セシメ、本村中央ノ地ニ於テ一番所ヲ設置シ、通行人ヲ嚴重ニ取調ベタルモノニテ是レ關門ノ創立ナリ、其後年月ハ詳カナラザレドモ、又足輕拾名ヲ増スノミナラズ、金澤藩中ヨリ八百

石以上貳千五百石以下ノ平士頭ノ内ヨリ撰定シテ、關守ニ任命セラレタリ、其交代年限ハ七ヶ年ノ定メナリシモ、時宜ニヨリ二年乃至三年ニシテ交代トナリタル向モアリ、然レ足輕ハ不代ナリ而シテ本村ハ、何時ノ頃ヨリカ年月不詳ナレドモ、越中七町ノ中ニ組ミ込マレテ、明治維新ノ際マデハ、境町ト稱セシ所ニシテ、田畑租ヲ除クノ外ハ都テ免稅ノ所ナリ、故ニ一朝事アル時ハ、町民五拾歳以下拾五歳以上ノ男子ハ殘ラズ召集ニ應ジ、上官ノ命令ニ從ヒ應分ノ事ヲ務ムルコトニ規定シアリタルナリ、其後文政年中ニ與力三名譜代ヲ以テ關門詰ニ任ゼラレ、後又文久元年ニ與力三名ヲ増勤セシメ、同二年ニ足輕拾名ヲ増シタリ、其當時奉行一名、關守ニシテ、家來數名ヲ抱ヘ居タリ、與力六名、足輕三拾名、並ニ小者モノノ五名ナリ、  
一御旅屋ハ、加賀能登、越中、三ヶ國ノ領主前田侯、江戸へ參勤御交代ノ際御休息、又ハ越後國山下難所字、不親知等、高波ニテ通路危險ナル時ハ、臨時御宿泊遊ハサル、所ナリ、此時分ハ、山下ニハ目今ノ如ク官道ナク、  
二番所ハ二箇所ニアリテ、官道筋ニアルヲ岡番所ト稱シ、海岸ニアルヲ濱番所ト稱シ、行人ヲ取り調フル所ナリ、

後水尾天皇慶長中



三鹽藏ハ、領主前田侯ノ御仕入ヲ以テ本村民ニ鹽ヲ燒カシメ、製鹽ハ殘ラズ此鹽藏ヘ納メシモノナリ、

四高札ハ規則及ビ心得書等ヲ揭示セシモノナリ、

五武器藏ハ銃劍等總ベテ武具ヲ納メアリシ所ナリ、

六貸屋ハ奉行即チ關守ノ住セシ所ナリ、

七番所ハ見張人番所ノ與力一名記帳役一名、其外ニ四名小者一名都合七名ナリ、

又濱ノ番所ハ、晝ハ二名ニシテ夜ハ四名ナリ、而シテ毎日交代スルコトニナリテ居タリ、

八番所ノ勤務ハ、通行人ノ國內ニ入ル者ハ、國郡村名及ビ姓名ヲ取調ベノ上通行ヲ許スト雖モ、國內ヨリ他國ニ出ヅル者ハ、何國ノ者ナリトモ町奉行、或ハ

郡奉行ノ通行切手ヲ所持スルモノニハ通行ヲ許シ、其切手ヲ所持セザルモノニハ、支配ヲ受クル所ノ奉行ヨリ切手ヲ持參スベキ旨ヲ諭シ、通行ヲ差止

メタルモノニテ、國內ニ入ルヲ緩ウシテ國外ニ出ヅルヲ、特別嚴重ニ取調ベタルモノナリ、

メタルモノニテ、國內ニ入ルヲ緩ウシテ國外ニ出ヅルヲ、特別嚴重ニ取調ベタルモノナリ、

メタルモノニテ、國內ニ入ルヲ緩ウシテ國外ニ出ヅルヲ、特別嚴重ニ取調ベタルモノナリ、

メタルモノニテ、國內ニ入ルヲ緩ウシテ國外ニ出ヅルヲ、特別嚴重ニ取調ベタルモノナリ、

メタルモノニテ、國內ニ入ルヲ緩ウシテ國外ニ出ヅルヲ、特別嚴重ニ取調ベタルモノナリ、

メタルモノニテ、國內ニ入ルヲ緩ウシテ國外ニ出ヅルヲ、特別嚴重ニ取調ベタルモノナリ、

〔上新川郡下夕村尋常小學校報告〕

舊跡 本村大字猪谷村ノ南端ニ、舊加賀

藩ノ管轄セシ關所アリキ、昔時下夕村ハ實ニ飛驒ニ通スル要路ナリケレハ、飛州ト境ヲ接スルモノ地ニ何時ノ頃ヨリカ、藩之ヲ設ケテ藩士ヲ駐屯セシメ、其駐在スルモノハ常ニ五六人ヲ出テザリキ、

〔婦負郡細入村尋常小學校報告〕

猪谷關趾 猪谷村ニハ維新以前迄ハ關所

ノ設ケアリテ、行旅ノ人ヲ吟味セリ、役所ハ今尙現存シテ關守爲リシモノハ子孫居セリ、

孫居セリ、

〔附錄〕

〔西礪波郡土山尋常小學校報告〕

笠取山ハ加越ノ境界ヲナセリ、古昔ハ鎌

中往來<sup>後ニ賣ト</sup>坂往來<sup>來ト</sup>テ此處ヲ通行シタリシガ、其後其下方ノ半腹ヲ通行スルニ至

レリ、今又其下方ヲ請願シテ開鑿中ナリ、之ヲ工兵道ト云フ、

笠取ニハ、古昔關守アリシト云フ、

〔諸藝雜志〕 五

御關所

婦負郡 西猪谷、<sup>飛州境迄二里計、富山ヨリ七里</sup>

同郡切詰村、<sup>飛州境迄二里、余富山ヨリ九里</sup>

後水尾天皇慶長中



新川郡加賀御領東猪谷、飛州境足輕番

同郡同御領境、越後境御關守一人持組三人、與力二十人、同心富山ヨリ

礪波郡赤尾村、飛州境口留百姓

氷見灘浦に、鹽竈を新設す、

〔氷見郡宇波尋常小學校報告〕

慶長八年正月廿三日、灘浦沿岸の地に鹽竈を

新設し、製鹽の業を奨励せり、前田正勝公より賜はりし書左の如し、

其村しほかま新開、當年切に壹枚に付て、しほ四俵に相定め、六月中に可御藏納來年之儀は追而可申進者也、

礪波郡五箇山村は、焰硝を、八講田村は布を以て租に代ふ、

〔租稅志〕

地理民業、他米ニ異ルヲ以テ正租ニ代フルニ金銀及ビ他物ヲ以テ

スル者アリ、越中五箇山ハ天正十三年以來租金毎歲異同アリ、慶長十二年以後

每歲金四十枚、焰硝焰硝疑クハ硝石ヲ指ス、二千斤ヲ納メ、又慶長中利波郡八講

田村ハ布ヲ以テ租ニ代フルコト、左表ノ如シ、五箇山文書、越中、古

上布當ル租米

一俵八升

中布 四斗

下布 三斗五升

〔參考〕

〔掌中記〕

慶長十五年、五ヶ山金納所金參拾枚、鹽硝千五百斤、同十二年より金

四拾枚、鹽硝貳千斤と有之、

礪波郡五ヶ山ノ名、

赤尾谷、下梨谷、上梨谷、小谷、梅谷、以上五箇山、

一奥山と申は吉野より奥之分奥山と申也、

一新川郡立山を奥山と申由、

元和元年乙卯

紀元二千二百七十五年

三月丁未

五日亥、加賀藩、驛遞人足傳馬の朱印を定む、

〔石動町役場文書〕

波郡

宿送人足傳馬之御朱印

御分國中、宿送之人足傳馬之事、此御朱印を以可被仰遣旨、就御詮見合可申ため、御印被遣置候、自今以後、猥に申付族有之者、爲村中搦捕可差上旨、被仰出候條、可

後水尾天皇慶長中、元和元年



成其意者也、

慶長貳拾年三月五日

横山山城守 花押  
本多安房守 花押

今石動

肝煎

惣町人中

是歲、高岡の諸臣を金澤に還し、其住宅を町民に賜ふ、

〔高岡市沿革志〕

元和元年高岡ノ諸臣再ヒ金澤ニ搬屋ス、當時金澤高岡町新

其ノ明屋敷ヲ、地子米百八拾俵ヲ以テ之ヲ請ケシ者アリ、其ノ後三百六拾俵若

クハ五百俵ニ増シテ、之ヲ請クル者アルニ至リシガ、右五百俵ノ内、町家々際並

ニ寺院裏地ニ在ル所、九拾俵相當ノ明屋敷ハ之ヲ高岡全町ニ賜ハル、是ノ歲浪

華夏役ニ岡島備中守一吉ヲシテ城代兼町奉行タラシメ、凱旋後、命シテ城櫓殿

閣ヲ廢シ、内城外郭、圍圍、壕塹ヲ存セラル、必スシモ他城墟ノ如ク、年々關土墾田

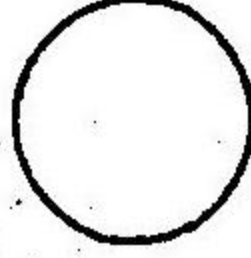
ヲ爲シ、一丘徑ヲ餘スノ類ニアラス、殿閣ノ故材ヲ用キテ旅屋ヲ作ラル、又城ノ

西方一面ノ池沼ニ土ヲ入レ、水田ニ作り、潦分ナル一村落ヲ成セリ、



宿送人足傳馬之

御印



御今國中宿送之人足傳馬  
之事此御朱印ヲ以可被  
仰遣旨就御説見合可申ため  
御印被遣置候自今以後猥申付  
族有之者為村中搦捕可差上  
旨被仰出候条可成其意候也

慶長貳拾年

三月五日 横山々城守(花押)

本多安房守(花押)

今石動

肝煎

惣町人中







元和二年丙辰

百七十六年

六月 朔 庚子

二十日、紀利常條制を檢地衆に下付す。

〔租稅志〕

元和二年六月二十日、檢地衆ニ賜フ定書ノ一ニ曰ク田島ヲ檢地スルハ江川道等ヲ除キ、三百歩ヲ以テ一段ト爲スヘシ、二ニ曰ク島所ハ地ノ上中下ニ由リテ之ヲ定ムヘシ、三ニ曰ク去年、本年ノ新墾地及荒蕪地ハ各々簿冊ヲ作リ之レヲ錄呈スヘシ、四ニ曰ク田島ノ毛其上中下ヲ檢シ、若シ從來ノ租額ニ適セサル者ハ之レヲ更メテ允當ナラシムヘシ、五ニ曰ク百姓田島ヲ欺隱スル者ハ罪ニ處セン、欺隱セル田島ヲ首告スル者ハ之レヲ賞スルニ其一年ノ租ヲ蠲キ、且ツ欺隱者ノ宅地ヲ給シ永ク之レヲ主宰セシメラル、六ニ曰ク檢地衆ノ飯ハ自炊スヘシ、其汁及ヒ炊クニ用フル薪、馬ニ飼フ糠、糞ハ百姓ヨリ之レヲ供スヘシ、七ニ曰ク僮從ヲシテ、百姓ノ贈遺ヲ受シムヘカラス、僮從若シ非違アラハ罪ヲ其親屬ニ及ボサン、贈遺者ノ罪モ亦同シ、八ニ曰ク檢地衆ノ行李ヲ負フヘキ人馬ハ村次ニ之レヲ出サシムヘシ、其騎ルヘキ馬一匹ハ之レヲ其村ニ備フヘシ、僮從ヲシテ馬ニ乘ラシムヘカラス、九ニ曰ク各所ノ小成物（後世ノ小成物トハ

後水尾天皇元和二年



成ハ今ノ租税ナリ、小物ヲ改定スヘシ、  
〔温故集録〕二十一 石塔 記録

加藩慶長以來定書 上

- 一 今度檢地田畠一反ニ付テ、三百步宛無相違様ニ可相渡候、江川道以下如此已前可相除事、
- 一 島方折之事、上中下により可相究事、
- 一 去年、當年、新開之地打わけ帳面にしるし可上之、並長不作、同前事、
- 一 藏納分在々所々、田畠立毛上中下見積り、有來候年貢米相違之在所於有之は、此度遂穿鑿可相究事、
- 一 田畠境目ふみ隠候百姓有之ニ付而は、急度可成敗候、若隠田之地有之候は、可申顯候、爲寢美陰田之地年貢米一作分訴人へ可遣候、其上踏隠候百姓家屋敷宛行、後年迄肝煎可申付事、
- 一 檢地之者共可爲自炊候、但ざうし、薪馬之糞わらは、在所より可出候事、
- 一 下々禮儀禮物取不申候様可申付候、若猥之儀有之付ては、不寄侍小者類、親共ニ可成敗候事付禮物出候百姓可爲同罪事、

- 一 檢地之物共荷物もたせ候、人足傳馬之儀、村つたいに召連可申候、其頭之乘馬壹疋宛其在所よりやとひ可申候、此外下々猥に馬に乗候事有之間敷事、
- 一 在々所々小成物可相改事、
- 右條々、若相違之儀於有之は、面々可爲越度者也、

元和貳年六月廿日

御檢地衆

十二月 戊戌

十六日、癸丑、加賀藩、組頭の肝煎扶持を給す、

〔十村書類〕

加藩慶長以來定書上ノ抄

加州四郡在々所々、組頭之肝煎扶持、從當年、其組中として、鐵壹丁ふ付米貳升宛出之、公儀御用も賄ふ可仕之旨被仰出候、此外小百姓等にたいし、非分於申懸は、可爲曲言之旨被成御意之條、右之趣、諸百姓中へ堅可被申觸者也、  
(元和二年)

辰十二月十六日

横山山城守

本多安房守

後水尾天皇元和二年



〔年代記〕

同年十村鍛役始マル、

〔租税志〕

元和三年始メテ各郡百姓及ヒ頭振、頭振トハ、草高ヲ有セサル貧民ヲ、年十五ヨリ六十ニ至ルマテノ男一人ニ米二升ヲ徵シ、之レヲ鍛役米ト曰フ、若シ家アリテ男無キモ亦一戸二升ヲ徵ス、但村肝煎掛作百姓、掛作百姓トハ、甲草高ニ有スル者ヲイフ、不具者病身者、道心、座頭、舞々、藤内、穢多ハ之レヲ免ス、鍛役米ハ十村ノ俸ニ充ルヲ以テ例ト爲ス、其館免書加藩慶長以來定是歲、新川郡小川温泉を發見す、

〔富山縣衛生第一次年報〕

明治十二年

湧出地名 下新川郡山崎村地内 鑛泉稱呼 小川 温冷別 温 泉質 亞爾加里

温度 五十七度 發見年月 元和二年

元和三年丁巳 紀元七千七百七十二年

正月 朔丁卯

二十四日、新川郡泊火あり、

〔下新川郡泊火等事 小學校報告〕

泊町御藏

泊町御藏は元境村にありしが、元和三年正月二十四日夜、出火のため泊町七十餘軒全焼せり、住民等、家屋再建の手段なく大に困難せしが、境村長谷川宗兵衛と云ふもの、御納藏より收納米を取り出して窮民に與へ再建せしめたり、其節御藏は泊町へ建替られ三棟を造られたり、一は十五間に四間、一は五間に四間、一は五間に三間あり、

〔下新川郡泊町役場調査〕

元和三年正月廿四日夜、泊町字上町鍛冶職彌惣ナル者ヨリ出火、泊町總體七十一戸不殘類焼、

七月 朔甲子

二十日、能登妙成寺日鳳寂す、

〔本化別頭佛祖統紀〕

二十 能州瀧谷妙成寺十三代日鳳上人傳

師諱日鳳、號鷲山院、越中富山之人、初入教外門、省悟發明、一時蓋世、性得臨池、妙爲人所稱、亞相利家卿、道契最厚、偶遇普賢院日慈、稟本化教、始知己非、且駭且喜、慈者瀧谷第十二代主也、師就慈欲更衣、慈不容而曰、教外別傳者、天魔所爲、魔窟之漢、曷微正信、道吾宗者、以信代慈、子也、容易之信、是亦魔障也、師依慈一針、遍身大汗、如斯



四十日、竊走于松崎談林學天台書、夙善感歎、正信發歎、夜夜明星天子來而指擔、玄義文句、止觀通貫、解了更入大藏、得自然智、歸對日慈、伸其所得、慈大驚、即日印可、具授別頭秘璽、終為瀧谷主師、自行勇猛、化他亦饒、日慈化矣、其盧云、妙法山圓光寺師、遷圓光寺、葺之補之、以報慈之恩、又去隱瀧谷、其地呼昌運坊、今猶存也、元和三年丁巳七月二十日、奄然化矣、未詳世壽、初師在松崎茶堂、偶語忽涕淚、曰瀧谷鐘司之僧、唯今落命、於後有信、校之不妄、每每有異、人呼為六根淨大德、

元和四年戊午 紀元二千二百七十八年

二月 辛卯

利常、領内に命して、鑛山の發見を力めしむ、

〔石埭記録〕

於分國中、河の山見成共金山を見立可注進候、運上の義は追而可定者也、

元和四年二月廿七日

微妙公御印

大山左兵衛

元和六年庚申 紀元二千二百八十年

十月 乙巳

二日、丙午利常、高岡町に令して、町人の他所に移住するを停め、又宿老を廢して町年寄を置く、

〔高府安政錄〕

元和六年十二月二日、當町人今後他所ニ出居住、堅ク御停止ノ旨、被仰出候段、横山大膳、本多安房守ヨリ嚴令、

〔高岡市沿革志〕

元和六年十月二日、當町人ノ他ニ移住スルヲ停止シ、宿老ヲ廢シ、町年寄十人ヲ置カル、寛永ノ末、減シテ六人トナリ、後又増シテ、承應ノ頃、五人トナリ、正

毛、今ニ至ルマテ、猶ホ十人町年寄ト遺稱ス。

〔參考〕

〔高府安政錄〕

高岡町役人

町年寄 四名

慶長度、宿老ト稱シ三人役ノ處、元和六年十月二日、當町人、今後他所ニ出居住、堅ク御停止ノ旨、被仰出候段、横山大膳、本多安房守ヨリ嚴令、爾來十人役ニ被命、諸御用詮議致シ、微妙院前田三世殿、小松御在城ノ節、町奉行伊藤内膳等、暨宿老ノ内交代ニテ同所ニ相詰、高岡之諸事言上御用相勸、寛永十七



年ノ頃六人役ニ減シ、其後四人五人或ハ三人ト度々増減シ現今四名ナリ、  
往古ヨリ無給料之レニ代ルニ町方諸役免許

但按スルニ、宿老役名、町年寄ト改稱セシ年月不詳、古來十人年寄ト遺稱  
セリ、依テ元和六年以來ノコトナラシカ、

町算用聞 六名

往古町奉行伊藤内膳、此吏員ヲ置ク無給料、延寶五年町奉行武藤半左衛門、  
國府助右衛門、亭主番辻番免除、寶永二年十二月荒木六兵衛、石川主計、町奉  
行ノ節町方諸役免許ス、

町肝煎 四名

慶長度、本役一名、脇肝煎三名、初テ被命、元和四年、脇肝煎廢止、本役三名ニ改  
正、扶持米一名、四拾俵、宛居屋敷拜領セリ、然處米價年々ニ下落ニヨリ、明曆  
二年、依願壹石代價銀貳拾目積リヲ以テ、一名扶持米代銀四百目宛被下置、  
每歲高岡町總代トシテ、登城年頭御禮御目見被仰付、且暑寒奉親御機嫌、御  
歸城之折、信州ヨリ御迎ニ出、往來傳馬帶刀御免、其他御書御印物數通、爾今  
家筋之者所持罷在候、微妙院殿小松御在城ノ節、宿老暨町肝煎三人ノ内、交

代同所へ相詰、高岡町奉行伊藤内膳取次ヲ以テ諸事申上、三、脇肝煎ト

○寛文十二年ヨリ、町肝煎三名扶持米代銀壹貫貳百目之方、高岡入煙草口  
錢取立ノ内、銀九枚上納餘分不殘被下置、寶曆元年ヨリ右扶持米代銀壹貫  
五百目ニ定メラレ、文化九年十月ヨリ銀拾枚ニ減シ、外ニ高岡町中ヨリ御  
扶持銀トシテ、貳貫五百貳拾目取立付ト町方諸役免許、

○寛文前迄本役ノ外、町肝煎補役ト稱シ、十人被命置、人馬驛繼諸商賣方等都  
テ下裁許相勤、爾後追々諸營業、肝煎別立補役止ム、

以上三役ト號ス、高岡町中取捌ニ漏候義之レナシ、

横目 肝煎 二名

、明和四年初テ設ラル、年給銀六百目、

地子 町肝煎 三名

承應三年、御用屋敷等地子地ニ合併シ、高岡町福光屋五郎右衛門、飯野屋仁  
兵衛、兩人地子裁許ニ被命、萬治三年五郎右衛門等廢シ、地子肝煎ト改稱シ、  
臺屋七郎衛門一人ニ被命、尤地子方差才許相勤、然後自然人才許相兼、地子  
町肝煎ト改稱セリ、其年月不詳、明和七年ヨリ兩人役、安政五年午十月、一人



相増、年給銀壹貫六百八拾三匁六分、

散町 肝煎 九名

此分擔左之通、但町肝煎下才許ナリ、

木町 肝煎 二名

往古木町舟方肝煎ト稱シ、一人役ノ處、萬治年間ヨリ人才許相兼、木町肝煎

ト改稱、二人役ニ被命、年給銀八百四拾目、

土開發町 肝煎 一名

開發町ハ往古大掛町ト稱シ、肝煎一名宛分立ノ處、寛永二十年開發町ト改

稱シ、兩町合併一人役ニ被命、年給銀貳百六拾目四分、

金屋町 肝煎 一名

往古ヨリ町肝煎直轄ノ處、寛政四年十二月二日分擔被命、年給銀百五拾貳

匁四分、

關町 肝煎 一名

慶長元和ノ頃二人役、寶永二年十二月ヨリ一人役ニ被命、年給銀百拾四匁、

古定塚町 肝煎 一名

慶長十五年ヨリ立ッ、年給銀四百四拾壹匁六分、

中横田町 肝煎 一名

寛文六年ヨリ立ッ、年給銀三百七拾貳匁、

母衣町 中肝煎 一名

文政七年五月開發村ヨリ請地町名許可、肝煎直轄ノ處、天保五年分擔被命、

年給銀百八拾目、

新宮橋町 肝煎 一名

安政元年八月下關村ヨリ請地暨、高岡林地ヲ開墾シ、町名許可、町肝煎直轄

ノ處、全曆五年十一月十二日分擔被命、年給銀百貳拾五匁、

藏廻リ 四名

給人米預ル藏宿緋方トシテ、延寶二年初テ立ッ、年給銀壹貫貳百目、

但藏宿預リ米高ニ應シ徵收付與、

布御印押入 二名

初發布壹疋ニ付、壹分宛口錢取立、上納内壹厘五毛被下度旨、高岡町糸屋仁

左衛門、二上屋吉助出願、寛永十二年許可、御算用場より兩人へ御印御預ケ



置延寶三年町肝煎潤色トシテ兼務被命元祿度舊ニ復シ分立爾來口錢壹分ノ内貳厘被下置

但先年ハ餘程ノ銀高ニ有之處布高追々相減現今布五千疋斗此口錢五百目上納内百目被下置

米肝煎 二名

萬治寛文ノ間ヨリ初テ立ツ町方酒造買入米相場暨米糶屋共賣米相場毎月帳册ニ認メ町肝煎加印ヲ以テ御算用場へ書上且御詰米川下ノ節糶屋共召連出船等取締ニ相詰年給銀六百五拾目ノ處天和三年春加増九百六拾目ニ定マル

但此給銀藏宿預リ米高酒造米高米糶屋賣米高賣屋麴米高ニ割當徴收付與ス

魚問屋 一名

明曆三年六月初テ被命魚賣高ニ付六歩ノ口錢ヲ取立潤色トシ御役銀四拾枚請負上納相勤同年十月御役銀八拾枚ニ請負願人有之萬治二年再ビ御役銀百貳拾枚ニ手上ケ致シタル處其手ノ役銀及不足請負人禁牢被申

付翌三年代リ人町觸レ有之候へ共望人無キニヨリ寛文三年金澤町人新保屋次郎右衛門江被命高岡町へ移住年給銀三貫八百目ノ處天和三年以來八百目減三貫目被下置

魚相見人

享保十二年四月御算用場ヨリ被命年給銀六百目

綿塙主附 一名

寛文十一年綿綿市場創立明和元年高岡町宿益トシ賣買口錢ヲ以テ町費ノ補助ニ充テ町年寄ノ内ヨリ兼務年給銀五百目外ニ綿壹駄ニ付壹分宛收入凡商高年計壹萬駄

綿仲買肝煎 綿綿塙 一名 玉綿塙 二名

明和元年被命年給ノ方ニ商綿一駄ニ付一分宛收入付與ス

綿塙相見人 二名

同上

綿塙帳前 一名

同上



傳馬肝煎 一名

寛文七年高岡町奉行上村八右衛門有澤孫作之砌、向後馬借町中身元富有ノ者ニ爲持可申旨、御算用場ヨリ發令、馬數四拾三疋之代價壹疋ニ付銀貳百目宛、合計八貫六百目、七ヶ年賦ヲ以テ御貸付ノ處、延寶二年三月、高岡定塚町八塚屋次郎兵衛ナル者、馬借三十五疋ニ減シ、馬代銀一疋ニ付四百目トシ、合計拾四貫目、七ヶ年賦ニ願出相叶、爾來定塚町ノ者共馬持致七ヶ年間、馬才許次郎兵衛相勤、年給銀八百目、其節、右銀割符方ニ付、町中分限見込帳初テ成、天和元年二月、右馬借町中江引取、各町ニ於テ相對ヲ以テ馬持立、置、七ヶ年間茶水屋次郎兵衛江馬肝煎被命、年給銀壹貫目、元祿元年已來傳馬肝煎定役、被命、年給如元、

酒屋

豆腐屋肝煎 兼務一名

醬油屋

明和四年被命、年給銀貳百四拾七匁貳分壹厘、該營業者ヨリ取立付與、  
質屋肝煎 一名

元祿十一年六月二十六日被命、年給銀三百六拾目、質屋共ヨリ取立付與、

古手屋肝煎 一名

享保貳拾年十月十四日被命、年給銀貳百目、該營業者ヨリ取立付與、

油屋肝煎 一名

元祿年中立ッ、給料ハ油白一元ニ付銀貳匁、並油請賣一軒ヨリ銀一匁五分、六厘宛取立、都合年給銀百五拾目斗、

米納地子肝煎 一名

明和七年地子才許別立ニ相成、年給米貳石五斗、

旅人米問屋 三名

創設年月不詳、往古ヨリ問屋貳人役之處、安政元年寅十月二日町年寄三名、潤色トシテ兼務被命、

出津取次人 五名

創設年月不詳、出津米一石ニ付銀六厘宛取立、給料ニ付與、

道具屋肝煎 一名

享保十九年七月十日被命、年給銀貳百目、道具屋共ヨリ收入付與、



町會所物書 三名

元祿六年町會所留書ト稱シ被命後物書ト改稱年月不詳年給一名銀四百八拾目宛

賣藥屋 肝煎 二名

安政五年十月十六日被命年給トシテ藥種屋八軒ヨリ銀五枚賣藥屋ヨリ銀五枚他國出脚賣藥役銀一名ヨリ銀拾五匁ノ内十分ノ一御算用場ヨリ被下都合給料銀八百五匁

他國出口錢取立役 五名

文政度ヨリ被命諸物品代價百分ノ一口錢取立内十分ノ一給料トシテ御算用場ヨリ被下凡年給拾貫目斗多分ハ町肝煎兼務

以上町役人ト稱シ家柄ノ者江被命奉職ス

町頭役 百貳拾人

承應三年高岡市街各町二名宛組合頭ト號ヒ初テ被命明和四年町頭ト改稱町内長立者相勤無給料

鑄物師肝煎 四人

寶永六年京都直繼家薄墨御書頂戴罷在無給料

鍛冶肝煎 一人 由緒鍛冶 伊右衛門

貞享五年以來普代相勤年給銀五拾目餘

大工肝煎 一人

寶永二年十二月二十二日大工棟梁七人ノ内毎年交代ニテ相勤安政六年六月ヨリ一人定役被命年給銀貳百貳拾八匁大工一人ヨリ一匁貳分宛取立付與

立付與

屋根葺肝煎 二人

元祿十五年被命年給銀八拾五匁八分屋根板批一人ヨリ一匁貳分宛取立付與

大鋸木挽肝煎 一人

貞享五年被命年給銀四拾貳匁大鋸木挽一人ヨリ壹匁貳分宛取立付與

御餌柄鹽仕 御菜屋 兼帶 一人

御領主ヨリ幕府江御獻納魚鹽仕取扱相勤寛文八年十二月御餌柄奉行青山織部ヨリ被命給料出勤日割ヲ以テ御算用場ヨリ被下外ニ年給トシテ



丁錢拾參貫參百二十文、四十物師、一軒ヨリ五拾文宛取立付與、  
右毎年正月六日於町會所、年頭御禮、町奉行マテ申上ル、

元和七年辛酉

和元二千二百八十二年

夏、金澤城下に、伊勢踊流行し、其風延て越中に及ぶ、

〔三壺記〕

ハ

元和七年の夏初より、伊勢踊と名付、天下共に逸り來りて、金澤へはやり來る、地子町の子供組合、神明へおとりを掛けて、我近所の町々を繰りおとり、本町へ移り、小身の武家方も交りて城へ上り、思ひく、に踊をかけたぬれば、夫を請けて返さぬ事不成して、樂にかけ合、後はお城より御取立神明へ掛させ給ひけり、御念頃の衆より樂に人を助合て、上下共に鬧敷次第なり、江戸山王の祭、淺草の祭のことし、去共作り歌にふしを付、拍子を合ければ、裝束拵る其間に、歌舞の場ならし、數日懸り習ひけり、御城より御仕立に成りければ、能登、越中、大正持より男女見物に來り、御城御門の口の神明迄、其道をいなばきを道の巾に敷さき、おとり銀の棒をかたけ、金の團扇を爲持、數百人水色の帷子に色々の長手掛に、よく面にて大小をさし、武者草鞋の紐を金紙にて立たり、

〔内山舊記〕

伊勢おとり流行、村々送り渡す、

〔御年表〕

今年、夏始より十月始迄に至て、伊勢踊と云事天下に流行る、金澤に、  
も此事盛なり、

〔富山御領舊事略〕

天和二年十二月、飛州御領加賀澤村迄、伊勢踊を送り、屈散錢、金、銀、米、稗、粟、俵物、幡、鉢の類、致持參、加賀澤村宮に納る、十村、安養坊村、八郎右衛門、御公儀様江御斷申上御承引、吉田半兵衛様、多賀治郎右衛門様、御寄合所え、被仰上、金澤江被仰遣、三ヶ國江御廻不被成候、則加賀澤村に留申候、金錢、銀米等の初穂は、富山神主え被下之候、

元和九年癸亥

和元二千二百八十二年

六月

庚申朔

二十七日、丙戌神通川溢る

〔越中舊事記〕

元和九年六月廿七日、大水出、神通川邊布瀬村のあたり不殘流出す、

〔高安舊記〕

元和九年六月二十七日、大水出、此時布瀬村、一高一免の内に、高安分持高不殘、替川に相成候に付、村方と及出入に、魚津にて大音主馬様の前にて、出入御聞被成候、總高口田地割、不仕義に候得は、假一高一免にても御聞届



難被成に付、頭振同事に被成申候、

元和中 同 紀元二千二百八十五年より

加賀藩、田島の賣買を禁す、

〔租税志〕

本藩初、田島賣買ノ禁無シ、元和ニ至テ嚴ニ之ヲ禁シ、元祿ノ初草高ヲ賣買スルヲ聽ス、蓋シ田島草高其名異ナリト雖、其實ハ一ナリ、故ニ草高賣買ヲ聽ス者ハ、即田島賣買ノ禁ヲ解クナリ、

庄川の流域變更す、

〔射水郡新湊各小學校報告〕

元和年間前ニ能町村ヨリ小矢部川、新川ヲ掘リテ流シ込ミ、舊庄川ノ下流ヲハ塞キ止メテ、用水川トナシ、其新川ハ自然形ヲ變シテ、今ノ新庄川改修前ノ様ニナリシモノナリ、元和年間ニ御公事場ヨリ御下渡ノ用水路地圖ニ見ユルモノ是ナリ、

寛永元年甲子

百紀元二千二百八十四年

正月

丙辰

二十一日、丙辰富山妙國寺日全寂す、

〔本化別頭佛祖統紀〕

二十 加州日光山妙國寺開山日全上人傳

師諱日全、號信命、院備之前州人、天性正信、頗堪苦行、志專弘化、偶遊北地、加越之間、手創高岡妙國寺、金澤妙國寺、富山妙國寺、俱隸洛妙覺寺、平生讀誦一萬部、不記其餘、企步身延山、拜高祖塔七度、時之堂頭日深上人、感其志而圖曼陀羅證之、祇寒酷暑、蚊蚋不拂、巾襪不著、人舉呼一異人也、寛永元年甲子正月朔旦、富山城下神通河上、師卜三七日、露坐單服、斷粒絕漿、晝夜不睡、讀誦唱題、一心精進、專注清淨、猛獸不近、惟鳥爲護、二十一日行既滿矣、烈風一陳、吹衣而舉、傍流而遊、不知其終也、或云入水而死、正法行者豈有之乎、况師道儀哉、甚以足佐者也、初心之士勿學之云、

寛永二年乙丑

百紀元二千二百八十五年

加賀藩、立髮長刀等を禁す、

〔御年表〕

此頃かふきと云ふれ者、多諸人に災ひをなす、悉被召捕斬罪に被仰付、因茲此時分より立髮、撫付、大髮、長き刀、脇指等御停止、

〔三州志〕

七十七

今年、無頼少年ヲ禁ス、立髮長刀等ノ制禁此時ヨリスト云、

寛永三年丙寅

百紀元二千二百八十六年

黒部川に始て愛本橋を架す、

後水尾天皇寛永元年 二年 三年



〔菊池舊記〕

愛本橋之事

掛始

一寛永三年

一寛文二年

一寛保二年

一安永二年

一寛政十一年

同

同

〔菅君雜錄〕

越中新川郡黒部川は大河にて洪水の時往來止之公私の用不通、依之笹井清左衛門御馬考、川上の山の根、相本村の近邊川幅狭く、此所を見立梯を被渡事を申す、依て清左衛門爲奉行梯を渡す、橋の長さはより往來の煩なし、日本無雙のハネ橋なり、

〔金砂子〕

愛本橋 長三十三間、内六間廣き所有

此處は水蒼ふして深き事不知、瀬早き事大石の流る音、遙の頂に聞ゆ、中々橋のあるべき所にあらず、かゝる廣大成名工を盡す橋、又何國にかあるべき、

橋杭を建べき様なければ、山の岨より大木をハネ出し、中腹にクミ合柱とす、愛本山の紅葉蒼川にうつるありさま、言語同斷の美景、和龍真間にもおとるまじ、

狂に乗じて興す、

蒼紅く錦五色や黒部川、いろは染流す四十八ヶ瀬、

〔三州大路水經〕

黒部川は新川郡也、源二水、一水は東信州の西の方より流出て、一水は南にて此水の本川也、越中、飛騨、信濃三國の山界、赤牛と云所より出づ、此谷の内、山村の外には田地の村無故に、川源は山廻りの者の外知者なし、所々夏は歩涉也、此川南方より愛本の橋までは、北へ流る、橋より下は西を指て流る、荒瀬にて渡舟なし、昔より黒部四十八ヶ瀬と傳たる大川也、少の出水にても歩涉は成がたし、略、此川水出れば、往來の者滞留して難儀に及故に、萬治年中に、三日市村より泊村の間に、浦山村、舟見村の二の新驛を造らせられ、愛本にハネ橋を架させられたり、長さ三十三間、此橋日本第一の大棧橋也、笹井七兵衛架之、〔藩翰譜續編〕七上、網紀は、智仁勇の三才をかねたりといふへきほとの人に、てありければ、國の政事もすくれたりし事とも多く、黒部川四十八ヶ瀬といふは、



北國にかくれなき難所にて、わたり瀬急流なるゆへ、ややもすれば、おほれ死するものありしに、綱紀此川上の山をひに、あらたに道をひらき、橋をわたして、諸人のゆき、をやすくしたり、此事を議せしは、しめ、家の老ともいへるには、國を守る要害の地をうしないなどといひしを、綱紀、國の安危は政事の得失にこそあれ、山海の險難によるへきにあらずとて、なかく覆溺の憂ひを除れたりこそぞ、

〔参考〕

〔御年表〕 寛文二年、越中新川郡黒部川は、大河に而水増る時は往來成かたし、依之、川上の山之根、愛本村之所は、河の幅も狭し、此所に今年棧梯を被渡、是より往來煩なし、日本無双之梯也、

〔金府舊記〕 越中愛本の橋は、いつ頃より懸り候哉、答寛文二年、笹井七兵衛監之と承なり、

寛永四年丁卯 紀元二千七百八十七年

是より先、加賀藩、魚津城代を廢し、是に至り、大音主馬をして魚津に在住せしむ、

〔國藩官職通考〕

魚津御城代トシテ、青山佐渡、同豊後、其子豊後、已上三代居ス、此時御城御引ニテ、金澤へ移ル、是元和口年ナリ、月日未詳於是御城代相止在住ト成ト、寛永四年、大音主馬ヲ命セラル、寛永十三年ニテ、今墓所彼地ノ田間ニアリ死セシ後、ハ町奉行魚津兼帶スト云、萬治二年八月十一日、仙石勝左衛門、當職ニ命セラレ、御免後、奥村源左衛門天和二年正月ヨリ、ハ前田大膳、此時迄ハ郡代ト稱スルカ、今ノ通在住ト云カ、未詳、諸本郡代人ハ、所司代ト云アリ、今ニ至テモ、俗ニ稱トス、按ニ、大音仙石等カ、勤シキハ、當時ノ如キ、司職ニアラス、其地ノ御固ハ、勿論、公事作方代官ノ事、大小トナク、新川一郡ノ事モ、支配シタルナルベシ、ユヘニ右等ノ號アリタルカ、

元祿十年四月十一日、永原治兵衛ヲ新命アリ、是頭役ヨリ被仰付ノ初ニシテ、全趣替リ、當時へ連綿スルノ起也、此時御役料二百石下サレ、與力五人相願召抱、治兵衛組付與力ト稱ス、何ノ頃ヨリ組付ノ名、雖レ魚津付ト唱フヤ、未考、今ノ與力此砌ノ人ノ子孫ナリトゾ、足輕四十五人、御領内五人、手替小者五人ノ目分ニ下サル、但人持ノトキ、被下足輕等無之、按ニ、其足輕等モ、在住アルヘシ、此時人數モ御定御領ノ故ナルベシ、延享三年正月、松下大膳命セラレテヨリ、人持頭分ト打



交リ仰付ラル事ニ成タリ、當時引越ノ事無之何頃ヨリ止タカ未考、永原其代和田采女ノキハ、引越ニシテ今ノ郡代屋敷ト云ニ住スル、今ハ只其屋敷役所而已トナレリ、

〔参考〕

〔富田覺書〕

- 初代 天文年中之由 青山佐渡様
- 二代 同 豊後様
- 三代 同 豊後様
- 四代 寛永四年 大音主馬様町奉行ノ系越中四郡御裁許之由
- 五代 寛永十三年 大音七左衛門様右同断
- 六代 同十七年 本保嘉右衛門様町奉行御郡代御役
- 七代 萬治三年 仙石勝左衛門様町御郡代御役此御候時代町御奉行相立申候

- 八代 寛文二年 奥村源左衛門様右同断
- 九代 天和二年 前田大膳様右同断
- 十代 元禄二十年 永原治兵衛様右同断
- 十一代 正徳三年 和田采女様郡同断越中四郡盜賊方御役
- 十二代 享保九年 富田主税様右同断
- 十三代 同十年 永原權左衛門様右同断
- 十四代 同十八年 玉井藤左衛門様右同断



後水尾天皇寛永四年

十五代 元久二年

茨木覺左衛門様右同断

二四四

十六代 延享三年

松平大膳様右同断

十七代 同四年

岡田伊右衛門様右同断

十八代 寶暦五年

坂野帶刀左衛門様右同断

十九代 同十二年

戸田齊宮様右同断

二十代 明和七年

不破伊織様右同断

二十一代 同八年

奥村暨物様右同断是ヨリ人持金澤御  
在仕ニテ御勤可被成候御

二十二代 同九年

富田外記様右同断

二十三代 安政三年六月

小幡式部様右同断

二十四代 同四年八月御死去

寺西彈正様右同断

二十五代 同七年五月天明五年六月二十八日御免  
永原求馬様右同断後市正様ト改名

二十六代 同十年八月天明五年十月六日役替十五日  
和田清三郎様右同断

二十七代 同五年十月晦日ヨリ  
庄田兵庫様右同断

二十八代 寛政二年七月  
藤田兵部様右同断

二十九代  
前田式部様右同断

後水尾天皇寛永四年

二四五



三十代

勝尾半左衛門様右同断

三十一代

奥村彈正様右同断

三十二代

原五郎左衛門様右同断

三十三代

文政十二年

前田才記様右同断

三十四代

天保六年十二月

篠原織部様右同断

三十五代

同七年十一月

山崎頼母様右同断

三十六代

天保九年十二月

青木新兵衛様右同断

加賀藩、始めて租米若干を、越前國敦賀に漕運して之を糶す、

〔租税志〕

寛永四年租米若干ヲ越前國敦賀ニ漕運シ之レヲ糶ス、每石值銀二  
十四匁二分四厘ナリ、國初  
遺文

新川郡長棟山鉛鑛發見す、

〔上新川郡福澤尋常小學校報告〕

長棟村寛永四年大山佐平治ト云フモノ、

元給頁郡ノ出生者ナリト傳フ、有峰村ノ藥師ケ嶽探檢ニ際シ、當長棟山元長戸山、又ハ長途山ト書キタルコトアリト、ニ於テ鉛鑛ヲ發見シ如賀藩主ヘ願出テ、藩主御用ノ鉛鑛ヲ探掘セシガ、逐日盛運ニ赴キ同八年頃ニ至リ村ノ戸數三百余戸、山ニハ坑夫人夫ノ飯場小屋八百余戸今現ニ千軒平ト稱シ及ビ大ニ盛況ヲ呈シタリ、又此地ハ一方飛州國境ニ近キヲ以テ此村ニ御境番所ヲ置カレ、中納言ノ時代ヨリハ、弓拾張、鐵砲拾挺、鎗拾筋ヲ番所ニ設備アリ、亦罪科人ヲモ此長棟ニ於テ詮議處分セラレ、牢獄ヲモ設ケ藩ヨリ掛役始終登山アリシト云フ、然ルニ正保四年頃ヨリ鑛山變兆ヲ來シ漸次衰退ニ赴キ山師坑夫モ追々他ヘ移轉ノ止ムヲ得ザル場合ニ立チ至レリ、然レドモ、藩主ノ御用山ナルヲ以テ引續キ鉛ヲ探掘シテ、藩ヘ納メ來リシガ次第ニ衰へ、文化八年頃ニ至リテハ、村ノ戸數僅カ貳拾壹戸ニ下リ藩ノ篤キ手當ニ依リ村民漸ク生活ナシ來リシガ、其後天保年間ニ鑛山又稍好運ニ向ヒ、



〔上新川郡役所調査〕

長棟村鑛業沿革

一 創始時代及起業者

寛永四年越中國婦負郡(村名不詳)ヨリ大山佐次平ナルモノ當山へ來リ鑛菊ノ有無ヲ探檢セシニ、遂ニ鉛鑛アル事ヲ發見セリ、茲ニ於テ舊前田藩主保護ノ下ニ該鑛探掘ニ從事セシガ、遂々盛況ニ赴キシト云フ、

二 創始ヨリ維新マデノ變遷

寛永五年ニ始鑛シ爾來正保元年ニ至ルマデ、大ニ盛況ヲ呈シ、隨テ附近村落ノ金融モ又大ニ緩漫トナリ、地方ノ賑ヒ一方ナラザリシガ、盛衰ノ事變ハ實ニ免レ難ク、正保四年ニ至リ俄然鑛山ニ變徵ヲ來シ、漸次衰頽ニ傾キ爲メニ坑夫人夫ハ勿論諸商人等退山スルモノ日ニ多キヲ加ヘ、遂ニ殆ント廢業ノ姿トナレリ、其後天保年間ニ至リ、復好況ヲ呈セシカ、更ニ回復ノ見込ナカリキト、

三 舊藩時代ニ於ケル狀況

寛永年間ハ、最モ全盛時代ニシテ、戶數參百戶坑夫ノ飯場八百戶モアリ、當地トシテ前後ニ例シナキ好景ナリキ、

四 舊藩時代ニ於ケル、製産高及其用途

過去數百年前ノ調査ナルヲ以テ、其製産高及用途ニ就テハ詳カナラズ、唯口碑ノ聞キ傳ヘニハ、加賀國金澤藩主ノ求メニ應シ、彈丸及城屋根葺板資料トシ、何程カ送リシトノ事ナリキ、

五 維新後ノ變遷

明治初年ヨリ同二十年ニ至ルマデ、山崎甚六、増田清右衛門ノ二名、探掘許可ヲ得テ金銀銅鉛等ヲ採取シ、富山地方へ販賣シ來リシカ、故アリテ兩人共三井鑛業合名會社、及ヒ渡邊次三郎、小西伊平等ニ讓渡シ、今尙繼續シツ、アリ、

〔參考〕

〔越中鑛山雜記〕

長棟山鉛運上

長棟山、寛永之比より鉛出初、其時分より銀山銅山も出來仕候由申傳候、其以後鉛山之義富山に被仰付、銀山銅山迄被仰渡候所、兩所共山色不足及退轉申に付



而山師共御願申上候得は爲見分、寛文六年中村彌兵衛大村市助被遣、退轉之様  
子見分の上に而鉛山迄に被仰付候、運上銀之義、寛永之比より、寛文元年迄何程  
上り申候哉、員數相知不申候、

一 壹貫七百拾壹匁	銅山運上銀	寛文二年分
一 八百四拾九匁	同	同 三年分
一 四百四拾三匁	同	同 四年分
一 百拾匁	同	同 五年分
一 百八匁	鉛山運上銀	同 六年分
一 五百六匁	同	同 七年份
一 五百拾六匁	同	同 八年份
一 八百壹匁	同	同 九年份
一 六百五拾貳匁	同	同 十年分
一 五百三拾九匁	同	同 十一年分
一 四百三拾二匁	同	同 十二年分
一 五百拾壹匁	同	延寶元年分

一 三百五拾七匁	同	同 二年分
一 百六拾五匁	同	同 三年分
一 六貫三百七拾貳匁	同	同 四年分
一 拾九貫九百七拾匁	同	同 五年分
一 拾五貫七拾七匁	同	同 六年分
一 拾四貫八百七拾三匁	同	同 七年份
一 拾貳貫貳拾六匁	同	同 八年份
一 貳拾壹貫三百四拾四匁	同	天和元年分
一 拾八貫七百五拾八匁	同	同 二年分
一 六貫三匁	同	同 三年分
一 九貫三百拾六匁	同	貞享元年分
一 八貫四百九拾六匁	同	同 二年分
一 拾貫六百九匁	同	同 三年分
一 貳貫九百三匁	同	同 四年分
一 貳貫貳百三拾二匁	同	元祿元年分







明正天皇寛永七年 八年  
之ニ移轉セシメラレタリ、故ニ土人定塚町ヲ呼ヒテ新町ト稱セリ、

明正天皇

寛永七年庚午 百九十二年

庄川洪水、

〔加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覺書〕 石崎記 録所收

庄川之事

其後、寛永七年辨財天之西より川仕、田地押流れ、此時庄川と云大流川に相成候由云々、

寛永八年辛未 百九十二年

十二月 庚午

二十七日、利常の次子利次、從四位下に叙し侍從に任す、

〔正甫公覺書〕 松平淡路守利次、寛永八年 十二月廿七日十五歳ニテ直ニ

叙從四位下侍從、

〔前田山系譜〕 菅原利次 幼名千勝丸 中納言利常第二男、

元和三丁巳年四月廿九日加州出生、

正甫懷中覺書ニ生歳ハ丁巳也トアリ、

同七辛酉年至東武、五歳

寛永八年 十二月廿二日元服、

同年同月廿七日從四位下侍從ニ叙任ス、家號ヲ賜テ松平淡路守ト稱ス、十五歳

此下正甫公覺書

〔前田氏家乘〕 御元祖利次公御幼名ハ千勝丸、姓ハ菅原、前田ヲ氏トス、加賀

中納言利常公ノ第二公子也、○元和三丁巳年四月廿九日ヲ以テ加賀國金澤ニ降誕

セラル、御母ハ徳川氏大樹秀忠公ノ女也、○中元和三丁巳年公始メテ江戸ニ到ラ

セラル、御齡五歳ニテ、○寛永八年十二月廿二日元服ノ式ヲ舉行セラル、廿七日從四位下

ニ叙シ侍從ニ任セラル、松平淡路守ト稱ス、時十五歳ナリ、利常公御分封ノ企アリ、封ハ分

寛永十六年二月 廿日條に見ゆ、

是歳諸川出水す、

明正天皇寛永八年



〔八尾郷土史談〕

寛永八年霖雨數日、越中ノ諸水漲溢し、神通井田久婦須川、最も甚しく、川窪村過半慘害を蒙る、

加賀藩、始めて異風組を高岡に置く、

〔國事昌披問答〕

問、御異風被召出候は何頃に候哉答云、寛永七八の頃百三十石宛被下廿八異風被召抱高岡に被指置と承候、此時吉田市左衛門、小頭の様に何も引廻候様にと被仰付、市左衛門は貳百石被下也、此者共は御少將並の御奉公は不申上候也、御射手は昔より御供御使、御式臺、取次杯、御少將並に仕候其頃迄、御射手高知にて、馬持數多有之候、新異風と被仰出てより、御少將御射手、御異風、御手廻とてせり、今御奉公申上江戶御迎杯にも我先にと罷越、後又小扶持衆とて、若き者三十人計被仰出彌せり、今御奉公仕る也、

寛永十年癸酉 紀元二千二百九十三年

四月 壬戌

新川郡黑薙温泉發見す、

〔富山縣衛生第一次年報〕

明治三年

湧出地名 新川郡舟見町外 鑛泉稱呼 黑薙 温冷別 温 泉質 鹽類 温度 九度十

發見年月 寛永十年四月

〔下新川郡愛本尋常小學校報告〕

黑薙温泉

愛本村大字音澤村地續、黒部官林内、黒薙川ノ上流ニアリ、愛本橋詰ヨリ三里半許、音澤村ヲ經テ山中ニ入ルナリ、本泉ハ元和二年音澤村、佐々木太郎左衛門ト云フ者ノ發見ナリ、

寛永十一年甲戌

紀元二千二百九十四年

閏七月 乙卯

利常、始めて三州の高物帳を幕府に上る、

〔租税志〕

寛永十一年閏七月、始テ加越能三州ノ高物帳ヲ幕府ニ上ツル、其高及ヒ物成通、左表ノ如シ、

國名	高物成		數
	高	物成	
加賀	四四二、五〇七、四五六 <small>分</small>	一七四、三三七、七〇六	



總計	越中		能登	
	物成	高	物成	高
物成	三三七、九七七、九〇六、五五	一、一九二、七六〇、〇〇〇	六六、〇〇七、七三七	二一六、八九一、三五四
高			五三三、三六一、一九〇	一四七、五九五、四六三、五五

天保五年鄉村高帳御指出留帳

〔租稅志〕 本藩封内ノ村高ヲ錄セシ簿冊題シテ、鄉村高辻帳ト曰フ、之レヲ幕府ニ上ツル、其歳月左ノ如シ、

- 寬永十一年閏七月 正保三年八月
- 寬文四年五月二日 貞享元年七月
- 元祿十四年八月 正徳元年六月
- 享保二年二月 延享三年四月十六日
- 寶曆十年十二月二十五日 天明七年六月七日
- 天保五年四月 天保九年十二月

嘉永七年十二月

安政六年十一月

改作方雜留河合錄天保五年鄉村高帳御指出留帳

八月 朔甲申

四日、行將軍家光、利常に領知安堵狀を與ふ、

〔三州志〕 七卷餘考 八月四日、大樹押字ノ三州全封ノ賜文ニ三刀、宗、增屋、正墨跡

宜石、權ヲ副賜フ、在別紙ニ云、加賀、越中、能登三ヶ國、百十九萬二千三百六十七石、(目録全可有領知狀、如件、寬永十一年八月二十四日、宗、光御列、加賀中納言殿)

〔三州志〕 一本封叙次考

寬永十一年

大猷公ヨリ御頂戴ノ文、左ノ如シ、

加賀、越中、能登、三ヶ國、百十九萬二千七百六十石、(別紙) 在任去慶長十九年九月十六日、同二十三日、兩先判之旨、全可有領知狀、如件

寬永十一年八月四日

家光御列

加賀中納言殿

加賀國四郡

明正天皇寬永十一年



總高合、四十四万二千五百七石四斗五升六合

内四百六十一石七斗四升

寺社領

總田方、二万二千三百貳十九町二反二畝十五步

總島方、五千七百十八町五畝二步

内四万四百八十七石五斗一升六合

荒川成

總物成合、十七万四千三百七十四石七斗六合

内二百石二斗七升七合

寺社領

寛永十一年甲戌七月吉日

松平肥前守

能登國四郡

總高合、二十一万六千八百九十一石三斗五升四合

内千八百七十三石七斗五合

寺社領

總田方、一万千五百五十一町三反三畝十七步

總島方、三千三百八町八畝二十一步

内四万三千七十七石一斗四升四合

荒川成

總物成合、六万六千七十七石七斗三升七合

内七百三十三石三斗四升

寺社領

寛永十一年甲戌年七月吉日

松平肥前守

越中國四郡

總高合、五十三万三千三百六十一石一斗九升

内百五十石

寺社領

總田方、三万六千六百三町四反四畝十五步

總島方、三千九百二十六町九反六畝二十三步

内九万二百五十七石

荒川成

總物成合、十四万七千五百九十五石四斗六升三合五勺五才

内四十九石九升四合八勺五才

寺社領

寛永十一年甲戌閏七月吉日

松平肥前守

寛永十三年丙子

紀元二千二百九十六年

二月 朔丁丑

二十九日、婦負郡、川窪、桐山の兩村を合して八尾町となす、

〔八尾郷土史談〕

戰國時代と稱せし頃我八尾町は、聞名寺及び川窪新町の下の



茅屋を以て成りし一村落なりしが、前田氏、加越能三州の太守となりしより人口大に殖へ、寬永十三年、八尾村、米屋少兵衛、藩主利常加藩三代に請ふて、桐山村を開き八尾町の基を建つ、略中八尾町近年河崩に罷成居屋敷無之付而、近所桐山村高貳百貳拾壹石五斗六合之所先免四つ四步六毛、當免七つ成御請申上、桐山村分御直納に被仰付候所、桐山村へ引越八尾町可相立候、就夫、郡役職商賣共無諸役被仰付候條、御納處之儀は、婦負郡御公領分御代官中、並地拂高直を以、夫銀共、毎年金銀可指上者也。

寬永十三年二月晦日

津田勘兵衛判

八尾町肝煎少兵衛

寬永十四年丁丑、紀元二千二百九十七年

閏三月庚午

二十一日、庚寅加賀藩、領内農民の逃散を禁す、

〔高島舊記〕

急度申遣候、御分國中、諸百姓走不申様に堅くしまり可仕候、若逃散申候百姓於有之者、其跡之田畠最前被仰出候如御法度之、組中として致耕作、年貢諸役無滯

様に可申付候、於無沙汰者、十村肝煎並當村肝煎、可爲越度候事、

一御國之百姓等、金山井日用取奉公人に至迄、他國へ罷越候者有之に付而者、如御法度其年切に可召返候、然者近年他國へ相越有之者共、組中之在々所に相改不殘書記可指出候、若他國に年迄かさね有之に付而者、十村肝煎、當村肝煎ともに可爲曲事、

一諸百姓共申分爲可被遂御穿鑿、越中御目安奉行として、伊藤内膳、淺加左京被仰付候條、十村肝煎手前に而不相究儀於有之者、御目安場罷出可及斷事、

右之條々被仰出所、如件、

寬永十四年壬三月廿一日

山城守 判

安房守 判

中郡十村肝煎中

是歲、奥村因幡等をして三州諸吏の姦行を監せしむ、

〔三州志〕

編纂餘考

今年、奥村因幡、同主殿成瀬内藏助、生駒内膳ヲシテ、三州諸

吏ノ姦行ヲ監正セシム、

加賀藩、農民の貸借、及び利子の制を定む、



〔三州志〕

今年、又百姓ノタメ、債主ヲ正シ借券ヲ改メ利子ヲ定ム、此時マテ利  
ニ賜ハリ、十二年、十三年ノ分ハ、利足優免、今年ノ分ハ、二割ノ利足ニ定リ米ヲ出  
ス、之ヲ敷貸米ト名ツク、一  
說此コトヲ十三年ニ係ク、

〔租稅志〕

寬永十四年、從來百姓ノ未納粗米ヲ點查シ、寬永十一年前ニ係ル者  
ハ、悉ク之レヲ捐テ、十二年、十三年ニ係ル者ハ、息ヲ附セス、本年以後ハ之レニ息  
一年二割ヲ附シ敷貸米ト名ツク、本藩改作雜年後明曆二年、万治二年、兩回全ク  
之レヲ捐ツ、其數七萬二千七百九十石餘ナリ、改作方格帳

〔富田覺書〕

今年、三ヶ國百姓貸方御吟味、寬永十一年より以前之貸方は百姓  
え被下、同十二年、十三年、兩年者利足御赦免、當年よりは二割之利足、御極是を百  
姓之敷貸米と云、此年迄、侍町方、百姓に至まで、貨物利足過不及定事なし、當年よ  
り、御分國中貨物之利足壹ヶ月に壹歩七と定、

寬永十五年戊寅

紀元二千二  
百九十八年

幕府、加賀藩に命して金澤、小松、富山以外の諸城を毀たしむ、

〔三州志〕

原土城古城ニ據ルユヘカト、又云、此官命ハ元和  
二年ニテ、寬永十六年ヨリ諸國廢城アリト也、今年、日本中一國一城タルヘキノ、旨諸侯へ官命アリ、是客  
島故ニ三州ノ諸舊城ヲ廢シ、是ヨ

リ金澤、小松、富山ノ三城ノミ封内ニ存ス、

〔參考〕

〔高府安政錄〕

高岡城、○中、元和元年、大坂ノ夏役ニ、家臣岡島備中ヲ留守セシム  
同年三世、利常卿城櫓ヲ廢毀ス、

但、方今、城跡ニ米倉貳棟、鹽倉一棟、火藥倉一棟、建造アリ、

此詰米壹万石、詰鹽參万俵、

三州、封納米の内、百石を、浪華に漕運して之を糶らしむ、

〔三州志〕

今茲、三州封納米ノ内、糶百石ヲ浪華ニ上シテ、米價ノ貴賤  
ヲ試ム、大坂ノホセ米ノ始也、此時、是ノ宰ス、此時、司農ハ、奥村源左衛門、宮城采女、脇田  
九兵衛、青木助之丞也、近津田、勘兵衛、奥村源左衛門也、

〔租稅志〕

十五年、試ニ租米百石ヲ大坂ニ漕運シ、敦賀ノ商高島屋傳右衛門ヲ  
シテ之レヲ糶ラシム、石價銀三十三匁ナリ、此レヲ大坂登米ト稱ス、混見、糶、諸  
雜、糶、田平氏、正保四年、二十口糶ヲ大坂藏宿備前屋了收ニ、合力米、糶、扶、持、米、ト  
コトシカ、十五石ヲ船裁許木屋助市ニ賜ヒ、別ニ登米一石毎トニ各銀四分ヲ此二  
人ニ賜フ、加能越改作方舊、明曆二年、登米ノ漕運費額ヲ定メ、其加賀浦、接、宮、腰、浦、



ヨリスル者ハ百石毎トニ米十七石越中浦（接伏木浦）ヨリスル者ハ十七石五斗  
ヲ其船主ニ給ス（初遣文）元祿四年登米二十萬四千八百七十三石ノ多キニ至ル  
後年々絶ツコト無シ（改作方定書）

寬永十六年己卯 （紀元二千二百九十九年）

二月 己丑

二十日（戊申）加賀藩驛馬駄賃の制を定む、

〔石動誌〕三ヶ國宿々傳馬御停止候、自今以後、御城御荷物たりといふとも、其時

ニ駄賃銀子可被下候條、銀子相渡不申は、馬差出候事有之間敷候、自然指當御用  
時ニ、御墨付可被遣候條、奉從御判形之旨、傳馬可出之、其外往還之者、傳馬に參着  
於有之は、村中之者をして、押江奉行所へ可申上候、不及致傳馬を出候ニ付而は、  
其主共ニ可爲調事旨被仰出候也、

寬永十六 二月廿日

横山山城守  
本多安房守

越州利波郡今石動町中

六月 丁亥

二十日（丙午）利常、幕府に請ひ、致仕して封を分ち、長子光高をして後を襲き八  
十萬石領せしめ、二子利次に富山十萬石を、三子利治に大聖寺七萬石を與  
へ、自ら小松二十二萬石を食む、

〔寬永日記〕六月二十日、未后刻、御黒書院出御、御上下

松平肥前守、隱居仕度之旨、累年依訴訟、今日、肥前守、筑前守、御前へ被召出之、心次  
第與奪之旨、肥前守へ被仰出之、則如望、領知配分被仰付之、左之通

- 八十万石 松平筑前守
- 十万石 松平淡路守
- 七万石 松平飛騨守
- 二十二万石 松平肥前守

右之通被仰付之、

〔正甫公覺書〕松平淡路守利次、（中同）寬十六己卯年六月廿日、分知受、

〔前田山系譜〕利次、同、寬十六己卯年六月廿日、利常ヨリ封内ヲ分テ十萬石受

配知、



此日讓三國於長男光高且配分十萬石ヲ利次七萬石ヲ利治ニ利常致任正甫懷  
中ノ記ニ寛永十六己卯年六月廿日受分知トアリ○或記云寛永十六年越中婦  
負郡一圓六萬石加州能美郡之内二萬石越中下新川郡<sup>山邊</sup>一萬六千八百石上  
新川郡<sup>山邊</sup>賄米トシテ三千二百二十石余<sup>宮山邊村數七ヶ村小泉大町都合</sup>  
十萬二十石余ト云云<sup>ハ今ノ領地日録ノ表ハ婦負郡一圓</sup>

〔寛政重修諸家譜〕

前田利常<sup>初利光後千代大千代筑前守侍從從四位下</sup>

實ノ利家か四男寛永十六年六月二十日致仕すこのとき封地のうち加賀國小  
松におゐて二十二萬石の地を隠栖の料とすべきむね恩命をかうふる

光高<sup>初利高次千代丸筑前守</sup>母ハ台徳院の姫君寛永十六年六月二十日封を襲

八十萬石を領し弟淡路守利次ニ十萬石飛騨守利治に七萬石をわかちあふ

へその餘二十二萬石を父か養老の料にたまふ十一月二十六日はしめて入

國のいとま申のとき行光の御脇指を拜賜す

利次<sup>千勝丸松平出雲守利謙</sup>祖母は上に同じ

利治<sup>飛騨守丸松平飛騨守利考</sup>祖母は上に同じ


〔前田家譜〕

利常 寛永十六年三月十七日利常江戸ニ如ク五月十六日利常



富山藩領地圖

前田伯爵家所藏



金沢藩領  
新川郡

此繪圖享保十二年  
見當山為書厘ク見  
ル午未之間ニト  
當ル也午之間  
新川之方廣ク婦  
ヤニ村之置所存  
山ノ振向ト力嶺  
不申苦候間、力  
雷山ノ方中ヨリ  
但午ノ方ヘ少シ  
同所ヨリ廣ク分  
少午ノ方ヘ少シ  
ノ方ヨリ少引寄  
同所ヨリ少引寄  
申度候様ニ仕  
寛永拾六年御領  
美郡二万石下新  
余新川富山近邊  
村々ハ萬御所領  
塚磯部布瀬羽根  
高田

彼方御領之儀南  
川半分御境見當  
塚並尻村御境塚  
江片付テモ東江  
也

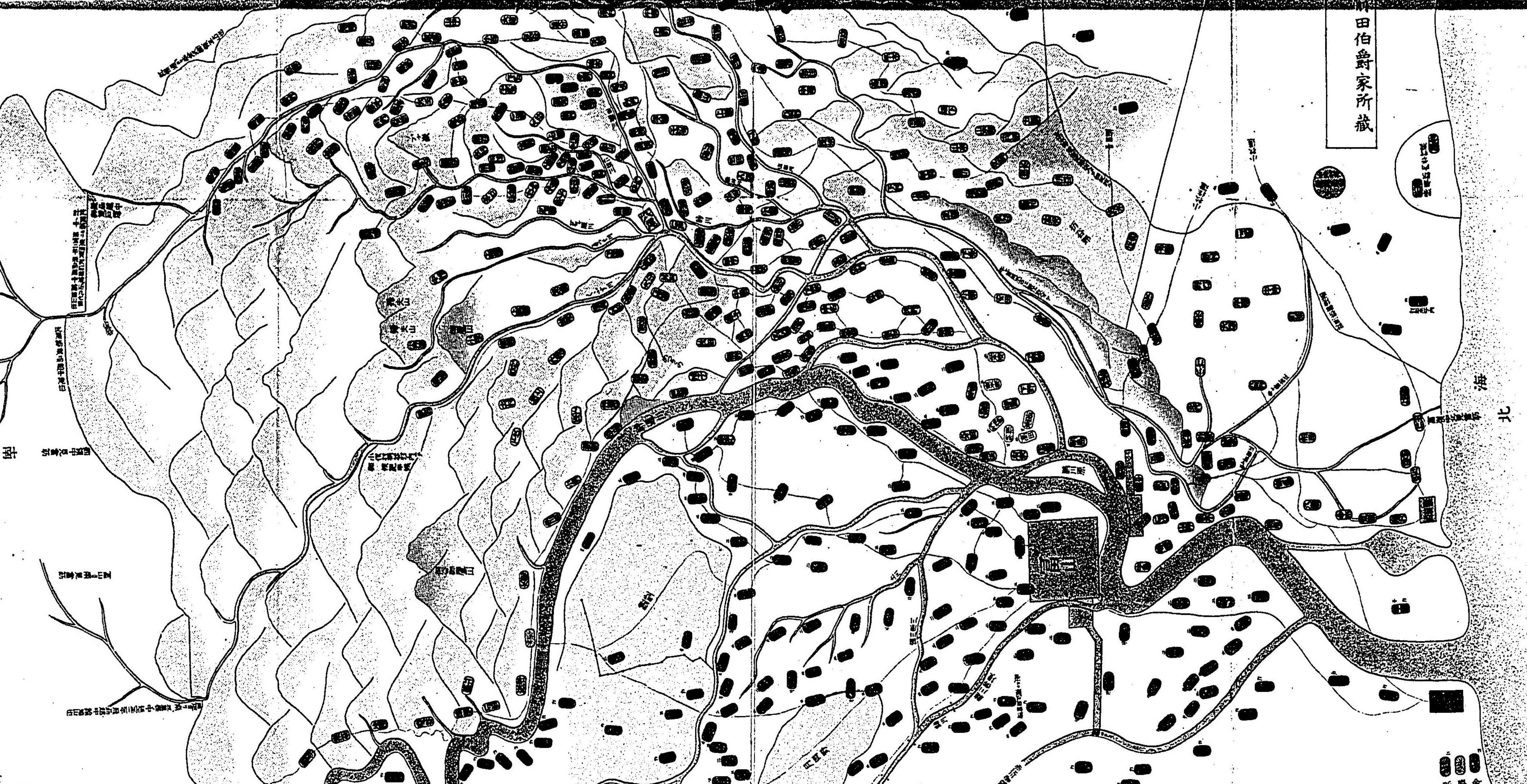


田伯爵家所藏

新川郡  
新川郡  
新川郡

此繪圖享保十二年豊助下繪圖借遠藤平次郎二  
 見當山爲書置ク見當山方角巳午之間ニ謀山當  
 ル午未之間ニト、ガ嶺當ル未申之間ニ足谷山  
 當ル也巳午之間午未之間取據連有之ニ付只今  
 新川之方廣ク嶺尻郡之方扶ク其上南山東ハリ  
 ヤニ付村之置所存通ニ成山間近ク寄七少モ違  
 不申苦候間其通里ヲ相考可調者也  
 一 富山之真中ヨリ飛鳥西漆山ハ巳午之間ニ當ル  
 但午ノ方ヘ少シ片寄申候此繪圖片寄據少ク故  
 新川郡廣ク成也  
 一 同所ヨリ御領分ト、ガ嶺ハ午未之間ニ當ル但  
 少午ノ方ヘ片寄申引少ク故右同斷重而ハ午  
 一 同所ヨリ足谷山ハ未ノ方ト有之今少シ申ノ方  
 一 片寄候様ニ仕答ニ候何卒手透之節造リ直シ  
 申度候

寛永拾六年御領分之時ハ婦原郡六万石加湯能  
 美郡二万石下新川浦山邊ニテ一万六千八百石  
 余新川富山近邊ニテ七ヶ村三千七百七拾石余此  
 村々ハ爲御領相渡申候右村々ハ小泉大町根  
 塚磯部布瀬羽根高田如此御座候



彼方標御領之儀南ハ熊野川半分此所ハ常願寺  
 川半分御領見當ノ儀東ハ延命塚西ハカウロキ  
 塚並荒屋村御領塚如此三ツ之塚見當仕候川西  
 江片付テモ東江片付テモ川成川儀川中半合ト  
 也



自ラ小松ニ老シ封ヲ世子光高ニ讓リ、及ヒ越中富山十萬石ヲ割キ、第二子利次ヲ封シ云々、

〔前田氏家乗〕

利常公、分封越中國婦負郡、新川郡、及ヒ加賀國能美郡ノ内ヲ以テ、秩十萬石ヲ利次公ヘ分チ、越中國百塚村ニ新城ヲ築キ、利次公ヲシテ其主タルシメンコトヲ幕府ヘ請願シ、幕府之ヲ允許ス、略○中利次公、假リニ富山ノ舊城ニ移居セラル、百塚城主ノ允許アリシヲ以テ、世ニ百塚侍從ト稱ス、當時金澤ヨリ富山ヘ隨從ノ士臣ハ、馬廻組以上三百人、馬廻組跡目衆、鐵砲者トモニ、二百四十九人、番人小人二百六十四人トイフ、其俸祿八萬三千八百七十七石八斗三升、銀子二萬二千七百十八匁、外ニ銀六十枚、金二百八十一兩、扶持米四百九十四人ナリ、

〔三壺記〕

十一

同年十月中旬、淡路守利次公、富山の城ヘ御着被成けり、大政寺飛驒守殿御代也、其年春より引越の人々は、富田下總、同右衛門佐、近藤甲斐、瀧川玄養、松平久兵衛、不破内記、村隼人、同勘左衛門、那古屋藏人、生田四郎兵衛、岩田勘右衛門、堀田左兵衛、淺野將監、三輪彌市右衛門、堀才之助、盤江主膳、富田彌五作、秋山佐助、入江權兵衛、淺野五郎左衛門、西尾五左衛門、多羅尾勘兵衛、山路長兵衛、其







〔前田氏家乘〕 一 利次 十七年、公假リニ越中國富山ノ舊城ニ移居セラル、百塚城未タ成ラスト雖、已ニ百塚城主ノ允許アリシヲ以テ、世ニ百塚侍從ト稱ス、當時隨從ノ士臣御馬廻組以上三百人、御馬廻組跡目衆御鐵炮者トモニ二百四十九人、御番人小人二百六十四人ト云フ、其ノ俸祿八萬三千八百七拾石八斗三升、銀子二萬二千七百拾八匁、外ニ銀六十枚、金二百八拾壹兩、扶持米四百九十四人ナリ、

○寬永十六年六月廿日、分封の條、寬文元年五月一日修城の條、參看すべし是歲、新川郡高原野を開墾す、

〔三州志〕 續餘考 今年、新川郡、常願寺川上大岩邊ナル高原野ノ河脈ヲ疏シテ、新田ヲ開ク、中孫右衛門、山本又四郎之ヲ監ス、或ハ云、富田下總、長谷川惣兵衛モ亦監ニ加ハル也

〔國事昌披問答〕 新川郡、大岩邊高原野新開は、何頃に候哉、答云、寬永十七年奉行中孫右衛門、山本小四郎に、水橋指圖、下村兵四郎、手傳、富田下總、長谷川惣兵衛也、此水常願寺川を用水とする、

〔租稅志〕 寬永十七年、奉行ヲ新川郡高原野ニ遣シ、新田ヲ墾關セシメラル、諸本起

年本

寬永十八年辛巳 紀元二千三百一十一年

七月 朔乙亥

冷風吹き、五穀登らず、人馬斃死す

〔石埼記録〕

寬永十八年、封内凶荒、改作始末聞書

七月封内良位ヨリ冷風吹ク、之レヲ黒鮎風ト謂フ、爲メニ五穀登ラス草木凋衰

シ人馬死斃又新齊日録

加賀藩、租米の分納法を定む、

〔租稅志〕

寬永十八年ニ至リ、正稅步入法ヲ定ム、步入トハ租米ヲ數月ニ分テ納メシムルヲ曰フ、承應三年之レヲ更定セラル、其表左ノ如シ、中居次第等改作濟狀

書末聞

寬永十八年 百石ノ步入	十石	八月	九月	十月	十一月	十二月
承應三年 百石ノ步入	五石七石	四石	三十石	十八石	三十石	

明正天皇寬永十八年







〔龍光院様富山御引越記〕

定

- 一 小松御條目通堅相守事、
- 一 服忌之儀、小松御定之通り可相守事、
- 一 家中面々、文學武藝無油斷相勤悪友にまじはらざる様に可心得、行跡急度相嗜學藝に能達するもの有之は、其組頭より可申聞事、
- 一 諸物頭、第一自分の行跡可相嗜之、無其心懸組下之面々へ諸事申付候共、下知難叶事候條、内外之作法を慎、對但中無禮之義有之間鋪候、以私意親疎を立る義頭たる者へ不可爲本意事、
- 一 頭々、其組下之行儀、作法、善惡常々心懸可見聞若行跡惡敷もの有之は、相嗜候様可加異見事、
- 一 諸役人、脇々所存を背、其義不存入勤不宜事、役人之非本意候、其役々に付て存寄之趣、心底を不殘置可相勤之、若勤之品不宜様に於相聞は、遂吟味能可聞届候條、無遠慮可相勤事、
- 一 家中、并寺社、町郡方之公事之義、其役申付置候奉行人可聞届之、右之節大横目

出座、寺社、町郡方出入之則は、其奉行可罷出、其上にて難埒明義、家老共へ可申聞事、

一家中面々實子無之、於致養子は、當地他國無其構、親類縁者之内存寄次第可有之、若親類縁者にも養子存寄之もの無之は、於當地他人たりと云ども、勝手次第可申付事、

一 寄合所、加判、組頭、面々之外諸物頭、祿の多少に不依、先役次第最神に可相勤之事、

一 役懸之面々、役義至極難相勤品有之は、其わけを申立、與頭迄可相斷事、

一 於城中喧嘩口論之節、第一其番所を相守、猥に不可懸合事、

一 家中にて喧嘩出來之節、横目之者、早速罷越可裁許事、

一 於家中喧嘩之節、近所之者之外、其場に懸集間敷候、

一 但一門縁者之義は、其近邊迄罷越、大横目并に組頭之指圖を受可裁許事、

一家中面々儉約を相守、萬端費無之様に心得、衣類之義、頭分無組、并高知組之者、於當地絹紬之外不可着用之、木綿、八講布可爲勝手次第、羽織袴可應之事、

一 小性、馬、廻、射、手、異風之面々、紬、木綿、八講布可着之、羽織袴可准之、徒行以下之面







- 一 賭之諸勝負堅停止之、相背族於有之ハ、遂吟味家老共可申聞事、
- 一 人夫、傳馬、無滯様常々可申付之、肥前守殿筑前守殿、飛騨守、又は他國より侍往來刻猶以不滯様可圖之、奉行人、馳走人、可出義在之は、家老共可申聞事、
- 一 町中、道橋、修理、掃除等、無懈怠可付事、
- 一 町中、常々、徒者無之様可致仕置候、若狽之輩有之は、早速儉約を遣可遂吟味、奉行人難加差圖義者、家老共可申聞事、
- 一 亭主番之前々、無油斷可申付事、
- 一 遊女并かこひ女預り候義、停止之、相背もの有之候は、可申出、屹度褒美可遣之事、
- 一 爲商賣他國、江罷越候もの、二ヶ年を過不歸之、よひ返可申候、滯義有之者、遂吟味、於不届は請人籠舍可申付之、常々致縮、逐電不仕様可入念事、
- 一 町人欠落可仕體之もの、兩隣、向三軒并其一類は不及申、早速奉行人に可告知之、令油斷候は、越度可申付、若右之もの共不存候而欠落仕候は、即日追懸可捕之事、
- 一 自他國罷越候商人に對し當町之もの共、非分を申懸候は、令穿鑿候而、奉行

- 一 人難及了簡義は、家老共に可申聞事、
- 一 往還之旅人、領分に一宿并馬次にて少々荷物多かりと云共、取落候は、見付次第、當領境迄、早々追懸可届之時節、相延見付候は、其品々、所々肝煎可申斷可渡置事、
- 一 出入有之刻、勿論町肝煎、町年寄を以奉行人江可申達、右斷及延引出入之、双方令難義は、大横目を以て家老共可申聞事、
- 一 奉行人を差置、別人を以て訴訟有之は、越度可申付事、
- 一 諸職人、唯今迄屋敷下置候分は、町役雖免之、自今以後屋敷下置もの共、町役可申付事、
- 一 雖爲扶持人、おこりたる躰仕間敷候、勿論屋敷迄下置候ものは、扶持人之例たる間敷候、惣て町人共、奉公之躰を致し、長脇差をさじ、公義法度之衣類を着用之、いたつら者有之は、町足輕申付、押取可申事、
- 一 家中、並下々、對町人押領もの、在之は、奉行人より早速御横目方へ斷之、且又町人慮外有之は、奉行人屹度可申付事、
- 一 馬かた共、馬に乗ながら當町中往來停止之、其上途中に於侍に行逢候刻下馬



可仕、自然及慮外申分候は、不立理非馬かた可爲曲言事、  
 一當町人相立人、受闕女之義在之刻、主人より奉行人斷し候は、證文之通早速  
 埒明可申、不及了簡事共、家老共可申聞事、  
 一家中町方共に、下々奉公人出替之刻、中間小者、草履取之宿仕もの、其人々在所  
 を改、一門等慎に可存之、男は二月十日を限り在付可申、其日限過申候は、浪  
 人籠舎可申付候條、宿より奉行人江早速可相斷之、令油斷訴人在之は、宿共に  
 籠舎申付、訴人可令褒美、附り女者二季之出替り之時分、可爲右同斷、其上に下  
 々奉公人在付之事、裁許人有之て、企徒黨もの、町足輕申付置、内々聞届、召捕可  
 處曲言事、  
 一藏宿之義、前々如何有之候共、受人を立米預け可申、縮無之闕、如有之は、斷聞届  
 中間敷事、  
 一諸運上、並地子銀取立候刻、滯義候は、算用場へ可令相談事、  
 一諸商賣高利を望、縮賣仕もの候は、請人可爲難義候條、奉行人兼て可了簡事、  
 一諸運上届申もの候は、算用場へ可相談、雖然家中、町人等、可令難義品々は可  
 思慮事、

一町人遺跡之事、存命之内極置、町年寄共、町々肝煎五人に可申聞候、昔此旨後日  
 及爭論は、可爲越度事、  
 一定置候通之外に、高利之貸借停止之事、  
 一質屋定之義、算用場へ令談合可相極事、  
 一質物取候刻、受人を立可申事、  
 一ぬきみ物改、質屋に在之は、本主へ可返之、贓物代本銀にて質屋へ可遣事、  
 一町足輕常々無油斷廻候、甚風刻、奉行之の内、壹人宛、町中見廻火之用心等、屹度  
 可申付事、  
 一町中水桶、楮子、破損無之様可申付事、  
 一町足輕、町人より、少々にて、音物不取様、堅可申付、勿論非分有之は、奉行人無  
 懈怠、可令吟味、若又不作法もの有之は、早速置代可申事、  
 一百姓と町人出入候は、改作奉行郡奉行可令相談、理非不分明之義は、家老共  
 可申聞事、  
 一籠舎人賭之事、一門又は受人に可申付、若は依品一町之組合に、蔭可申付、一門  
 請人無之ものは、役所より可申付事、



右之條々堅相守之無違背様年寄並肝煎屹度可申付者也

寛永二十一年御印

申十月

町奉行江

覺

- 一 於町中喧嘩有之は、くきぬきをさし、少々之義は成りたげ、さへわけ可申候、惣て喧嘩口論之節、早く町奉行へ告可申事、
- 一 火事出来之刻、早速町奉行へ可告知之、出火近所之もの、火を防可申候、不限火事惣て異變之節、早速町奉行へ申達、屹度其義可相守事、
- 一 水た先桶、辻々に出置、天水桶家々々、上置可申事、
- 一 火之札を立られ候ものは、ひそかに、早速町奉行へ可知之、札を立候いたつら者、令露顯は可爲重科、同類といへ共、於訴人は免其罪褒美可有之事、
- 一 於町中あくたき申間敷事、
- 一 賭之諸勝負跡々之通り、堅不相成、公義御停止之博奕宿は、於一町之内致穿鑿、辻小路之錢勝負は、一家之前におゐて可令停止之、若違犯之輩有之時は、其町

より町奉行所へ爲知は、町中之越度有へから、他町より申來は、其町中曲事可申付事、

- 一 門立辻うた、辻まふ停止之事、
- 一 町人、長柄のからかさ、停止之事、
- 一 訴論之輩双方之外、奉行所へ不可出、但證據人者可爲格別事、
- 一 諸職をもいとなま、町所をも不存、不審成もの、寄合申義有之は、於町中可致穿鑿、致油斷盗人に宿かし候を、他所より於申出は、至後日も宿、并町中可爲曲言事、
- 一 往遠の旅人に、一夜は宿貸可申候、二夜共宿借申もの、其國所奉行人假名、其主人之名をも聞届、隣向のものにも申聞置、出入無之様可致事、
- 一 其躰不審成ものに、一夜と云ふ共、宿貸申間敷候、并年おひたるもの、不依晝夜、一時之宿を貸申間敷事、
- 一 裏屋、かしゃに、受人、いつれの町にても、拾人組のものを立へし、請狀、判形、其時之日、行使可見届、無筋之者に宿貸惡敷事出来候は、越度に可申付候、月切に宿を借り候もの、月半に俄に宿替候者、其品を聞届、先々之宿へ斷可申置、不審



なる跡於有之は、町奉行へ可爲知事、

一質屋共、諸色質に取申時、請人を可取之相定、まぢ屋之外、見せにて、まぢ取申間敷事、

一雪降候、刻早く道々雪除へし、道塞往還のもの出入於有之は、其町のもの可爲越度事、

一旅人寒暑堪兼候節、いつれの町によらも、馳走可申事、

一於町中、路頭死人有之は、乞食たりと云ふとも、早く町奉行へ可告來事、

正保二年乙酉

紀元二千三百五年

四月

癸丑

五日、町加賀藩主前田光高暴に卒す、子綱紀嗣く、幕府其幼なるを以て、祖父利常をして事を視せしむ、

〔正保録〕

四月五日、今朝松平筑前守頓死、因茲上使松平伊豆守、阿部豊後守被遣之、酒井讃岐守被付置之云々、

筑前守卒去ニ付大小衆群參也、

四月六日、松平筑前守昨日卒去、依之父肥前守江爲上使、松平伊豆守今朝被遣之、

及晚日阿部豊後守被遣之云々、

四月九日、松平肥前守江上使松平伊豆守御鷹之鶴被遣之、是筑前守可致精進落之旨也、云々、

四月十一日、松平筑前守於加州葬之、依之爲上使齋藤左源太被差遣之、香奠銀五百枚被遣之、次左源太黄金五枚拜領之、上意之趣傳伊豆守、

六月十三日、松平筑前守息犬千代江、酒井讃岐守松平伊豆守爲上使被遣之、是筑前守遺跡之事、嫡子犬千代ニ無相違被仰付旨也、犬千代宅江肥前守招之、犬千代一同ニ傳上意之趣、犬千代爲幼少之間、國中仕置等肥前守可相計之旨也、云々、

八月廿一日、松平筑前守息犬千代九繼目之爲御禮登城、依之清臺院御方、犬千代九二男万菊丸爲御迎、杉浦内藏允被差遣之、是清臺院御方來駕、其上兩息幼少ニ付而御奥まで依出仕也、

未上刻、御黒書院出御、御上段御著座、犬千代九御奥より被召出、筑前守遺領相續被仰付、繼目之御禮、御太刀久信、銀子千枚、御帷子單物五十、綿千把進上之、

重而出御、松平肥前守御禮、太刀、目録、馬代銀二百枚、御帷子御單物十進上之、○中

公方様江、於御奥万菊丸御禮、太刀、目録、馬代銀百枚、御帷子、單物二十進上之、



是万菊丸幼少ニ付、御奥ニ而御禮也。

大納言様江、万菊丸御禮、太刀、目錄、馬代銀百枚、御帷子、單物十進之云々、

於御奥、從公方様、犬千代江、新藤五國光之御脇差被下之云々、

大納言様より、万菊江、丹州國光之御脇差被下之、是又御奥也、

兩上様江、筑前守遺物獻之所謂、

公方様江、

刀秋田正宗 墨跡 蜜菴 肩衝 この村

大納言様江、

脇差江川國次 壺 面影

〔三壺聞書〕

正保二年四月五日、酒井讃岐守殿、酒井雅樂頭殿、小堀左馬助殿、其外御一門方ヲ光高卿招請ニテ、利常卿今日モ上屋布ヘ入セラレ、何モヘ御對面ナサレ有御挨拶、御勝手ニハ岡田將監、織田出雲守、中根壹岐守、内藤外記、高木筑後守、前田右近、本多帶刀、溝口源左衛門ナト參ラレ取持ナリ、扱御膳モ相濟、御盃出御酒宴半ハニ光高卿俄ニ御眩暈ノ心地ニテ正氣ヲ失ハセ玉ヘハ、何レモ奥ヲ覺シ御氣付ナト進ラセケレ、レ次第ニ御面相變リ今ハ憑少ナラセ玉ヘハ、御

客衆ハ咬レ果手ニ汗ヲ握玉フ、奥方ヘモ此由相聞ヘ北ノ方アツト計ニ絶入玉フヲ、人人色々介抱シ蘇生セ玉ヘ、御歎ハ大方ナラス、況利常卿ノ御愁傷目モ當ラレヌ事共ナリ、既ニ光高卿事切サセ玉ヘハ、御客衆モ忙然トシテ御一門方ヘ挨拶シテ歸リ玉フ、利常卿ハ歎キ入玉フヲ青木權十郎御側ニ在テ申ケルハ、乍恐御歎ノ段ハ奉絶言語候ヘ共、殿様左様ニ御歎被遊候テハ下々ハ何ト可仕候、犬千代様御座ナサレ候上ハ、北ノ方様ヘ被附御力、御家中モ安心仕候様ニ被仰付、可然奉存候ト、謹テ申上レハ、利常卿、實モトヤ思召ケン、御泪ヲ拭セ玉ヒ奥ヘツト入玉ヒ、北ノ方ヘ仰ケルハ、犬千代ハ幼少也、今ハ姫ヨリ外ニ無便ト聲ヲ上歎カセ玉ヘハ、北ノ方ハワツト倒レ泣玉フ、惣女中不惜聲泣入テ御殿モ震フ計也、利常卿ハ神田ノ屋敷ヘ入セ玉フ、扱金澤ヘ飛脚ヲ立テ、此由ヲ被告ケレハ、金澤小松ハ不及云、御分國ノ上下民百姓開夜ニ如失燈、十方ニクレテ歎ヌ、扱御遺骸ヲハ金澤ヘ送ラセ玉フ、御供ノ人人ハ青山織部、宮崎彌左衛門、脇田小平次、石黒左近、伊崎彦兵衛、矢部覺左衛門、氏家久兵衛、加藤半右衛門、中川三右衛門、古江五兵衛、其外御步行、料理人ニ至ルマテ御供シ御靈供ヲ備フ、廣徳寺ヨリ出家一人御供ス、金澤ヘ御著、天徳寺ヘ移シ申、御葬送ノ規式相濟、御遺骨ヲ被納高野



山、五月十日ハ尊靈ノ三十五日ナレハ、金澤ノ天澤寺ニテ五日ノ御法事アリ、御法名ハ陽廣院殿前羽林莊嚴天良大居士ト號ス、御分國ノ儀ハ不及云、上方ノ智識諷經ノ僧群集ス、

〔寛政重修諸家譜〕千百三十一 前田

光高、初利高、犬千代九、元和元年金澤に生る、寛永六年四月二十三日、大猷院殿の御前に在りて元服し、御諱の字をたはひ光高と名乃ぞ、正四位下少將に叙任し、筑前守と稱す、五時に十乃日台徳院殿より五月雨郷の御刀、大猷院殿より正宗の御刀をたまふ、二十六日大猷院殿、父利常の別業に渡御乃とき、御前に在りて眞長の御太刀、貞宗の御脇指時服百領、白銀千枚をたまはる、光高をまた正恒の太刀、包永の刀、當麻の脇指時服五十領、綿千把、白銀五百枚を獻せ、二十九日台徳院殿もいらせたまひ、一文字の御太刀、二字國俊の御刀、時服五十領、白銀五百枚をたまひ、光高も守家の太刀、長光乃刀、景光の脇指時服五十領、白銀五百枚を獻せ、九年十二月十三日、大猷院殿の御養女、大姫君を光高に嫁せらるへきむねおぼせ、汝かうふる、十九日、父ともに登營してこれを謝したてまつる乃と、貞宗乃御刀を賜ふ、十年十二月五日、大姫君光高の許に入與あり、酒井雅樂頭

忠世、御輿を渡し、父利常みつらこれ汝うけとぞ、酒井讃岐守忠勝、御貝桶をわさし、松平宮松丸利治、これをうけとる、さてにして利常光高とも、に營に乃ゆるのとき、御前にめされて御盃をたまはり、太郎作正宗の御刀、信濃藤四郎の御脇指を拜賜す、この日、光高一文字乃太刀時服百領、絹二百疋を獻す、十一年、洛にこれ得らせたまふ乃とき、供奉し、十二年六月二日、安宅丸御船御遊覽乃と、扨扨従し、十月七日、板橋よ遊獵あるのときも、まゝかひたてまつる、十三年十月、武藏相模兩國のうち百四十八村おをいて放鷹乃地をたまふ、十六年六月二十日、封を襲、八十萬石汝領し、弟淡路守利次に十萬石、飛騨守利治に七萬石、汝わらちあまゝへ、その餘二十二萬石を父の養老乃料にたまふ、十一月二十六日、はしめて入國のいとま申のとき、行光乃御脇指を拜賜す、十七年二月、上使田中主殿頭吉官を金澤に下され、襲封の後、はしめて入國せるをよろこひおかしめ、乃むね仰を侍たへ、御鷹の鶴及び紗綾百卷をたまふ、四月、日光山に御詣のとき、供奉をつとむ、十一月二十八日、酒井讃岐守忠勝をもつて、領國金澤城北廓の内に、東照宮の御宮汝造立せむ事をこひたてまつるのとき、御ゆるし給ふ、其後光高登營せしとき、たれせに、東照宮を領國にあめたてまつらむとまゝること、そ乃志



あさからす、其敬またいたれ、光高は我甥なり他にあらま、よろしく祭祀して、  
 國家を鎮め、又軍神をしてあふきたてまつるへしとなり、十九年正月、封國にあ  
 るのとき、上使を金澤に下され、御鷹の鶴をよひ綾絹百卷をたまふ、正保元年い  
 とまたまは、て相模國新戸にいたり放鷹す、二年四月五日卒す、年三十一、將殿  
 天良陽廣院と號せ、金澤の天徳院に葬る、その日老中松平伊豆守信綱、阿部豊後  
 守忠秋を下され、酒井讃岐守忠勝を附置る、十一日、上使もて、購銀五百枚をたま  
 ふ、室は大猷院殿の御養女阿智姫君と稱す、實は水戸中納言頼房卿の息女、光高  
 卒するのち、尼となりて清泰院と號す、明暦二年九月二十二日、病をまやらな  
 るよしきこしめされ、老女役もて御たつねり、其後また内藤式部少輔政次を  
 下されて、たつねさられ、二十三日逝き、年三十、小石川の傳通院に葬る、  
 綱紀、初綱利、犬千代丸、母は大猷院殿の御養女、  
 寛永二十年生る、正保元年二月十二日、母堂にまたかひて登營し、はしめて、大  
 猷院殿にまみへたてまつる、時二年六月十三日、老中酒井讃岐守忠勝、松平伊  
 豆守信綱を下され、遺領を繼へきむね、台命をかうふる、まかれともな、改いとけ  
 なきによ、祖父利常、終ほせ、改うけたまわりてうしろ見、略下

〔前田家譜〕

澤金

光高小字ハ犬千代丸、初ノ名ハ利高、利常ノ第一子、母ハ徳川氏、  
 元和元年十一月二十日、金澤城ニ生ル、七年五月廿五日、光高江戸ニ如キ、大將軍  
 ニ謁ス、七月五日、光高江戸ヨリ至ル、九年春、今枝直恒、光高ノ傳トナル、略大將  
 軍ノ朝堂ニ元服ス、是ノ日、正四位下ニ叙シ、左近衛少將ニ任セラレ、筑前守ヲ兼  
 ス、大將軍偏諱ヲ賜フ、是ニ於テ、利高ヲ改メ、光高トス、略九年正月、前將軍薨ス、  
 是月、大將軍、前將軍ノ遺物、寶刀一口ヲ光高ニ賜フ、十二月、大將軍水戸中納言頼  
 房ノ女ヲ養ヒ、光高ニ婚ヲ定ム、十年十二月五日、光高ノ婦、徳川氏來歸ス、實ハ家  
女、故アリ、水戸邸ニ十四年十月、肥前島原邪蘇ノ賊亂ヲナス、光高之ヲ討セント  
 請フ、大將軍曰、未タ以テ卿ヲ煩ス可ラスト、而其請ヲ壯ナリトス、十六年三月、利  
 常江戸ニ如ク、光高之ヲ板橋ニ迎フ、利常、光高ニ請ヒ曰、長道余レ亦恙ナシ、殊ニ  
 今年ハ則チ好土産アリト、光高喜ヒ謝シ曰、願クハ請フ早ク之ヲ觀ルヲ賜エト、  
 利常曰、固ヨリ當サニ急ニ之ヲ視スヘシト、既ニノ利常藩邸ニ就ク、復タ曰、好土  
 産アリト、光高曰、如何ノ物ヤ、利常曰、余レ大將軍ニ謁シ、而後致仕ヲ請ハント欲  
 ス、請ヲ得レハ、則チ三州ヲ土産ニ贈ル也ト、光高乃チ以テ戲トナシ曰ク、君ノ  
 貴庚漸ク初老ヲ過ク、之ヲ如何ソシ、其レ老ヲ請ハンヤ、利常曰、否々、國ニ在リ、我



カ志已ニ決スト、後チ數日利常復タ之ヲ言フ、光高曰、頃者大人數々之ヲ言フ、若シ然ラハ則光高私カニ請フアリト、利常曰、如何、光高曰、讓授ハ國家ノ大事何ニ獨リ光高ニ必セシ、尙ホ淡路、飛騨ノ在ルアリ、君請フ三人ヲ撰ヒ、大國ヲ治ル器アル者ニ讓レ、苟モ讓授其人ヲ得ル、光高モ亦遺憾ナシト、利常曰、否然ラス、固ヨリ當サニ卿ニ讓ヘキナリト、五月十六日、大將軍、利常ノ請ヲ允ルス、利常小松城ニ老シ、光高封ヲ襲フ、是ノ日、大將軍、利常ハ姉ノ夫、光高ハ外甥ナルヲ以テ、特ニ親シク席ヲ同フシ之ヲ慶ス、光高ニ謂ヒ曰、肥前守年未タ五十二ニ滿タス、而シテ大國ヲ卿ニ讓ル、其恩抑々亦甚タ渥シ、卿宜シク之ヲ忘ル莫ルヘシト、光高命ノ辱ナキヲ謝シ對ヘ曰、然リ、肥前守已ニ願フ所ヲ得ル、意モ亦満足スト、聞ク者甚タ是ノ對ヲ善トス、中十七年十一月廿八日、社ヲ城下ニ立テ、東照宮ヲ祀ル、是ヨリ先キ元和三年、豐國社ヲ卯辰山ニ置ク、是ノ歲、越中、高野、野渠ヲ鑿チ常願寺ノ水ヲ引キ、高野原ヲ開墾ス、是ノ歲、光高、松永昌三ヲ聘シ、待スルニ賓師ノ禮ヲ以テス、十八年四月、光高、江戸ヨリ至ル、十六年封ヲ襲ヒ、是ニ至リ、初テ國ニ就ク、中是ノ歲、五穀熟セス、十九年三月、光高、江戸ニ如ク、夏、飢ス、光高之ヲ賑恤ス、九月、光高ノ女、第八條宮智忠親王ニ歸ス、中二十年十一月十六日、世子、犬千

代丸生ル、嚮ニ光高ノ江戸ニ赴クヤ、光高熊谷驛ヲ發シ、肩輿ニ坐睡ス、夢中ニ句ヲ得タリ、曰、開クヨリ、梅ハ千里ノ香カナト、覺メテ、後之ヲ左右ニ語ル、左右之ヲ慶シ曰、吉言フ可ラス、夫人、滿月必ラス、世子ヲ舉ント、既ニノ果ノ信ナリ、是ニ至リ、利常之ヲ聞キ、大ヒニ喜ヒ、乃チ光高夢中ニ得ル所ヲ以テ、起句トナシ、連歌百韻ヲ作ル、正保二年四月五日、光高龍ノ口、藩邸ニ暴殂ス、年三十一、是ノ日、白山鳴動ス、十九日、光高ノ柩、江戸ヨリ至ル、五月十日、茶毗シ、城ノ東南、天徳院ノ地ニ葬ル、諡シテ陽廣院ト曰フ、殉死スル者二人、大將軍齋藤左源太ヲ贈テ、致サシム、是ノ歲、光高、歳旦ノ試筆ニ歌ヲ作り、曰、余レ今年三十文字アマリ、一文字ヲ歌ニ讀ル、歳ノ數カナト、聞ク者傳誦ノ之ヲ稱ス、保傳今枝、直恒獨リ以テ凶讖トナシ、竊カニ之ヲ病フ、是ニ至リ、果ノ驗スト云、直恒モ亦殉死セント欲シ、柩ヲ奉シ、金澤ニ還ラント請フ、利常之ヲ留メ、曰、余レ老ヒ、犬千代幼ナシ、余レ犬千代ヲ卿ニ託セント欲ス、卿若シ、犬千代ヲ輔ケサル、其レ國家ヲ如何ン、卿幸ニ、犬千代ヲ視ル、筑前守ヲ視ル、如クスル、余レ死スルモ、猶生ル如ト、直恒再三固辭ス、命ヲ得ス、是ニ於テ、罷勉涕泣ノ職ニ就ク、大將軍家、光公嘗テ侍臣ニ語テ曰、加賀ノ少將、其資質ノ美、固ヨリ衆ニ異ナレト、直恒輔導ノ力モ、亦少カラスト、光高人トナリ



聰明秀發、美姿容儀、ニシテ力アリ、仁慈孝友、其天性ニ出ツ、少フシテ武技ニ通シ、長  
 スルニ及ヒ、師儒ヲ敬シ、旁ラ國雅ヲ能クス、江戸ノ藩邸ニ馴習アリ、光高ノ呼法  
 ニ從ヒ、左右上下シ、毎ニ光高ノ出入ヲ送迎ス、故ヲ以テ光高甚ク之ヲ愛ス、一日  
 守郎ノ臣某ノ庭ニ飛下ス、某シ其驚タルヲ知ラス、之ヲ殺シ、將サニ同僚ヲ邀  
 ヒ之ヲ食ハントス、同僚至リ愕眙シ曰、是レ君公ノ鍾愛スル所、而シテ吾子之ヲ殺  
 ス、其罪不測ト、却走ノ去ル、某シ驚悔スレモ及ハス、即チ自ラ吏ニ造リ罪ヲ請フ、  
 光高之ヲ聞キ曰、驚惜ムヘシ、然リ禽ヲ以テ人ヲ擾ス、是レ余ノ過也ト、是ヨリ復  
 タ珍禽奇獸ヲ育ハス、聞者皆嗟嘆ス、又嘗テ光高、吉田大藏作ル所ノ弓ヲ藏ス、將  
 サニ之ヲ大將軍ニ進メントス、一夕當直ノ衛士數輩私ニ之ヲ控ス、盜射下ヲ喰  
 ス折レテ二トナル、士ナス所ヲ知ラス、自及シ以テ其罪ヲ償ハント請フ、光高曰、  
 私ニ之ヲ控ク者罪ナキニ非サレモ、吾ヲノ益弓ヲ進ムルノ謗ヲ免レシム、亦功  
 ナシトセス、然ラハ則功以テ罪ヲ償フニ足ルト置テ問ハス、士皆扑踊シ驚喜ス、  
 其仁愛物ニ及ヒ、施爲宜シキヲ得ル是ノ如シ、光高嘗テ僧天海ヲ招キ、謙ス、天海  
 光高ノ雅量ヲ試ミント欲シ、座上展覽ニ設ル所ノ藤亞相公任自筆ノ朗詠集ヲ  
 乞フテ之ヲ袖ニス、光高欣然之ヲ諾シ、會テ客容ナシ、天海歸ルニ臨ミ之ヲ光高

ノ左右ニ納メ、咨嗟シ去ル、光高親ニ事ル敬養備サニ至ル、其利常ヲ江戸及ヒ國  
 ニ送迎スル必ス膳宰ニ命シ、珍膳ヲ驛次ニ遞進セシムルモノ、數日、利常ノ小松  
 城ニ老スル園池ヲ、葭島ニ作ル、佃某ヲノ役夫ヲ督シ、石ヲ金澤城ニ取ラシム、某  
 シ命ヲ奉シ、金澤城ニ至ル、番兵誰何シ曰、安房守、山城守ノ令ヲ得サル公等ノ入  
 ルヲ容スヲ得ス、況ヤ石ヲ出スニ於テヲヤト、某已ムヲ得ス、本多氏ニ詣リ之  
 ヲ告ク、安房曰、臣等筑前君ノ託ヲ受ケ、斯ノ城ヲ守ル、小松公ノ命ナレモ敢テ奉  
 セズト、某シ又横山氏ニ往キ告ク、山城モ亦安房ノ言ノ如シ、是ニ於テ某小松ニ  
 還リ之ヲ利常ニ告ク、利常置テ止ム、既ニ安房、山城書ヲ江戸ニ馳セ之ヲ光高  
 ニ告ク、光高大ニ驚キ、自ラ報ヲ作り曰、獨リ右ノミナラス、小松ヨリ求ムルアル  
 便チ輒チ之ヲ奉スヘシト、且ツ其紙尾ニ古歌ヲ書シ曰、蘆ノ葉ヲ落セハ雁ノ聲  
 立テス、ナラナキ子ニ親ノヲスライト、唯其志ヲ養フ能ハサルヲ恐ル、是ノ如  
 シ、後チ安房、山城ノ二人事アリ、借ニ小松ニ詣ル、利常二人ヲ見テ謝シ曰、前日佃  
 某ヲノ金澤城中ノ石ヲ取ラシム、而シテ卿等之ヲ肯セス、余カ意素ヨリ卿二人依  
 頼スヘシトナシ、筑前守ニ付ス、然レモ卿等寄託ヲ重スル、斯ニ至ルヲ圖ラサル  
 也、吾レ復タ憂ナシト、安房再拜シ對ヒ曰、君ノ意以テ然リトナスカト、山城ハ則



感喜涕泣ノ退ク、光高心ヲ聖賢ノ學ニ潛メ、専ラ躬行ヲ以テ先トナシ、將サニ之ヲ政事ニ施サントス、而シテ在位ノ日淺ク、中道ニ殞シ、治行ノ蹟紀スルヲ得ス、誠ニ惜ム可ナル哉、然リ其徳性夙成ノ威儀容貌ノ間ニ煥發シ、人ノ敬愛信孚ヲ取ル自ラ得テ誣ユ可ラサル者アリ、嘗テ朝鮮ノ聘使、大將軍ニ朝ス、光高ノ位ヲ過キ特ニ禮敬ヲ致ス、館伴ノ人之ヲ聘使ニ私ス、聘使曰、英偉尊嚴常人ニ非ル也、故ニ其没スル忌者ニ毒セラルト疑フ、其訃音ヲ傳フルノ使者至ル上下哀號止マス、輿隸走卒痛惜ノ聲相傳ヒテ江戸ヨリ金澤ニ達スト云、著ス所遺訓五十餘條、銘歌百首アリ、家ニ傳フ、其他一本種及ヒ自論記アリ、自論記ハ則家光公ノ囑ヲ受ケ撰進ス、而シテ今並ヒニ存セス、重テ惜ム可ナル哉、

綱紀、小字は犬千代九初の名は綱利、光高の第一子、母は徳川氏、寛永二十年十一月十六日江戸龍の口藩邸に生る、正保元年二月十二日、綱紀、大將軍に内寢に見ゆ、二年四月五日光高歿す、六月十三日、大將軍、讃岐守酒井忠勝、伊豆守松平信綱をして命を傳へ、綱紀をして封を襲はしむ、綱紀襁褓に在るを以て母氏に従ひ、大將軍に内寢に謁し、襲封を謝す、

是歲、富山藩、富山西町に高札場を設く、

〔前田氏家乘〕

正保二年、富山西町に掲示場を築造せらる、之を高札の御定書と云ふ、其要に曰く、大商買一圓停止たり、若し犯すものあらは罪すべし、驛傳馬及び駄馬の重量は四十貫とすへし、犯すものは滅却せしむべし、驛丁一人の量は五貫目を限る、長持一荷は三十貫、褌籠は四人持とす、宿賃は薪代とも一人一泊十六文、馬は十二文とす、犯すものは三十日の禁獄に處し、其町の年寄役は過料金五貫文、其毎戸に百文宛を徴せしむ、負傷ある者は奴婢と爲せしむ、行旅者此揭示の趣意を犯すべからず、犯すものは共に罪すべし、盜賊、惡黨、賭博を爲す勿れ、犯すものあらは告發せよ、縦令同黨の者と雖とも褒賞すへし、之れを陰匿し他日露顯するあらは、其他肝煎、十村頭を罪すへし、淫賣を禁ず、富山より滑川を四里とし、此驛賃七十八文、乘懸荷人を乗するも同じ、無荷は四十六文、驛丁は八十一文とす、不詳なるものは寄留せしむる勿れ、若し陰匿するものを聞知せば、其地の肝煎、又は十村頭は報知せしむ、所々惡黨横行せば、村々申合せ捕縛すへし、褒賞を與ふへし、事に臨み協力せざる者は其村の罪に歸す、町人、百姓爭論せば、町年寄、肝煎、又は十村頭より、町奉行、郡奉行に申告せしむ、私に之れを具申さるものは、縦令事理ありと雖とも罪せしむ、取次の者遲滞し、事本人の困難



を益するものは、目付役より之を上申せし、町人、百姓存生の内に嗣子を定むへし、死後紛争を招くものは罪せし、旅客、旅亭、又は驛傳所にて遺失の物あらは、國境まで追走之を達せし、若し時を移し發見せば、肝煎に之れを具申すべし、馬丁たるもの途中乗馬を禁ず、若し乗馬の平民、途中士に遇ふ時は馬を路傍に曳くべし、寛永の新錢は、金一兩に四貫文を以て換ふべし、一步金は一貫文とす、犯すものは其買買の一倍を過料金とす、其町の年寄は二百疋、其他は毎戸十文宛の過料金を徴す、年貢庫納金と雖とも、一般通用の額に依るべしと、

加賀藩、越中米を、近江國大津に廻漕す、

〔租税志〕

正保二年又越中米若干ヲ致ス、之レヲ大津登米ト曰フ、横目比良左内、堀彌右衛門ヲ遣リ之レヲ糶セシム、而シテ石價銀二十匁ヨリ三十匁ニ至ルノ年ハ、每石米三舛價四十匁、左右ノ年ハ、每石四舛ヲ、藏宿菱屋源次ニ賜フ、國事

正保三年丙戌 和元二年 三百六十年

五月 朔丁未

二十日、丙寅利長の三十二年忌祭を高岡に行ふ、

〔御年表〕

正保三年五月二十日瑞龍院殿三十三廻忌之御法事、五月朔日、廿日

迄被執行惣奉行津田玄蕃、下奉行宮城采女市川長左衛門御法事濟、廿一日、廿三日迄御能被仰付出、家中并郡中、百姓等見物被仰付、并米百石非人施行セラル、

八月 朔乙亥

加賀藩主前田綱紀、加越能三國の高付帳を幕府に上る、

〔租税志〕

正保三年八月、加越能三國ノ高付帳ヲ幕府ニ上ル、是ヨリ先キ、寛永十六年、微妙公致仕シ、富山大聖寺兩支藩ニ分封セラル、故ニ是歲ノ高付帳公ノ養老領兩支藩ノ分封高等ヲ分載セリ、其大略左表ノ如シ、

加		領主
計	高	
	二六一、四八六、二五〇	松雲公
	二二、三九八、〇四〇	富山侯
	六五、七一〇、八四〇	大聖寺侯
	七三、三六三、四七〇	微妙公
計	四二二、九五八、六〇	







計總

九九、九五四、八〇

正保三年加能越三國十二郡高付帳

天保五年鄉村高帳御指出留帳

右表中ニ載スル所ノ石高之レヲ寛永十一年具狀ノ石高ニ比スレハ、其増減左表ノ如シ、

増減	國名		石數
	加賀	能登	
減	加賀	能登	一九、五四八、八五六
増	越中	能登	八、一一四、七九六
増	越中	能登	五九、〇五四、四七〇
増	越中	能登	四七、六二〇、四一〇

〔三州志〕

本封叙次考

五世松雲公、正保二年六月十三日、嗣封ノ初加能越三ヶ

國ノ内八十方石、

松雲公御分

微妙公及富山大聖寺二侯御領ノ割合ハ、既ニ寛永十六年ニ詳也、但是モ正保四年ノ割合ヲ以テ也

正保三年ノ比、被指上之御領地高御分目録寫、

八十六万四千五百五十九石九斗

松平犬千代領分

十一万七千五百六十六石九斗

松平淡路守領分

七万五千六百五十石九斗

松平飛騨守領分

廿五万八千九百八十四石三斗一升

松平肥前守領分

一万三千五百七十三石三斗三升

土方河内守領分

合百三十四万三千三十五石三斗四升

又同年ノ頃、御繪圖ニ此石高ヲ載レトモ、合算セサレハ、今有増合算スルニ、

八十万三千四百石餘

松平犬千代領分

十一万三千四百石餘

松平淡路守領分

七万九百石餘

松平飛騨守領分

二十四万三千五百石餘

松平肥前守領分

一万三千五百石餘

土方河内守領分

合百二十四万四千七百石餘

右同年比スラ御高區々ニ見エ、按ルニ此頃御朱印高モ差別ナシニ御書出セシ



歟、何レ譯ノ有ルコト、察スレハ、是ヲ御本高ト取ルヘキニハ非ス、既ニ是ヨリ先キ、寛永十一年ニ賜ル、稅帖御判物百十九万二千七百六十石ノ正數アルニ、正保ニ至リ又増石アルヘキナレハ、今ヲ以テ考フヘカラス、即寛永十一年ノ正數今ニ至テ差フコト更ニ無シ、

正保四年丁亥 紀元二千三百七十七年

新川郡泊波浪浸蝕の爲め移轉す、

〔下新川郡泊波浪等小學校報告〕

泊リハ最初宮崎村ノ西方海岸和倉ニアリシモノナルモ、海岸ハ波浪ノ爲メ年々欠壞シ去ラル、ヲ以テ、正保四年横尾村下濱手ニ移レリ、

加賀藩、棟役を廢して郡打銀を課す、

〔租稅志〕

正保四年ニ迨リ川除普請銀里子給銀、及飯料、渡舟費及渡守給銀等ヲ各郡ノ草高ニ課シ、之レヲ郡打銀トイヒ、嚮ノ棟役ヲ廢シタリ、改作所舊記、十村覺書、眞館覺書

〔年代記〕

正保四年御郡打銀割符、今年より草高に掛る法始る、  
慶安二年己丑 紀元二千三百九十二年

二月 庚寅

利常の女、勝興寺に入興す、

〔勝興寺文書〕

伏木郡 伏木町

氣はひ田として貳百石の所まいらせをき候、永く收納有へく候、仍くふん乃とし、

慶安貳二月十八日

犬千代

犬千代在江戸ニつき一判のくのおとし

とし常花押

おほるゝへ

〔雲龍山勝興寺系譜〕

圓周、寛永二年誕生、法名良昌、眼見ノ養子、實ハ本願寺准如上人第六男、正保三年四月十六日入院、法印大僧都室ハ加越能三州ノ大守加賀中納言利常公息女、慶安二年入興、正保四年、大守利常公ヨリ寺領知百二十五石加増アリ、先知共都合二百石ノ領知トナル、

八月 戊子

後光明天皇慶安二年



利次、婦負郡野積谷山方の裁許渡邊助右衛門を誅す、

〔前田氏家乗〕 婦負郡野積谷山方裁許ナル渡邊助右衛門職權ヲ奮フテ部民ヲ苦シム、部民其非ヲ數テ訴フ、家老富田右衛門尉之ヲ糺ス、助右衛門招キニ應セス、公特ニ富田彌五作瀧川玄蕃ニ命シ曰ク、汝往テ彼レカ罪ヲ糺シ以テ城中ニ拘引セヨ、若シ應セサラハ直チニ刺セト、彌五作家ニ歸ラス直チニ行キテ命ヲ傳フ、助右衛門聽然立チテ入ラントシケルカ、忽チ願テ彌五作ヲ切ル、刀鋒垂帷ニ觸ル、彌五作小刀ヲ以テ助右衛門ノ鬚毛ヲ切ル、時玄蕃來リ之ヲ扶ク玄蕃ノ僕其ノ級ヲ探ル、彌五作後チ功ヲ賞セラレ祿二百石ヲ増加セラル、

〔参考〕

〔慶安奇聞〕 御初代利次公御治世中、御知行百五十石賜はり御馬廻組にて渡邊助右衛門とて數年野積谷山方の裁許を相勤ける中に、追々政威にほゑりしにや、彼山方百姓共より目安を以て爾々の事訴訟しければ、逐一御聽にも相達し、時の武臣富田右衛門尉宅に於て、双方呼立詮議ありしに、理非不分明其答書事延引に相成、刺上へ對し御恨を含み、病氣と申立引籠り候得は、以之外御憤り、重て一書を以助右衛門、頭富田彌五作瀧川玄蕃兩人、助右衛門宅江御詮議之帳

面持參可相糺、夫より御城江同道可致之旨仰出ければ、彼頭兩人彼が宅江可相向其仕度をぞなしにけり、尤是にても万一及異議候ハ、討捨可申旨御意にて有しなり、助右衛門宅は、現今太田口町書林守川何某の住居せしあたりにて、覺中町大井戸の向側より押廻しの屋敷也と云ふ、右頭兩人の内、富田彌五作は直と彼宅へ相向、瀧川は宅江立寄直と被相向ける、然るに御城より再使を以て糺方事延引候哉と被仰出けり、爰に助右衛門、登城候ハ、殺害にも可相成哉と相察し、頭へ對し登城可仕と座を立ち其容貌も變し、勝手へままふへき体に見へし故、彌五作指續き勝手へ仕寄せ候へは、さりとは勝手迄御入候段、御情も無之仕合にて彌五作を抜打に切申候、尤も助右衛門は天流の太刀遣也、太刀先暖簾につかひ申せとも肩の上を切申候、彌五作は金巻流道休弟子、小太刀にて彼の鬚を切返す太刀にて目を拂ひ申候、玄蕃指續き抜合切結ひける、彌五作の切申候瘡より、助右衛門が目の中へ血流れ込みし故、助右衛門倒れ申す所を思ふ儘に切殺申候、其首は玄蕃家臣細野小右衛門と申きもの、討取申候て上へあけ申候、扱助右衛門ままふとの風聞にて、追々御家中、鎧長刀の鞘はつし、屋敷の廻り取巻を爲、檢使早速入江、權兵衛、堀才之助兩人被遣て、助右衛門手瘡等見分、彌五



作太刀打の次第承届取巻し御家中退散之義申渡し、此兩人御城江被申上候處、又そろ不破義右衛門、村上傳三郎兩人に被仰渡、寄合人々爲引取候、扱檢使始終彌五作無比類手柄之旨委細言上ありければ、彌五作爲御褒美、御加増知貳百石被仰付、随分療治相加可申旨被仰出、依て御受難有仕合奉存候旨申上けり、其後瘡口平癒して勤仕有之候也。

是歲、富山藩、封内の檢地を行ふ、

〔富山御領舊事略〕

慶安二年より御檢地始同四年に相濟申候、婦負郡御檢地御奉行蟹江主水様、石川與三左衛門様にて御座候、

〔前田氏家乗〕

慶安二年郡村ノ檢査全ク畢ル、奉行ハ石川與三左衛門、蟹江主水ナリ、

礪波郡杉木村に市場を再興す、又和田新村町立となる、

〔小幡舊記〕

恐乍利波郡杉木村宇兵衛、太郎九七兵衛申上候、

一杉木と申所先年高岡様御代に市場の町にて御座候處、慶長十三年に莊川打入市場の家共散々に罷のき有之候へは、私いつれも御高は持不申、おゝかし

おにたゝすみ居申候へは、何共迷惑仕申候、就其如跡々市場御請申上度御斷申上候事、

一右之市場筋に被爲成太郎九村の内八拾石、深江村之内拾石、杉木村之内拾石、百石居屋敷に被爲仰付被下候は、長さ三百間横八拾間の内に家百間家相立可申候御事、

慶安二年正月二十七日

杉木村

宇兵衛印

作藏印

茂右衛門印

左兵衛印

太郎九村

七兵衛印

七三郎印

八助印



後光明天皇慶安二年

甚 六印

三二

國府新助様

十念名村

左次兵衛印

深井村

伊右衛門印

善兵衛印

宗五郎印

理兵衛印

口神村

宗右衛門印

仁右衛門印

北高木村

宗兵衛印

○裏書

表書、新町市場之儀、如書付之被仰付、口口御納可成、夫銀並諸役之代銀、毎年十月

中ニ可致皆濟候、市日之儀、是迄在來候近所之町、市日に指合無之様に可相極者也、

長 九郎左衛門花押

前田 出雲守口花押

葛卷 隼人 口花押

津田 玄蕃 頭花押

横山 左衛門尉口花押

奥村 河内守口花押

〔増補大路水經〕慶安二年ニ町立ニ被仰付、和田新村、

慶安二年庚寅 紀元二千三百十年

春、婦負郡奥田新村、及杉原野を開墾し、又牛ヶ首用水を通す、

〔前田氏家乘〕 婦負郡奥田新村ニ水田千四百六十石ヲ開拓セシメラル、又杉

原野ヲ開キ二千石餘ヲ開墾セリ、又神通川ノ上流鳴子村ヨリ水ヲ引キ、田地ニ

灌溉セントテ起工セラル、之レハ牛ヶ首用水トイフ、

〔前田舊記雜聞〕

後光明天皇慶安二年 三年

三三



一 婦負郡與田新村承應四年ノ頃、舊草高新田凡千四百六十八石餘、

一同郡杉原野三ヶ村、承應年間舊草高新田概略二千七百六石餘、

〔富山御領舊事略〕

一 高二千七百石餘

杉原野中三ヶ村

此高寛文七年、小長谷村安右衛門始申候、

六月 朔 癸未

二十六日、申戌瑞泉寺、勝興寺と寺格を争ふ、

〔勝興寺文書〕

伏○水郡

態致啓上候、然者瑞泉寺殿上洛付、從先年貴様へ御與力ニ被仰付候通、稱爲御意申渡候へ共、御請不被申候付、御勘氣與被仰出候、就其越中御一家衆、坊主衆中、御門徒衆中、瑞泉寺殿與不被致參會、勝興寺殿へ御馳走申様にと爲御意申遣候間、被成其御心得尤忝可被思召候、恐惶謹言、

七月朔日

横田帶刀長仍 花押

八木藏人周 花押

川那邊主馬武 花押  
下間大進中友 花押  
下間民部卿仲虎 花押

勝興寺様

端書無之

態以飛札令申候、然者今度瑞泉寺殿上洛付、從先年勝興寺殿へ御與力之儀被仰出候付、其段爲御意瑞泉寺殿へ彌申渡候へ共、御請無之付、御勘氣被仰付候間、於其地向後者付合有間敷候、爲其如此候、恐惶謹言、

七月朔日

横田帶刀長仍 花押

八木藏人周 花押

川那邊主馬武 花押

下間大進中友 花押

下間民部卿仲虎 花押



越中惣御一家衆

端書無之

能以飛札令申候然者今度瑞泉寺殿上洛付從先年勝興寺殿へ御與力之儀被仰出候付其段爲御意瑞泉寺殿へ彌申渡候へ共御請無之付御勘氣被仰付候間於其地向後者付合被申間敷候爲其如此候恐々謹言

七月朔日

横田帶刀長仍花押

八木藏人周花押

川那邊主馬武花押

下間大進中友花押

下間民部卿仲虎花押

越中惣坊主衆

惣御門徒衆

端書無之

能以飛札令申候然者今度瑞泉寺殿上洛付從先年勝興寺殿御與力ニ被仰付彌此地ニテ被仰渡候へ共背御意御請無之付御勘氣與被仰付候間被得其意瑞泉寺殿下一味不被申向後勝興寺殿へ御馳走被申上候へ於御門跡様可被成御満足候爲其如此候恐々謹言

七月朔日

横田帶刀長仍花押

八木藏人周花押

川那邊主馬武花押

下間大進中友花押

下間民部卿仲虎花押

瑞泉寺殿

下坊主衆中

門徒衆中



爲御意重而以飛脚致啓上候、然者、瑞泉寺此頃信淨院殿へ走り被申候禮相濟申候付、瑞泉寺へ一味於無之ハ、下坊主衆直參ニ被召上、依首尾御褒美モ可被下候間、隨分可被成御才覺候、併御手前様ヨリ被仰入惡儀モ御座候ハ、可然縁ヲ以御才覺御尤候、則下坊主衆へモ以連狀申入候、可被成御届候、恐惶謹言、

七月四日

横田帶刀長 仍花押

八木藏人 周花押

川那邊主馬 武花押

下間大進中友 花押

下間民部卿仲虎 花押

勝興寺様

御小性衆御披露

爲御意急度申下候、然者此度上京之坊主衆、勝興寺殿無斷被罷登候事言語同斷不届思召候、與力之事ニ候へハ、於勝興寺殿本末等ニ吟味之上、添狀無之方ハ如

何様之願モ取譯不申候、向後急度越度可申付候、將又勝興寺殿有來之役銀等無滞、三段之座配モ不亂候様、尤年頭盆報恩講參詣無異儀勤可被申候、此等之趣可被相守事肝要候、恐々謹言、

八月三日

證念花押

越中四郡

惣坊主中

〔瑞泉寺記録帳〕

當時良宣代御歸參、慶安三年六月二十六日夜於京都東え御歸參也、此發を尋よ三年以前より、古國府勝興寺良如上人之御蓮枝にて光昌院良昌之御代也、御内室は小杉之黃門様之御女也、家老原田因幡御本山え登て、越中西方之惣寺庵與力附に願、當御坊も古國府之與力附と成、勝興寺の年來の入用銀、毎年割荷可出様に申付る、當寺は綽如上人之御建立として、北國之本寺也、勝興寺は元土山安養寺と申て、當寺二無如乘法印之開基、二俣本泉寺之下也、然るに、古國府は天正九年に没落して、同十三年御建立中絶の間四五五年也、故に顯如上人ハ越中の惣寺庵之司に被仰付ける、當寺天正九年より文祿三



年まで十三ヶ年中絶にて、准如上人の御代に、井波に御再建也、是故に當勝興寺  
權柄能殊に良昌は御蓮枝也、當寺の良宣は院家なり、然るに當寺の七晝夜を十  
月相勤古國府の七晝夜に參詣可致由申來故に、加賀の寺社え御願有、其頃は津  
田玄蕃、葛卷隼人御勤之時節、此出入三ヶ年の間埒明不申、古國府は本山加賀公  
儀之引宜敷當寺の門徒は、緯如上人の開基を申立、古國府の下にならん事を憤  
りける故に、略中當寺の下寺五十七ヶ年、春の頃より壹人宛段々被召出、御眞影  
之前にて熊野牛王之裏に血判を取給へて、五月上旬に京都え御登有て御影有  
之所に由緒有御寺なれば、願之通古國府と今迄ことく同様に被仰出て御首尾  
能有し所に、六月二十六日の朝五ツ時に、急に御出可被成との御召也、何事と思  
召て梨子之市助高岡板屋六兵衛御供して罷出る處に、何の仰渡もなく直に御  
座敷え御入以之外殿敷相見ける、昨日は首尾能今日俄に座敷籠に被押込事不  
思儀なり、六兵衛茶の給仕に來る人に申けるは、略中一命を懸て御願申度事有  
御聞届可被下やと云、何成御度にても身に相叶事ならば可承密に六兵衛申け  
るは、我々今晚脱落仕度御自分遁道を教給、左様ならば今日御預申金子可進若  
御得心なき事ならば、其座は立せ間敷と面色替て申しける、彼人はは一大事の

儀也又何れより御出なさる、道もなしと申ける、左様ならば覺悟あれと、如水  
の壹尺五寸引き抜て指貫ぬかんと致ける、彼人一命に難替思ひ、左様ならば此  
向成塀を越給は、先年教如上人の御裏の御所之前江出る、夫より塀を越て西之  
方江御巡り有ると惣門也、夜更ぬ内は番人も咎まじと細々と語りける、六兵衛  
大に悦此御恩は忘れまじと、六月廿六日の夜の支なれば、蚊屋之中に有様に見  
せ塀を越て落給時に、四ツ之上刻、東本山の御門前江來り給ふ、市助申けるは、瑞  
泉寺程成大坊の御臺所、御門よりすこゝ入給ふ事殘念の至なり、是に隠れ給へ  
とて、御式臺御門之前なる土橋の下江忍はせ、市助は御臺所江懸入大音にて越  
中瑞泉寺歸參仕、いそぎ御式臺御門開かれと申ける、御本山の騒なゝめならず、  
早速御門を開かれ、宣如上人、式臺之石壇迄をりさせ給ふ所江良宣、藍色の五ツ  
布の羽織を召して、市助、六兵衛諸共入給ふ、御上人は良宣の手を取せ、御式臺江  
上せ給ふ所江御門前江、西本山を數百人追懸來るといへとも、最早御座敷江御  
入時に、良宣三十八歳之時也、略中然るに西本山より加賀之社寺奉行所江、今晚  
越中瑞泉寺不届之品有之、籠江押入置所逐電仕候、歸參改派の儀御指留可被下  
之飛脚也、東御本山よりは越中瑞泉寺首尾能歸參仕、御國元之儀宜敷頼入之飛







慶安四年辛卯

百一十二年三

是歲、加賀藩十村役の上に、扶持人十村を置き、共に帶刀を許す、

〔租稅志〕

十村ヲシテ屢々其部下ヲ巡リ農事ヲ獎勵シ、若懈ル者アラハ其田ヲ没入シ、之レヲ他ノ百姓ニ授ケ、前ノ田主ヲ以テ其家奴ト爲シ、歴世之レヲ使役セシム、或本鞍馬及槍ヲ各郡十村ニ賜フ、其巡村スルヤ雙刀ヲ佩ヒ、民ヲシテ畏ルル所アラシム、十村上言シテ曰ク、大刀ハ行正ニ便ナラスト、僅ニ小刀ヲ佩フルノミ、或本諸郡十村拜領物記

〔參考〕

〔平井記錄〕

舊藩制地役人

役目	給額	勤向等
無組御扶持人十村	代官五册一册三百一石二升ツ、ノ納料外ニ手當	人民ノ支配スルテ外レ藩府へ定詰メ多分改作奉行ニ事ヲ受十村ニ關スル等
御扶持人十村	全	一郡限リ前ニ同シ
十村	代官三册外ニ納役米ト唱十五以上ノ男子一人ニ二升ツ、	一組限リノ事ヲ上進下達ス

新田裁許	代官二册	定免新開極高新開諸高新開ノ事ニ關シ年々免相ノ増減ヲ司ル
奥山廻	代官三册	年一度奥山ヲ廻リ官林ノ保護役ナリ
山廻	代官二册	村落七木ノ縮リ役
直支配	無給	堤防奉行ニ付キ工事着手等ニ監督スルナリ
相談人	無給	驛立ニノミアリ肝煎ノ顧問ナリ他國へ向テ町年寄ト書ス
肝煎	村々ヨリ區々也凡一月二升一石高五合位	一村ノ事ヲ司リ諸事ヲ勤ム
組合頭	無給	肝煎ノ副役
算用吟味人	無給	驛立ニノミアリ一村出勤ノ横目也
火消役	無給	水火害ノ防禦方消防人足ノ指揮役ナリ

承應元年壬辰

百一十二年三

五月辛未

雄神川洪水射水郡二塚村流失す

〔射水郡二塚尋常小學校報告〕

承應元年壬辰歲五月中旬、雄神川洪水ノ爲メ、

後光明天皇慶安四年 承應元年



上二塚全村及西二塚、東二塚ノ一部流失セルヲ以テ、更ニ西二塚、二塚新東二塚、三本松ノ五ヶ村ニ分ル、其後又明曆ノ頃雄神川及千保川氾濫シテ、二塚全村及二塚新ノ一部ヲ流失セリ、

是歲加賀藩、郡奉行、改作奉行、魚津郡代及ひ高岡町奉行等を置く、

〔越中史略〕 承應元年、郡奉行、改作奉行を置く、郡奉行は郡内の庶政を統轄し、改作奉行は農務を督勵するを任とす、この頃既に魚津には郡代を置き、高岡には町奉行を置けり、

〔國格類聚〕 四

平士役之支配

高岡町奉行支配

町下代

町附足輕

古城御土藏番

御旅屋御門番小者

瑞龍寺方丈番

同掃除小者

繁久寺火燈番

伏木御材木御圍番

魚津町奉行支配

同所御馬廻

新庄御馬廻

下裁許

所附足輕

御藏番小者

礪波射水御郡奉行支配

山廻足輕

鳥見

所々藏番

所々船渡守

所々道番

新川御郡奉行支配

猪谷口留番足輕

鳥見

所々御藏番

所々川越人

所々渡守

奥山水溜口留番

所々道番

東岩瀬御旅屋番

越中境奉行支配

所附與力

足輕

小者

所々金山肝煎

東岩瀬御代官支配

御藏番

魚津御代官支配

御材木下裁許



越中在住

彌波射水御郡奉行二人

馬持以上位

新川御郡奉行二人

同斷 東岩瀬居住

今石動在住一人 金澤在住

同所與力五人在住

同所附足輕三十人内横小頭四人

御藏番 城小矢部 水見

御木藏番

高岡町奉行二人 馬持以上

町下代二人在住

同所御歩二人 引越

町附足輕廿一人内小頭

御旅屋御門番小者四人

瑞龍寺方丈番小者二人

瑞龍寺掃除小者

繁久寺火燈番五人帶刀

古城御藏番二人

吉久伏木御詰米奉行壹人引越 同所御用御歩一人引越

御藏番二人

伏木御材木園番一人

魚津在住壹人 金澤罷在

同所附與力五人在住

足輕三十九人内横小頭三人

町奉行壹人 大身引越

町附足輕拾三人 御鹽之方御用

所附御馬廻七人在住

但右御人高之内新川郡之内御材木裁許并御代官一人新川郡之内御代官

并東岩瀬御旅屋附御土藏御道具才許二人

同所下裁許在住人

御藏番小者

東岩瀬御代官壹人 小身引越

同所御用御歩壹人引越

御郡附足輕五人

御藏番足輕四人

新庄か鉢山才許壹人 小身引越

同所御馬廻壹人 勤之在御材木才許兼御代官

足輕 人 御金山廻番二人

境奉行壹人 大身引越

同所與力三人在住

足輕二十人内横小頭二人

小者五人

所々口留番 猪谷村水頂村五人

彌波郡大勘場村 右四ヶ所百姓番

〔諸藝雜志〕

新川郡魚津御加賀御領御代一人 人持組町奉行一人

新川郡御奉行二人 東岩瀬在住足輕五拾人



後光明天皇承應元年

同郡金山奉行二人

礪波郡高岡町奉行二人

古城者 利長公御居城

礪波郡射水郡御奉行二人小杉在住足輕五拾人

右同郡今石動人持組足輕四拾四人端兼帶

〔参考〕

〔下新川郡魚津郡小學校報告〕

町御奉行所初り

初代 萬治三年

岡田千右衛門様

外新川郡東岩瀬御裁許泊迄

二代 寛文四年

近藤新左衛門様

三代 同二年

松崎十右衛門様

四代 同二年

森庄左衛門様

五代 延寶八年

湯原源七郎様

六代 享元年

佐渡勘兵衛様

七代 元禄六年

齋藤吉兵衛様

八代 同七年

米田治太夫様

九代 同三年

土方與八郎様

十代 同四年

岡田善右衛門様

十一代 享保十五年

土方孫三郎様

十二代 延享四年

富田藏助様

十三代 寶曆六年

高島直右衛門様

十四代 天明六年

長屋多七郎様

十五代 安永二年五月

森苑左衛門様

十六代 天明七年八月

伊藤權五郎様

十七代 同七年六月

上木金左衛門様

十八代 同政四年

杉江兵助様

十九代 同十八年三月

三浦重右衛門様

二十代 同十六年

高島采女様

二十一代 享和元年

小堀左内様

二十二代 編者曰以下六代記者載ナシ

山森藤右衛門様

全

後光明天皇承應元年